
養育費の履行確保等に関する 取組事例集

令和7年4月
こども家庭庁 支援局 家庭福祉課

< 目 次 >

I 費用補助

①公正証書等による債務名義の取得

秋田県	P4	埼玉県春日部市	P119
神奈川県	P6、7	埼玉県上尾市	P120
新潟県	P10	埼玉県蕨市	P122
滋賀県	P14	千葉県君津市	P125
大阪府	P16	千葉県いすみ市	P126
兵庫県	P17	東京都千代田区	P128
山口県	P19	東京都文京区	P131
高知県	P20	東京都世田谷区	P133
札幌市	P21	東京都杉並区	P134
仙台市	P23	東京都北区	P137
横浜市	P26	東京都板橋区	P138
相模原市	P30	東京都練馬区	P142
新潟市	P32	東京都江戸川区	P146
浜松市	P36	東京都狛江市	P147
名古屋市	P38	神奈川県綾瀬市	P149
神戸市	P46	新潟県長岡市	P151
福岡市	P48	新潟県十日町市	P152
函館市	P50	新潟県見附市	P153
郡山市	P53	新潟県上越市	P155
宇都宮市	P54	岐阜県各務原市	P156
前橋市	P57	岐阜県山県市	P157
川口市	P59	愛知県一宮市	P159
柏市	P66	愛知県江南市	P160
横須賀市	P71	滋賀県彦根市	P161
富山市	P74	滋賀県近江八幡市	P163
金沢市	P75	滋賀県守山市	P164
豊橋市	P79	滋賀県東近江市	P166
岡崎市	P81	大阪府池田市	P170
豊田市	P82	大阪府茨木市	P172
豊中市	P84	大阪府羽曳野市	P174
八尾市	P89	大阪府藤井寺市	P176
寝屋川市	P92	大阪府四条畷市	P178
西宮市	P93	兵庫県宝塚市	P180
明石市	P94	兵庫県三田市	P181
奈良市	P96	奈良県生駒市	P182
和歌山市	P98	鳥取県境港市	P183
下関市	P100	山口県宇部市	P185
高松市	P102	香川県さぬき市	P188
久留米市	P105	香川県三豊市	P190
那覇市	P109	愛媛県宇和島市	P191
福島県南相馬市	P111	福岡県柳川市	P193
茨城県つくば市	P113	福岡県筑紫野市	P195
茨城県鉾田市	P115	福岡県春日市	P197
栃木県鹿沼市	P116	福岡県大野城市	P198
群馬県伊勢崎市	P117		

②戸籍抄本等の書類取得

神奈川県	P6	大阪府藤井寺市	P176
新潟県	P10	兵庫県宝塚市	P180
大阪府	P16	兵庫県三田市	P181
兵庫県	P17	奈良県生駒市	P182
仙台市	P23	鳥取県境港市	P183
横浜市	P26	山口県宇部市	P185
相模原市	P30	香川県三豊市	P190
新潟市	P32、34	愛媛県宇和島市	P191
浜松市	P36	福岡県筑紫野市	P195
函館市	P50	福岡県春日市	P197
郡山市	P53	福岡県大野城市	P198
宇都宮市	P54		
前橋市	P57		
川口市	P59		
富山市	P74		
豊橋市	P79		
岡崎市	P81		
豊田市	P82		
八尾市	P89		
寝屋川市	P92		
西宮市	P93		
奈良市	P96		
下関市	P100、101		
久留米市	P105		
那覇市	P109		
栃木県鹿沼市	P116		
埼玉県上尾市	P120		
千葉県君津市	P125		
東京都千代田区	P129		
東京都世田谷区	P133		
東京都杉並区	P134		
東京都練馬区	P142		
東京都江戸川区	P146		
東京都狛江市	P147		
神奈川県綾瀬市	P149		
新潟県長岡市	P151		
新潟県見附市	P153		
新潟県上越市	P155		
岐阜県各務原市	P156		
岐阜県山県市	P157		
愛知県一宮市	P159		
滋賀県彦根市	P161		
大阪府池田市	P170		
大阪府茨木市	P172		
大阪府羽曳野市	P174		

③養育費に係る保証契約 における保証料

秋田県	P4
神奈川県	P8
滋賀県	P14
大阪府	P16
兵庫県	P17
札幌市	P21
仙台市	P24
横浜市	P27
相模原市	P31
新潟市	P33
浜松市	P36
名古屋市	P39
大阪市	P42
神戸市	P47
福岡市	P49
函館市	P51
宇都宮市	P55
前橋市	P58
川口市	P60
柏市	P66
横須賀市	P73
豊中市	P85
八尾市	P90
和歌山市	P98
下関市	P100
高松市	P104
久留米市	P106
那覇市	P110
福島県南相馬市	P112
茨城県つくば市	P113
茨城県鉾田市	P115
群馬県伊勢崎市	P118
埼玉県春日部市	P119
埼玉県上尾市	P120
埼玉県蕨市	P122
千葉県いすみ市	P127
東京都千代田区	P129
東京都文京区	P131
東京都杉並区	P134
東京都北区	P137
東京都狛江市	P148

< 目 次 >

③養育費に係る保証契約 における保証料

神奈川県綾瀬市	…	P150
新潟県長岡市	…	P151
新潟県見附市	…	P154
新潟県上越市	…	P155
岐阜県山県市	…	P158
滋賀県近江八幡市	…	P162
滋賀県守山市	…	P165
滋賀県東近江市	…	P167
大阪府茨木市	…	P173
大阪府羽曳野市	…	P174
大阪府藤井寺市	…	P176
大阪府四条畷市	…	P179
兵庫県三田市	…	P181
香川県さぬき市	…	P188
香川県三豊市	…	P189
愛媛県宇和島市	…	P192
福岡県柳川市	…	P194
福岡県筑紫野市	…	P196
福岡県春日市	…	P197
福岡県大野城市	…	P199

④ADR利用費用

新潟県	…	P10
札幌市	…	P21
横浜市	…	P26
名古屋市	…	P38
船橋市	…	P62
金沢市	…	P76
茨城県つくば市	…	P113
埼玉県春日部市	…	P119
埼玉県上尾市	…	P120
千葉県市川市	…	P124
東京都千代田区	…	P129
東京都文京区	…	P131
東京都杉並区	…	P134
東京都北区	…	P137
東京都板橋区	…	P139
東京都練馬区	…	P143
東京都江戸川区	…	P146
東京都狛江市	…	P147
新潟県見附市	…	P153
新潟県上越市	…	P155

⑤弁護士費用

秋田県	…	P4
神奈川県	…	P7
滋賀県	…	P14
山口県	…	P19
金沢市	…	P77
豊中市	…	P86
奈良市	…	P96
下関市	…	P101
東京都杉並区	…	P134
新潟県見附市	…	P153
新潟県上越市	…	P155
滋賀県彦根市	…	P161
山口県宇部市	…	P186
福岡県春日市	…	P197

Ⅱ.多様な方法による相談支援の実施(弁護士・相談員など)

秋田県	…	P3
神奈川県	…	P5
新潟県・新潟市	…	P9
石川県	…	P11、13
滋賀県	…	P15
島根県	…	P18
山口県	…	P19
仙台市	…	P22
横浜市	…	P25
相模原市	…	P29
浜松市	…	P35
名古屋市	…	P37
京都市	…	P41
神戸市	…	P44、45
郡山市	…	P52
宇都宮市	…	P56
船橋市	…	P63
柏市	…	P67
横須賀市	…	P68、69、70
豊中市	…	P87
八尾市	…	P88
寝屋川市	…	P91
奈良市	…	P95
和歌山市	…	P97
呉市	…	P99
高松市	…	P103
久留米市	…	P107
那覇市	…	P108
茨城県鉾田市	…	P114
東京都北区	…	P136
東京都練馬区	…	P141
東京都江戸川区	…	P145
大阪府池田市	…	P169
大阪府茨木市	…	P171
大阪府藤井寺市	…	P177
山口県宇部市	…	P184
山口県下松市	…	P187
福岡県大野城市	…	P200

Ⅲ.親支援講座・セミナー

石川県	…	P12
仙台市	…	P22
横浜市	…	P25、P28
名古屋市	…	P40
神戸市	…	P43
船橋市	…	P61
豊橋市	…	P80
豊中市	…	P83
久留米市	…	P107
東京都文京区	…	P130
東京都世田谷区	…	P132
東京都板橋区	…	P140
東京都練馬区	…	P144
滋賀県東近江市	…	P168
大阪府羽曳野市	…	P175

Ⅳ.その他の取組

船橋市	
(戸籍・住民担当部署との連携強化)	… P64
(親子交流支援事業利用補助金)	… P65
金沢市	
(市常勤弁護士等の連携による 養育費確保ニーズの掘り起こしと解決指針の提示)	… P78
明石市	
(養育費等・親子交流取決めサポート)	… P94
千葉県市川市	
(親子交流支援補助の実施)	… P123



- 弁護士による法律相談の実施
- ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金の実施 等

取組内容

1 弁護士による法律相談の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、通常の養育費相談に加え、特別相談（専門相談）として弁護士による法律相談を実施。
- ・ 離婚前の養育費等の取り決め、また、離婚後の養育費の請求、強制執行、調停など、自分だけでは解決できない問題について、専門家のアドバイスを受けることができる。
- ・ 相談を希望する方は、同センターへ事前予約が必要。
- ・ 相談料は無料（1時間以内）。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方から、秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターへ事前予約

相談

- ・ 弁護士による法律相談（無料）

<相談実績>

- ・ 令和5年度は、42名が利用。

（相談種別）

離婚・親権	14件	
取り決め	22件	
面会交流	1件	
支払の履行・強制執行	7件	
その他	17件	※延べ件数

取組内容

2 ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費の取り決めの重要性に係る周知・啓発や、相談体制の充実に加え、ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金（以下「給付金」という。）を実施することにより、養育費確保に係る手続き費用の負担軽減を図り、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長、発達を支援することが目的。
- ・ 養育費の取り決めや確保のための各種手続きを行い、その費用を負担するひとり親等に対し、県が給付金を支給する。
- ・ 支給対象者は、秋田県内在住の離婚によるひとり親（もしくは離婚協議中の親）。
- ・ 支給を希望する方は、県あての支給申請書に、必要な書類を添えて申請する。

<支給対象となる手続き費用>

- ①養育費について公正証書による債務名義作成に要する公証人手数料（最大3万円）
- ②養育費（増額）請求調停申立てに要する収入印紙代・郵便切手代等実費、及び弁護士費用（最大6万円）
- ③未払い養育費に係る強制執行申立てに要する収入印紙代・郵便切手代等実費、及び弁護士費用（最大6万円）
- ④保証会社との養育費保証契約締結に要する初回保証料（最大5万円）

※（ ）内は支給上限額。

<申請受付窓口>

- ・ 県地域・家庭福祉課（郵送も可）
 - ・ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター
 - ・ 各福祉事務所
- ※これらの中から、申請者が都合の良い窓口を選択。

<実施状況>

- ・ 令和5年度実績

公証人手数料	42件	903千円
調停申立費用	2件	65千円
強制執行に係る費用	1件	60千円
養育費保証契約に係る保証料	1件	27千円
	46件	1,055千円



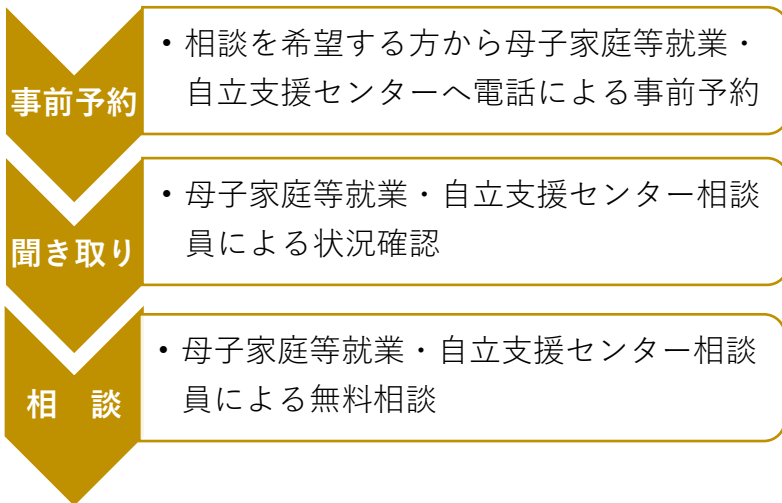
- 養育費相談員による無料相談の実施
- 公正証書の作成費用補助の実施
- 養育費請求調停申立経費・養育費強制執行申立経費補助の実施
- 養育費保証契約費用補助の実施

取組内容

1 養育費相談員による無料相談の実施（養育費等支援事業）

- ・神奈川県（政令・中核市を除く）在住のひとり親、離婚を検討している方、離婚協議中の方等を対象として、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて相談員による養育費相談を実施。
- ・相談は、原則毎月第1火曜日・第2木曜日・第3土曜日に実施しており、来所が難しい場合は電話・ウェブ（Zoom）での相談にも応じている。
- ・離婚、養育費の取決め、養育費の支払いの履行・強制執行等に関する相談に対応しており、個々の相談内容を踏まえて、相談者に活用できる支援等を情報提供している。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・令和5年度 107件
- ・令和6年度（令和6年12月末時点） 94件

取組内容

2 公正証書の作成費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

公正証書の作成手数料、公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用、郵送費用等を補助する。

対象者：神奈川県内（政令・中核市を除く）に住所を有するひとり親で以下の要件を全て満たす方

- ・養育費の取決めの対象となる児童の扶養者であること
- ・養育費について取り決めた公正証書（強制執行認諾文言付）による債務名義を作成し、それに要する費用を負担すること
- ・過去に同一の児童を対象として同種類の補助金等の交付を受けていないこと

補助額：補助対象経費の合計額（上限4万円）

<手続きの流れ>

債務名義の取得

申請者が公正証書により債務名義を取得



補助金交付申請

申請者が母子家庭等就業・自立支援センターに申請書を提出



補助金交付決定

県が申請を審査した後、交付決定



補助金支給

申請者の請求に基づき補助金支給

<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書の写し
- ・申請者及び養育費の取決め対象となる児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・養育費について取り決めた公正証書の写し
- ・補助対象経費の領収書の写し

<利用実績（見込み）>

- ・令和5年度 42件
- ・令和6年度（令和6年12月末時点）39件

取組内容

3 養育費請求調停申立経費・養育費強制執行申立経費補助の実施（離婚前後親支援事業）

養育費請求調停申立や不払い養育費に対する強制執行申立に要する弁護士等への委任費用（着手金に限る）、申立に要する収入印紙代、裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用、郵送費用等を補助する。

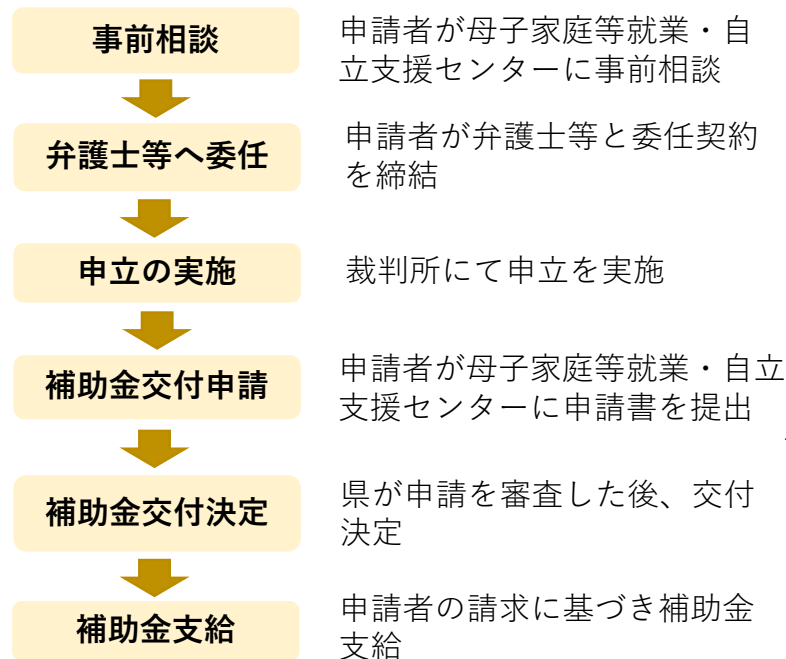
対象者：神奈川県内（政令・中核市を除く）に住所を有するひとり親で以下の要件を全て満たす方

- ・ 養育費の取決めの対象となる児童の扶養者であること
- ・ 養育費について申立を行い、それに要する費用を負担すること
- ・ （強制執行申立の場合）養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・ 過去に同一の児童を対象として同種類の補助金等の交付を受けていないこと

補助額：補助対象経費の合計額（上限15万円）

＜手続きの流れ＞ ※弁護士等へ委任する場合

＜申込みに必要な書類＞



- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 申請者及び養育費の取決め対象となる児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 申立を裁判所が受理したことがわかる書類の写し
- ・ 弁護士等との委任契約書の写し（弁護士委任費用に限る）
- ・ 補助対象経費の領収書の写し
- ・ （強制執行申立の場合）公正証書等の養育費の取決めに交わした文書の写し

＜利用実績（見込み）＞

- ・ 令和5年度
請求調停申立補助 2件 強制執行申立補助 0件
- ・ 令和6年度（令和6年12月末時点）
請求調停申立補助 1件 強制執行申立補助 1件

取組内容

4 養育費保証契約費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

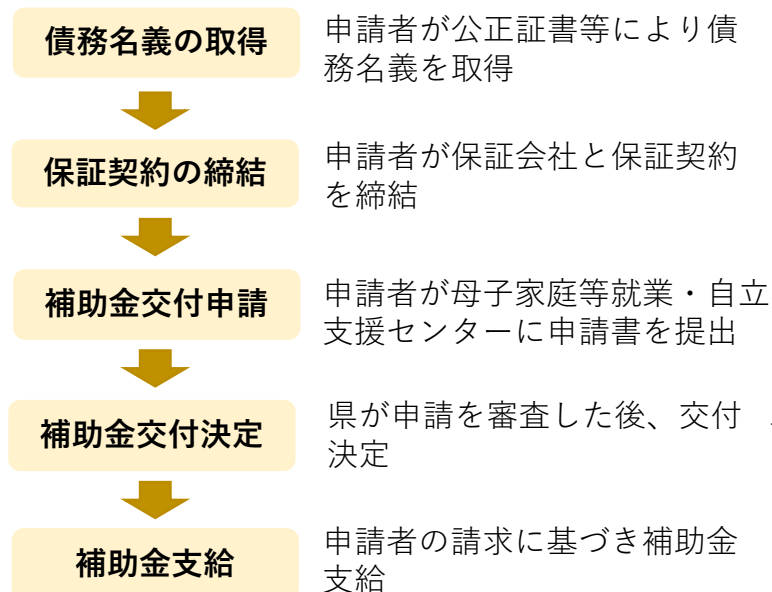
養育費の未払いに備え、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料（初回保証料）を補助する。

対象者：神奈川県内（政令・中核市を除く）に住所を有するひとり親で以下の要件を全て満たす方

- ・養育費の取決めの対象となる児童の扶養者であること
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・養育費保証契約を保証会社と締結し、その保証料を負担すること
- ・過去に同一の児童を対象として同種類の補助金等の交付を受けていないこと

補助額：補助対象経費の合計額（上限5万円）

<手続きの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書の写し
- ・申請者及び養育費の取決め対象となる児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・公正証書等の養育費の取決めに交わした文書の写し
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間が1年以上のもの）
- ・補助対象経費の領収書の写し

<利用実績（見込み）>

- ・令和5年度実績 1件
- ・令和6年度実績（令和6年12月末時点） 1件



- 養育費相談員・弁護士による無料相談の実施(新潟市との合同事業)
- 養育費に関する公正証書作成等に対する補助事業

取組内容

1 養育費相談員・弁護士による無料相談の実施（新潟市との合同事業）（養育費等相談支援事業）

養育費相談員相談：平日(年末年始を除く)9時30分～16時30分に相談対応。
新潟県母子寡婦福祉連合会への委託により実施。(ひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置)
公式LINEから申し込みが可能。

弁護士相談：新潟県内の離婚前の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を月1回実施。**
相談は前々日までに専用申し込みフォーム又は電話による事前予約が必要。
弁護士による無料相談は来所、電話、オンラインより選択可能。

<相談までの流れ>

事前予約
・相談を希望する方より、センターへ電話
または公式LINEによる事前予約

聞き取り
・養育費相談員による状況確認

相談
・弁護士による無料相談

<相談実績（R5年度）>

弁護士相談	養育費相談
61件	234件

<実施方法>

相談種別	実施方法
養育費相談員相談	来所,出張相談,オンライン 電話,メール,ハローワーク 巡回相談
弁護士相談	来所, オンライン, 電話

取組内容

2 養育費に関する公正証書作成等に対する補助事業（離婚前後親支援事業）

- 県内の町村に居住し、養育費の取り決めのために費用を負担したひとり親家庭の方を対象に、負担した費用の一部を県が負担。

申請期間 : 原則、補助対象経費を負担した翌日から6か月以内

補助金額 : 対象経費の1/2（上限25千円）

対象経費 : ①弁護士への相談や公証役場での立ち合い、公正証書原案作成依頼費用②公証人手数料
③戸籍謄本等の書類取得費用④収入印紙及び郵便切手代⑤ADR費用⑥その他

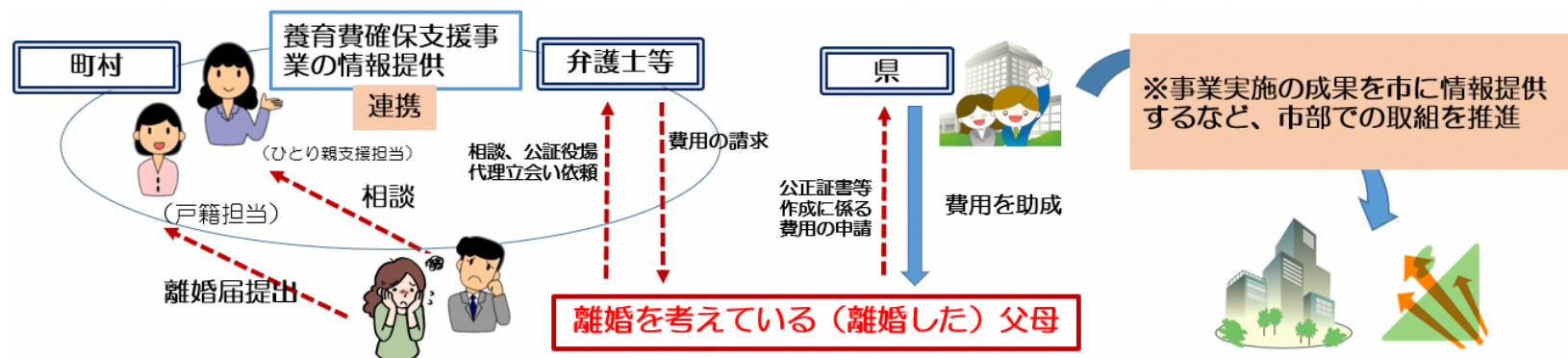
＜補助実績（令和5年度）＞

- 3件(上記対象経費のうち①③④)

＜申込みに必要な書類＞

- ・申請書
- ・領収書等の写し
- ・養育費の取決めを交わした文書
(又は養育費の債務名義化ができなかったことの原因書)
- ・戸籍及び住民票（児童扶養手当証書でも可）

＜事業イメージ＞



● 養育費相談員・弁護士による無料相談の実施

取組内容

1 養育費相談員・弁護士による無料相談の実施（養育費等支援事業）

離婚を考えている父母やひとり親家庭の父母及び寡婦を対象に、**無料相談を実施**。

＜養育費相談＞

- ・石川県母子・父子福祉センターに養育費相談員を配置。
- ・養育費確保のための取り決めや支払の履行、強制執行の手続き等に関する相談や情報提供を実施。
- ・対面相談の他、**電話やメールでの相談も受付**。

＜弁護士相談＞

- ・離婚、養育費、親権、財産分与等、法律上の諸問題に関する相談を実施。
- ・定期での開催の他、緊急を要すると判断された場合は、個別に**緊急相談**を実施。



＜相談までの流れ＞

事前予約

- ・石川県母子・父子福祉センターへ事前予約
- ※弁護士相談は、予約必須

相談

- ・養育費相談員による無料相談
- ・弁護士による無料相談

令和5年度 ひとり親家庭のための
弁護士による無料法律相談

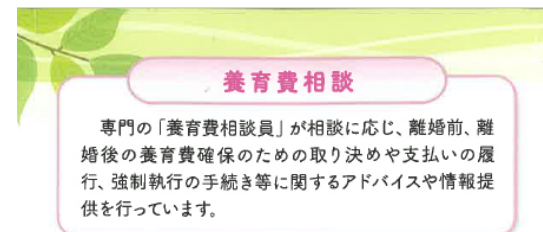
養育費や財産・相続問題、離婚問題、親権・養育費に関する法律上の問題で、
一人で悩むだけでは解決しないものについて、専門家の弁護士が対応します。

※お申し込みは、お電話またはメールで行ってください。

期	月	日	時 間	場 所	
令和5年度	5月	26日	(日) 13:00~16:00	石川県母子・父子福祉センター	
	6月	25日	(日) 13:00~16:00	石川県母子・父子福祉センター	
	7月	23日	(日) 13:00~16:00	石川県母子・父子福祉センター	
	8月	27日	(日) 13:00~16:00	石川県母子・父子福祉センター	
	9月	24日	(日) 13:00~16:00	石川県母子・父子福祉センター	
	10月	22日	(日) 13:00~16:00	石川県母子・父子福祉センター	
	11月	26日	(日) 13:00~16:00	石川県母子・父子福祉センター	
	12月	24日	(日) 13:00~16:00	石川県母子・父子福祉センター	
	令和6年度	1月	28日	(日) 13:00~16:00	石川県母子・父子福祉センター
	2月	25日	(日) 13:00~16:00	石川県母子・父子福祉センター	
	3月	24日	(日) 13:00~16:00	石川県母子・父子福祉センター	

※お申し込みは、お電話またはメールで行ってください。

石川県母子・父子福祉センター
〒920-0844 石川県金沢市南丸の内1-1-1
TEL 076-264-0503
FAX 076-264-0504
E-MAIL: info@shikoku-fukushi.or.jp



＜実績（令和5年度）＞

- ・養育費相談 603件
- ・弁護士法律相談 (一般) 57件
(緊急) 27件



- 離婚後の子育てに関するセミナーの開催
- 面会交流オンライン相談の実施

取組内容

1 離婚後の子育てに関するセミナーの開催（離婚前後親支援事業）

- ・離婚を考えている父母やひとり親家庭の父母及び寡婦を対象に、**無料セミナーを開催**。
- ・養育費や面会交流、ライフプラン、自治体の支援施策等をテーマに、両親の離婚後も子どもが健やかに成長できるよう、共に考える機会を提供。
（講師は元家庭裁判所調査官、ファイナンシャルプランナー、母子父子自立支援員等に依頼）
- ・**グループ討議も行い**、より具体的に、自身の問題解決の方針を持って、前向きに取り組めるように促す。
- ・セミナー修了後、希望者には養育費相談や法律相談等、**その後に各種相談を実施し、必要な支援につなげる**。
- ・セミナー中の**託児**を実施。
- ・SNSを活用した広報を実施。

<相談までの流れ>

事前予約

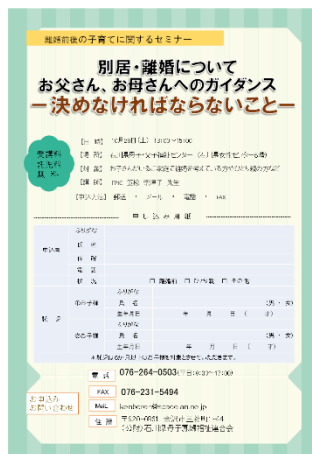
- ・石川県母子父子福祉センターのHPやSNSに掲載される参加申込書から、申込

講座受講

- ・離婚後の生活やこどもの養育について考える。
- ・養育費や面会交流の重要性について考える。

相談

- ・受講後、希望者には、各種相談を行い、必要な支援につなげる。



<実績（令和5年度）>

- ・4回開催（うち1回はオンライン開催）

離婚前 母 17名 父 1名
同居親 母 5名 父 1名
別居親 母 0名 父 3名

取組内容

2 面会交流オンライン相談の実施（離婚前後親支援事業）

- ・離婚を考えている父母やひとり親家庭の父母及び寡婦を対象に、**無料相談を実施。**
- ・**公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)の相談員による**面会交流に関する**オンライン相談。**
- ・両親の離婚後も子どもが健やかに成長できるよう、子どもにとってどのような交流が望ましいかを、相談を通して、考える機会を提供。
- ・1回40分程度。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・石川県母子父子福祉センターへ事前予約

聞き取り

- ・養育費相談員による聞き取り。

相談

- ・FPIC相談員による無料オンライン相談



面会交流オンライン相談

子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それが子どもが生きていく上での大きな力となります。

今、面会交流をお考えの方、現に面会交流でお困りごとのある方、子どもにとってどのような交流が望ましいかを是非ご相談ください。

FPIC（公益社団法人家庭問題情報センター）
専門相談員によるZOOM相談
 「家庭問題情報センターにおいて面会交流支援者として数多くの経験を持っている専門相談員がオンラインで面会交流に関する相談に応じます」

日程・・・8月27日（日）
 10月22日（日）
 12月24日（日）
 令和6年 2月25日（日）
 時間・・・10時～12時
 （1回40分程度）

各回予約人数・・・3名程度（要予約）
 会場・・・石川県母子・父子福祉センター
 （石川県女性センター 5階）
 金沢市三社町1-4-4
 ＊＊ZOOM相談は上記会場で行います。
 予約の上、会場にお越しください。

石川県母子福祉連絡会から
 LINE公式アカウント
 Facebook

主催予約先（公財）石川県母子寡婦福祉連合会
 TEL:076-264-0503

<実績（令和5年度）>

離婚前	母0名	父0名
同居親	母2名	父0名
別居親	母0名	父0名



- 養育費の取り決めに支援（公正証書の作成等に係る費用を補助）
- 弁護士や専門相談員による相談会の実施

取組内容

1 養育費履行確保等事業（離婚前後親支援事業）

- ・ 県内の郡部に居住するひとり親（要件あり）を対象に、**養育費に関する公正証書等の作成に要した費用や保証会社と養育費保証契約を締結したときに要した費用を補助します。**

公正証書作成等経費補助…上限 3 万円

養育費請求調停申立等経費補助…上限 5 万円

養育費保証契約締結経費補助…上限 5 万円

養育費強制執行申立等経費補助…上限 5 万円

<手続きの流れ>

申請

- ・ 県健康福祉事務所（湖東・東近江）に申請

審査

- ・ 県において申請書の審査、補助金交付・不交付を決定

支給

- ・ 補助金を指定口座に振り込み

ホームページ



<支給実績>

R5年度 3件

R6年度 4件

（12月末時点）

滋賀県の市にお住まいのひとり親の方

養育費履行確保等事業

滋賀県では養育費の受け取りを支援するため、養育費の取決めや履行の確保のためにかけた経費を補助しています。

それぞれ申請期間があります。また所得制限があります。
市にお住まいの方は、お住まいの市役所にお問い合わせ下さい。

公正証書等の作成 養育費の取決めについて公正証書等を作成したときの手数料等を補助します。 補助上限額：30,000円	養育費保証契約締結 保証会社と養育費保証契約を締結したときの初回保証料を補助します。 補助上限額：50,000円
養育費請求調停申立 離婚後に養育費の取決めのために調停の申立を弁護士に依頼したときの費用（着手金に限る）等を補助します。 補助上限額：50,000円	養育費強制執行申立 未払いの養育費について強制執行の申立を弁護士に依頼したときの費用（着手金に限る）等を補助します。 補助上限額：50,000円
申請・問い合わせ 日野町・竜王町にお住まいの方 ☎ 0748-22-1300 東近江健康福祉事務所 愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町にお住まいの方 ☎ 0749-21-0281 湖東健康福祉事務所	様式・詳細 滋賀県ホームページ

取組内容

2

**弁護士・専門相談員による相談会の実施（滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター）
（養育費等支援事業および離婚前後親支援事業）**

- ・県内在住（大津市を除く）の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**弁護士相談**や**専門相談員による相談会を実施（無料）**。
- ・**弁護士相談** 毎月2回実施（1回につき50分×3枠）事前予約制 先着順
- ・**専門相談員（元家庭裁判所調査官）相談** 年間10回実施（1回につき50分×3枠）事前予約制 先着順
（専門相談員相談は市役所等での**地域開催**の実施回もあり。）
- ・事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

＜事業イメージ＞

予約

- ・滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターに電話またはLINEによる事前予約

事前確認

- ・滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター職員による状況確認シートの配布

相談

- ・弁護士または専門相談員による無料相談会への参加

＜相談実績＞

R5年度

弁護士相談 **36人**
 専門員相談 **15人**

R6年度（12月末時点）

弁護士相談 **42人**
 専門員相談 **21人**



- **養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や保証会社と養育費保証契約を締結する際の費用を支給します。**

取組内容

1 公正証書等作成費用支援、養育費保証契約における保証料支援の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 府内（市及び福祉事務所設置町を除く）に居住するひとり親の方（要件あり）を対象として**養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や養育費保証契約を締結する際の費用を支給します。**

【公正証書等作成費用支援】

■ 支給額

公正証書作成 上限：43,000円

調停申し立て・裁判 上限：76,000円

■ 対象経費

- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・ 家庭裁判所の養育費請求調停や夫婦関係調整調停（離婚）申し立てに要する収入印紙代
- ・ 裁判に要する収入印紙代
- ・ 添付書類の戸籍謄本や郵便切手代

【養育費保証契約における保証料支援】

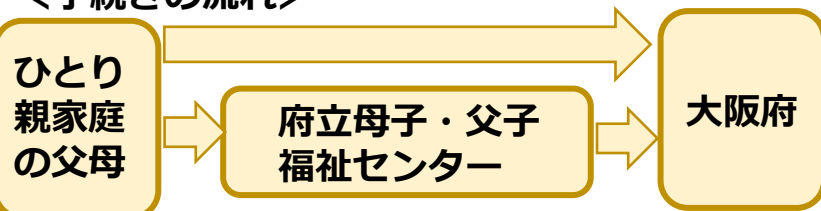
■ 支給額

契約締結に要した費用と養育費の1か月分の額を比較して少ない方の額（上限5万円）

■ 対象経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として本人が負担した費用 ※**1回限り**

<手続きの流れ>



<支給実績>

【令和5年度】

- ・ 公正証書等作成費用支援：1件

【令和6年度】（見込み）

- ・ 公正証書等作成費用支援：1件



● 養育費の債務名義化の作成にかかる費用を補助

取組内容

1 公正証書作成費等補助、養育費保証契約補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 県内（市部を除く）に居住するひとり親（要件あり）を対象に、養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や保証会社と養育費保証契約を締結する際の費用を支給します。

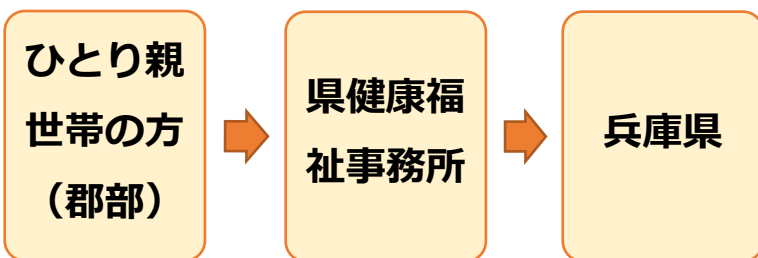
【公正証書作成費等補助】

- 支給額
上限 3 万円
- 対象経費
 - ・ 公証人手数料
 - ・ 家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代
 - ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用および連絡用の郵便切手代

【養育費保証契約補助】

- 支給額
上限 5 万円
- 対象経費
保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、初回保証料として申請者が負担した費用

<手続きの流れ>



<相談実績（見込み）>

【令和 6 年度】	
・ 公正証書作成費等補助	5 件
・ 養育費保証契約補助	0 件



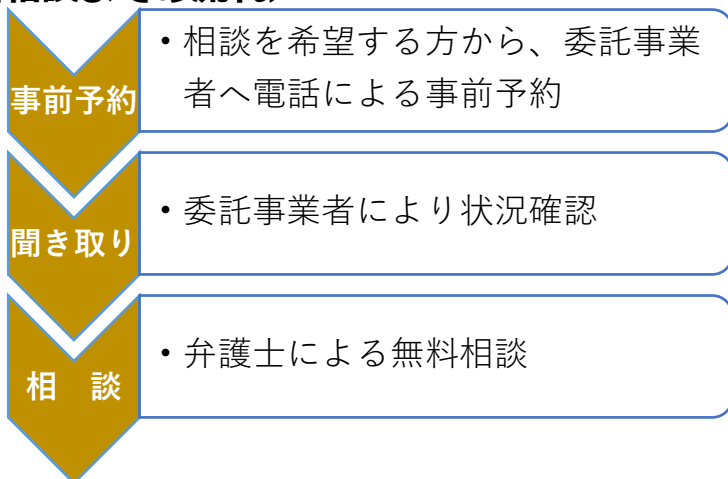
● 弁護士による無料相談の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施（養育費等支援事業）

- ・ 島根県在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は島根県弁護士会から派遣）
- ・ 相談は東西部各6回、第2, 4水曜日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。
- ・ 事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 相談内容は養育費のほか離婚、借金、慰謝料、財産分与など法律に関する内容。
- ・ （一財）島根県母子寡婦福祉連合会への事業委託。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 実施予定 年12回
- ・ 開催場所 県立施設、市町村立施設の会議室



●養育費の取り決めや履行確保に向けた総合的な支援を実施

取組内容

1

養育費相談体制の充実、養育費の履行確保に関する補助金による支援
(養育費等支援事業及び離婚前後親支援事業)

ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進のため、離婚前からの養育費に関する相談機能を強化するとともに、ひとり親が養育費を確実に受け取ることができるよう、取り決めについての公正証書等債務名義の作成費用や履行確保のための強制執行申立手続費用及び弁護士費用等を支援

○養育費相談機能の強化

養育費専門相談窓口を設置し、必要に応じて弁護士による無料法律相談を実施

○取り決めに係る債務名義作成支援

公正証書（強制執行認諾条項付）や養育費請求調停等申立（養育費の取り決めを含む離婚調停も対象）による債務名義取得に要する実費を補助

○養育費の履行確保支援

養育費を確実に受け取るための強制執行申立に要する弁護士費用（着手金）及び申立に要する実費を補助

<山口県養育費履行確保支援事業補助金>

○補助対象者

申請時に山口県内の市町（下関市を除く）に居住するひとり親であって、養育費の取り決め対象となるこどもの養育費の請求権を有する者

○補助対象経費

公正証書作成に要する公証人手数料等手続費用等、養育費の取り決めのための調停申立に要する収入印紙代等の手続費用の実費【上限3万円】、強制執行申立に係る弁護士費用（着手金）【上限10万円】、強制執行申立に要する収入印紙代等の手続費用の実費【上限5万円】

<実績（見込み）>

◇養育費に関する相談件数 220件（R6.10月末時点）

◇公正証書作成補助 13件（R6.12月末時点）

◇調停申立経費補助 17件（R6.12月末時点）

POINT ● 養育費確保支援（養育費の取決め等に係る費用を補助し、こどもの健やかな成長を支援）

取組内容

1 養育費確保支援（離婚前後親支援事業）

- 養育費確保に係る次の経費を負担する町村在住のひとり親世帯の親に対し、費用を助成。

- ① 公正証書作成費用（補助額上限 3 万円）
- ② 養育費請求調停申立費用（補助額上限 6 万円）
- ③ 養育費強制執行申立費用（補助額上限 6 万円）

- 申請期限

- ①②：公正証書又は調停調書等を作成した日の属する年度内
- ③：裁判所に養育費強制執行の申立てが受理された日の属する年度内

<事業イメージ>

事前相談（申請者 → 県福祉保健所）



交付申請（申請者 → 県福祉保健所）



審査、交付決定・入金（県子ども家庭課 → 申請者）



養育費受給状況報告（申請者 → 県子ども家庭課）

<申込みに必要な書類>

- ①：養育費について取り決めた公正証書の写し
- ②③：裁判所が受理した書類一式の写し
養育費の取決めをした書類の写し

【共通】

- ・ 交付申請書
- ・ 戸籍謄本又は抄本
- ・ 領収書等
- ・ 世帯全員の住民票
- ・ 振込口座の通帳のコピー

<利用実績（見込み）>

・ 令和 6 年度 相談 4 件、申請 3 件 ※ 1 2 月末現在



養育費確保のための以下の手続に対する補助事業を実施。

- ADR（裁判外紛争解決手続）の利用
- 公正証書等の作成
- 養育費保証契約の締結

取組内容

1 札幌市ひとり親家庭等養育費確保支援事業（離婚前後親支援事業）

（1）ADR（裁判外紛争解決手続）

養育費の取り決めを行うため、弁護士会及び法務大臣の認証を受けた民間事業者が行うADRを利用する場合、第1回目の調停期日までに必要となる費用を補助（上限5万円）。

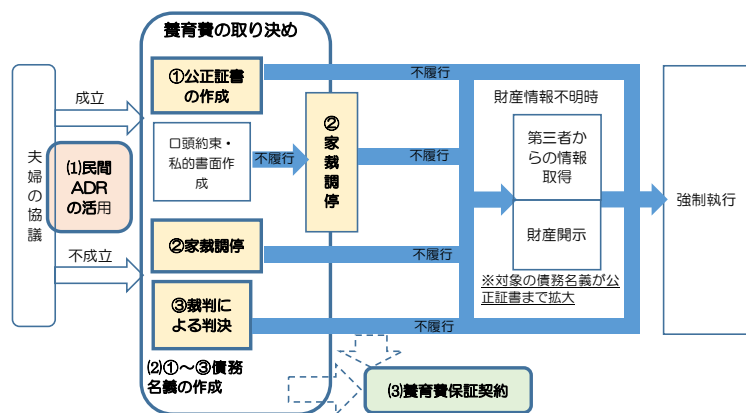
（2）公正証書等の作成

公正証書の作成や、家庭裁判所の調停申立又は裁判に要する費用等、債務名義の作成に必要な費用を補助（上限2万4千円）。

（3）養育費保証契約の締結

保証会社との養育費保証契約を締結する際に必要となる費用を補助（上限5万円）。

<事業イメージ>



<令和5年度実績>

- 令和3年7月事業開始
- 申請件数（R5年度）
 - ・ ADR（裁判外紛争解決手続） 1件
 - ・ 公正証書等の作成 202件
 - ・ 養育費保証契約の締結 3件
- 養育費確保を支援するためのチラシを公証役場等で配布し制度を周知



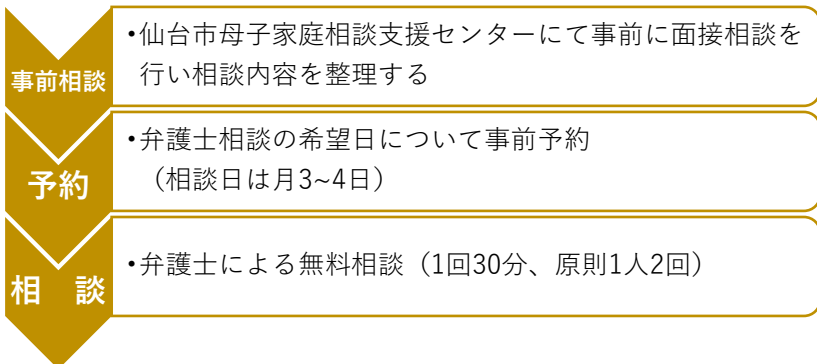
- 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーの実施
- 養育費に関する公正証書等作成促進補助の実施
- 養育費保証契約保証料補助の実施

取組内容

1 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談、セミナーの実施（養育費等支援事業）

- ・ 仙台市在住の母子家庭の母、寡婦（既に子が20歳に達し現在も配偶者のいないひとり親の女性）、離婚を検討している方、離婚協議中の方を対象として、**養育費専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーを仙台市母子家庭相談支援センター**（母子家庭等就業・自立支援センター（委託先：公益財団法人 せんだい男女共同参画財団））**にて実施**。
- ・ **養育費等専門相談**：養育費専門相談員が養育費等に関する相談に電話又は面談で応じる。
- ・ **同行支援**：一人で関係各所へ行くことや手続きに不安がある方に、女性の同行支援員が付き添う。
- ・ **法律相談**：養育費に関して弁護士が相談に応じる（原則として1人2回、1回30分、要予約）。土曜は女性弁護士が対応（センターから弁護士会に弁護士の派遣を依頼）。
- ・ **セミナー**：養育費や調停手続きに関するセミナーを実施。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 養育費等専門相談、同行支援は令和2年度より開始。
- ・ 養育費等専門相談（含む法律相談）は令和2年度は161件、令和3年度は183件、令和4年度は184件、令和5年度は188件、令和6年度は182件（12月末時点）の相談有。
- ・ セミナーは令和6年度に2回実施。

取組内容

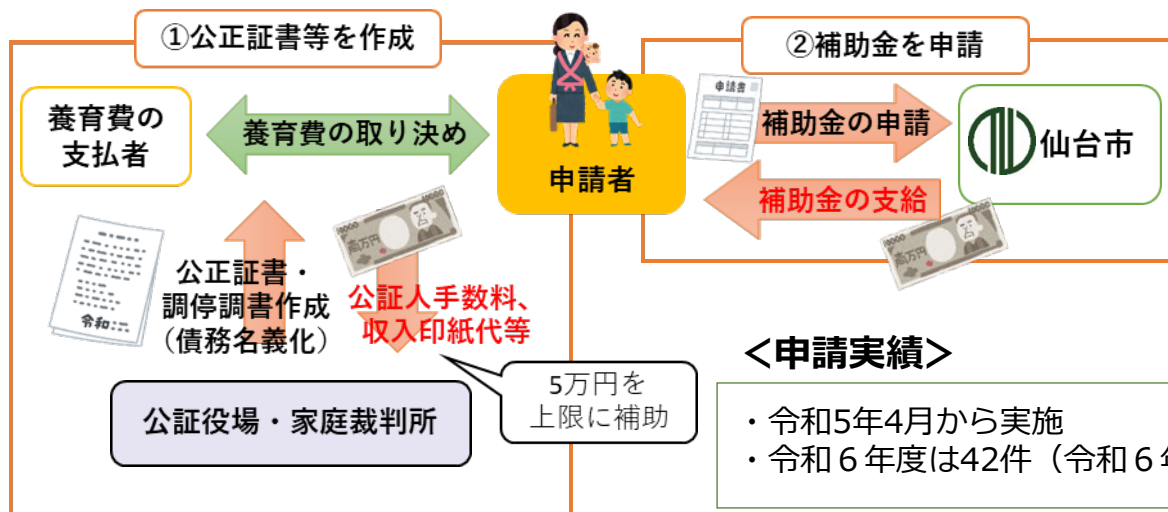
2 養育費に関する公正証書等作成促進補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ **債務名義化**する際にかかった経費について5万円を上限に補助することにより、養育費に関する取り決めを促進し、養育費の継続した履行確保を図る。

※債務名義化・・・強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書で養育費の取り決め内容が定められていること

- ・ 対象者・・・・・・・・仙台市内に居住するひとり親家庭の母、父、または養育者であって、養育費の取り決めに係る公正証書等を有しているなど本市指定の要件を満たす方
- ・ 補助対象経費・・・養育費の取り決めに係る公証人手数料、収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、郵便切手代

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・ 申請者及び扶養している児童の戸籍の全部事項証明書または児童扶養手当証書の写し
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 補助対象経費の領収書の写し
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書の写し

<申請実績>

- ・ 令和5年4月から実施
- ・ 令和6年度は42件（令和6年12月末時点）

取組内容

3 養育費保証契約保証料補助の実施（離婚前後親支援事業）

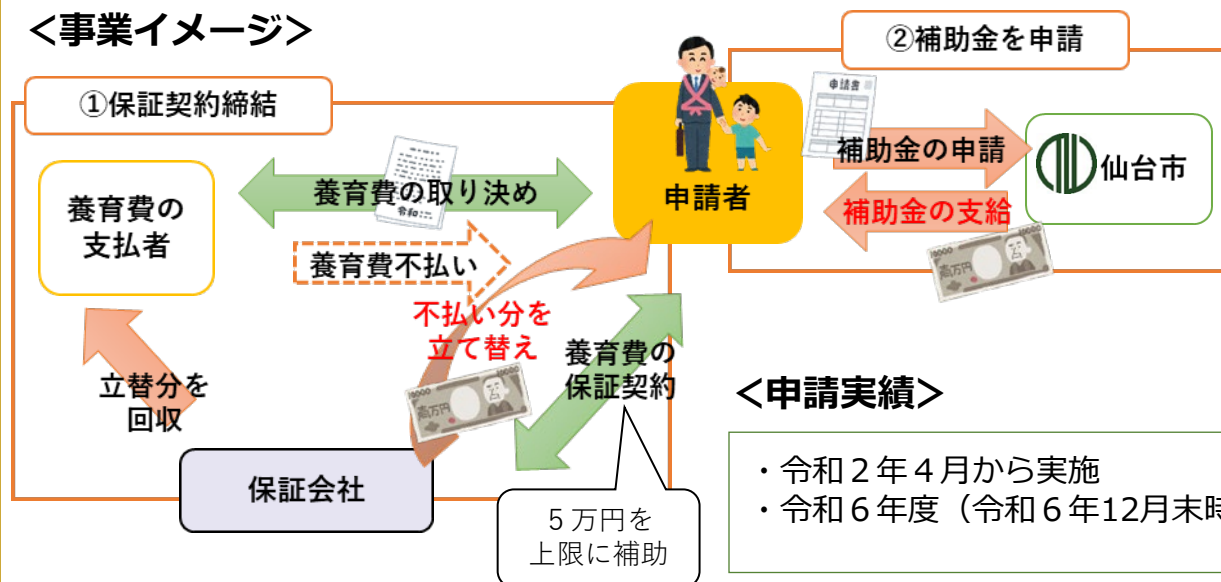
- 債務名義化されている養育費について、ひとり親家庭の親又は児童の養育者が保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う初回保証料を補助（上限5万円）することにより、ひとり親家庭の収入の安定的確保を支援する。

※養育費保証契約・・・養育費の支払者からの支払がない場合に、保証会社が立て替える契約

※債務名義化・・・強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書で養育費の取り決め内容が定められていること

- 対象者・・・仙台市内に居住するひとり親家庭の母、父、または養育者であって、児童扶養手当を受給しているまたは同水準の所得であるなど本市指定の要件を満たす方

＜事業イメージ＞



＜申請に必要な書類＞

- 申請者及び扶養している児童の戸籍の全部事項証明書
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書
- 補助対象経費の領収書の写し
- 保証会社と締結した保証契約書の写し
- 養育費の取り決めを交わした文書の写し

＜申請実績＞

- 令和2年4月から実施
- 令和6年度（令和6年12月末時点）1件



- 養育費セミナーの実施
- 養育費確保支援事業

- 法律相談の実施
- ひとり親の親講座の実施

取組内容

1 養育費セミナー、法律相談の実施（養育費等支援事業）

- ・ 養育費や親子交流の意義や取決め方などについて理解していただくため、「養育費セミナー」を年6回開催。セミナー中の託児実施。
- ・ 離婚に関する法律问题や養育費、親権に関することなどについて、弁護士による無料法律相談を年42回実施。
- ・ 区役所等にチラシを配架、母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）のウェブページ、横浜市SNSなどで広報を実施。

<養育費セミナー>

事前予約

- 参加申込み（託児希望の有無も合わせて申込み）

受講

- 離婚後の生活やこどもの養育について考えていただく
- 養育費の重要性についてお伝えする

支援

- 受講後、希望者には就労支援などを実施
- 離婚後の生活の安定につなげる

<SNSでの広報画像>

離婚は人生の大きな決断。
子育て中となれば不安も募ります。
正しい法律の知識をもって
選択できるようにしませんか？



養育費セミナー

<実績>

養育費セミナー：
令和3年（69人）
令和4年（60人）
令和5年（85人）

法律相談：
令和3年（166人）
令和4年（157人）
令和5年（140人）

取組内容

2 養育費確保支援事業（1）養育費取決めに係る費用補助（離婚前後親支援事業）

横浜市内に居住し、交付申請時に子を養育するひとり親（離婚前も含む）が債務名義を取得するために係った費用の一部または全部を補助。

○対象の費用

- ・養育費に関する公正証書の作成手数料等、調停の申立てまたは訴訟に必要な収入印紙や戸籍謄本等の書類取得に係る費用、郵送費、弁護士への相談・立合い費用等について、3万円を上限として補助する。
- ・弁護士会又は認証ADR事業者が実施する裁判外紛争解決手続（ADR）に要する費用のうち、申立料や依頼料及び調停に係る費用（ただし、弁護士会又は認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。）について、5万円を上限として補助する。

<手続きの流れ>

申請書提出

- ・申請書類を横浜市へ提出

審査

- ・審査し補助額を決定
- ・決定通知と請求書を送付

請求書提出

- ・請求書を横浜市へ提出

支払い

- ・請求書受理後30日以内に支払い

<申込みに必要な書類>

- ・申請者の戸籍謄本
- ・補助対象経費の領収書の写し
- ・養育費の取り決めに交わした文書（全文）
- ・（ADR利用の場合のみ）弁護士会または認証ADR事業者と締結した契約書等の写し

<利用実績>

令和5年度補助件数：90件

令和6年度補助件数（12月末時点）：47件

取組内容

3 養育費確保支援事業（2）養育費保証契約における保証料補助（離婚前後親支援事業）

保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち、保証料として本人が負担する費用について5万円を上限として補助。

・対象者：横浜市内に居住し、交付申請時にひとり親（離婚前も含む）であり、次の受給要件の全てを満たすこと

- ① 養育費の支払いに関する債務名義を有していること。
- ② 養育費の取決めの対象となる子と現に生計を同一にしていること。
- ③ 養育費保証契約に係る経費を負担したこと。
- ④ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め、養育費保証契約に関する補助金を交付されていないまたは交付される予定がないこと。
- ⑤ 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にあること。

<手続きの流れ>

申請書提出

- 申請書類を横浜市へ提出

審査

- 審査し補助額を決定
- 決定通知と請求書を送付

請求書提出

- 請求書を横浜市へ提出

支払い

- 請求書受理後30日以内にお支払い

<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書または申請者及び扶養児童の戸籍謄本
- ・補助対象経費の領収書の写し
- ・養育費の取り決めに交わした文書（全文）
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間1年以上のもので、契約者名が記載されたもの）の写し

<利用実績>

令和5年度：補助件数 3件
令和6年度：補助件数 2件（12月末時点）



- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助、保証契約促進補助の実施

取組内容

1 養育費等法律相談事業の実施（養育費等支援事業）

- ・ 相模原市在住・在勤・在学の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、無料の弁護士相談を実施。

相談場所：各区の相談室等（3箇所）

相談日：毎月第3火・水・木曜日（定員は各日3人まで）（年間最大108件の相談を受付可）

相談時間：1回40分

委託先：神奈川県弁護士会

<事業イメージ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方から、電話または窓口で事前予約

相談

- ・ 弁護士による無料相談

<相談実績（見込み）>

- ・ 令和5年度の相談実績は99件
- ・ 内、養育費に関する相談は82件
- ・ 離婚前の相談は約7割以上
- ・ 令和6年4月～令和7年12月にかけては、68件の相談を実施

取組内容

2 公正証書等作成補助の実施（離婚前後親支援事業）

養育費の取決めに係る公正証書等の債務名義作成に係る手数料等を市が補助する。

補助対象経費：公証人手数料（養育費に関する部分のみ）
調停申立てや訴訟に要する収入印紙代（養育費に関する部分のみ）
家庭裁判所や公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得費用
家庭裁判所や公証役場に提出する郵便切手代

補 助 額：補助対象経費の全額（上限5万円）

<相談までの流れ>

申請

- ・債務名義作成後に書類を揃えて申請

交付決定

- ・市から交付決定

請求

- ・申請者からの請求に基づき、市から補助金交付

<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書等
- ・養育費の取決めに交わした文書（債務名義化されたものに限る。）
- ・補助対象経費の領収書等

<利用実績（見込み）>

- ・令和5年度：30件
- ・令和6年4月～12月：23件

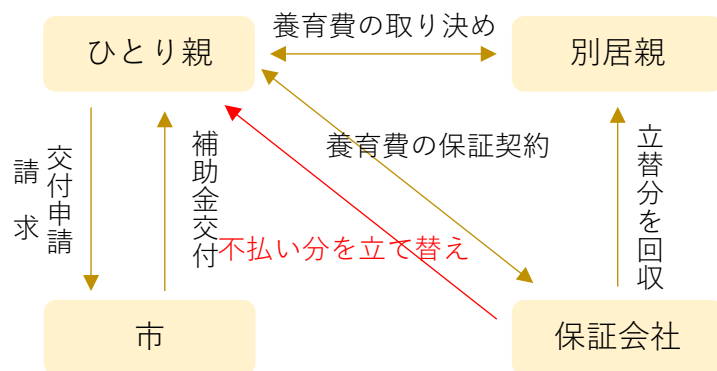
取組内容

3 保証契約補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者が、民間の保証会社と養育費保証契約を締結した際の本人負担費用を市が補助する。

対象者：養育費保証契約を保証会社と締結した者
 補助対象経費：保証契約締結時の本人負担費用
 補助額：補助対象経費の全額（上限5万円）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書等
- ・養育費の取決めを交わした文書（債務名義化されたものに限る。）
- ・養育費保証契約の契約書の写し
- ・補助対象経費の領収書

<利用実績（見込み）>

- ・令和5年度：1件
- ・令和6年4月～12月：0件

● 養育費履行確保支援補助事業の実施

取組内容

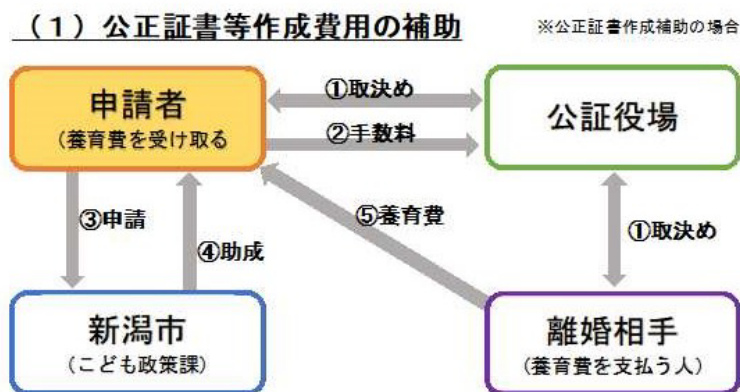
1 公正証書等作成費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

公正証書や家庭裁判所の調停で取り決めを行う場合の公正証書の作成手数料、戸籍謄本取得費用、郵送費用等を補助する。

- ◎対象者 新潟市在住のひとり親家庭の母または父で以下の要件をすべて満たす方
- ・養育費に係る債務名義を作成し、それに要する費用を負担していること。
 - ・養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。
 - ・過去の他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。

◎補助額 上限10万円（養育費保証契約費用の補助額を含む）

<事業イメージ>



<相談実績（見込み）>

令和4年4月事業実施

令和4年度 18件

令和5年度 33件

令和6年度（令和6年12月末時点）22件

<提出書類>

- ・児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成の受給者証の写し又は戸籍謄本
- ・養育費の取り決めに交わした文書
- ・補助対象費用の領収書

取組内容

2 養育費保証契約費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

養育費の受取権利者が保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料（初回保証料）を補助する。

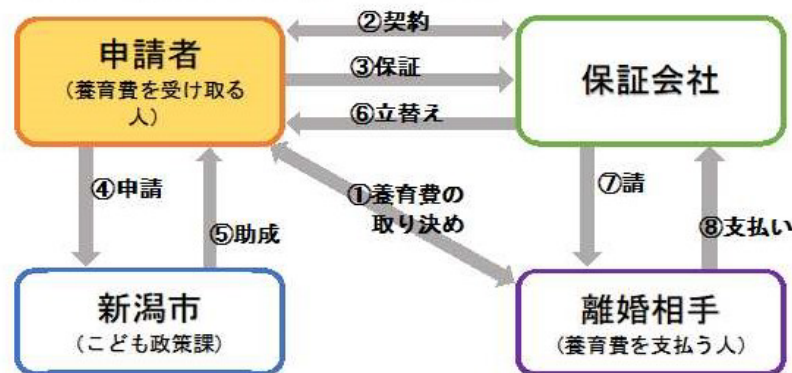
- ◎対象者 新潟市在住のひとり親家庭の母または父で以下の要件をすべて満たす方
- ・ 養育費に係る債務名義を作成し、それに要する費用を負担していること。
 - ・ 養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。
 - ・ 過去の他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。
 - ・ 保証会社と1年以上養育費保証契約を締結していること。

◎補助額 上限10万円（公正証書等作成費用の補助額を含む）

<事業イメージ>

<相談実績（見込み）>

(2) 養育費保証契約費用の補助



令和4年4月事業実施

令和4年度 0件

令和5年度 2件

令和6年度（令和6年12月末時点）0件

<提出書類>

- ・ 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成の受給者証の写し又は戸籍謄本
- ・ 養育費の取り決めに交わした文書
- ・ 補助対象費用の領収書
- ・ 保証会社と締結した養育費保証書の写し

取組内容

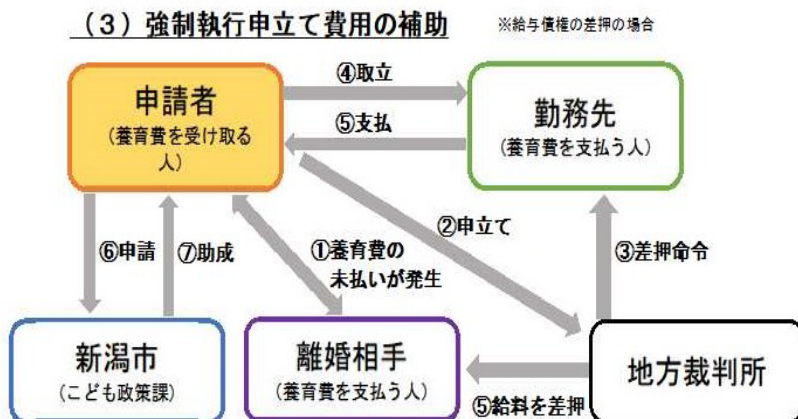
3 強制執行申立て費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

未払い養育費の回収のため、裁判所に強制執行申立て等(強制執行のために必要な財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てを含む)を行う場合の予納切手代や、戸籍謄本取得費用等を補助する。

- ◎対象者 新潟市在住のひとり親家庭の母または父で以下の要件をすべて満たす方
- ・養育費に係る債務名義を作成し、それに要する費用を負担していること。
 - ・養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。
 - ・過去の他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。

◎補助額 上限5万円

<事業イメージ>



<相談実績（見込み）>

令和6年11月事業実施
令和6年度（令和6年12月末時点）0件
※令和6年4月1日以降に裁判所に申立てされた方が対象

<提出書類>

- ・児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成の受給者証の写し又は戸籍謄本
- ・養育費の取り決めに交わした文書
- ・補助対象費用の領収書
- ・申立て手続きを行ったことが分かる書類(債権差押命令の正本の写し、情報提供命令の写し等)



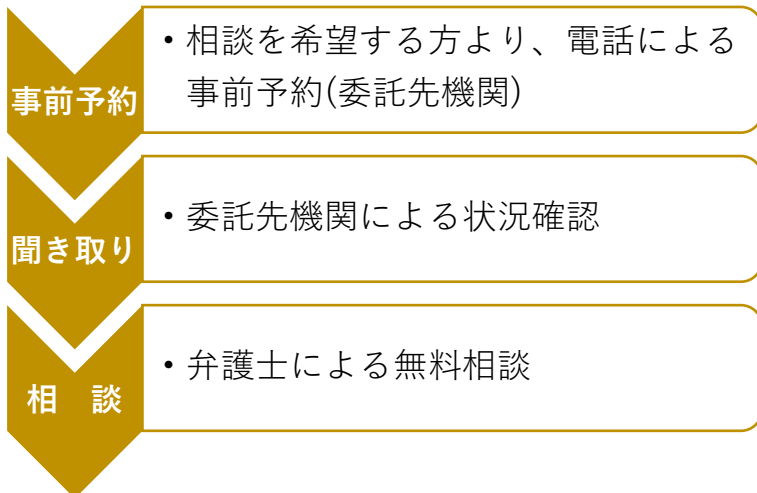
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費取決め・確保の支援(補助)の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 浜松市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（母子家庭等就業・自立支援センター業務(委託)において実施）
- ・ 相談は奇数月に1回特定日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順）
- ・ 弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ **養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。（母子家庭等就業・自立支援センター業務(委託)の委託先にて予約を受付するため、総合的に対応している）

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和7年度も奇数月に1回、実施予定
- ・ 各回14名程度の参加を予定

※令和6年度は、4回の相談会を実施し、延べ42名が相談会に参加（令和6年12月末時点）

※母子家庭等就業・自立支援センター業務は静岡県・静岡市と共同運営しているため、当市を含む静岡県西部の住民の利用者数を含む。

取組内容

2 養育費取決め・確保の支援(補助)の実施 令和3年度～(離婚前後親支援事業)

養育費の取決め、未払い解消に向けて、2つの支援金制度を実施(令和3年8月から施行)

＜取決め支援：浜松市養育費取決め支援金＞

・養育費の取決めに関する公正証書作成や調停申立て等に要する費用の一部を助成する。

①公正証書による養育費の取決めに関する公正証書手数料への支援【限度額43,000円】

②家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判等に要する収入印紙の購入代金、戸籍謄本等の添付書類取得費用、送達等に要する郵便切手代【限度額76,000円】

(申請期限)養育費の取決め確定日の属する月の翌月から6ヶ月以内

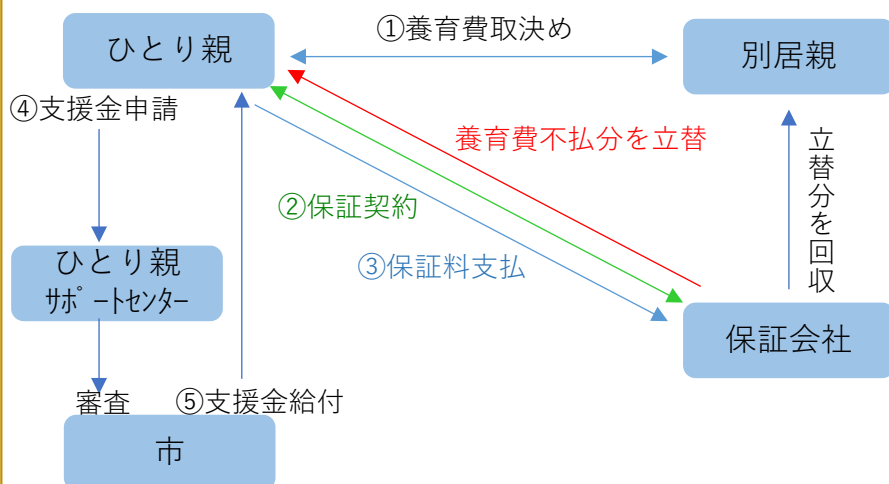
＜確保支援：浜松市養育費確保支援金＞

・養育費の取決め※をしたが、未払いとなっているひとり親家庭の親が、養育費の立替サービスを提供する保証会社等による養育費保証サービスを利用した際の保証料等について助成する。【限度額50,000円】

※公正証書(強制執行認諾約款あり)、調停調書、審判書、判決書、和解調書

(申請期限)養育費立替サービス提供をする保証会社等との養育費保証契約締結日の属する月の翌月末まで

＜浜松市養育費確保支援金のイメージ＞



＜利用実績(見込み)＞

- ・令和6年度の実績(12月末時点)
- ・取決め支援 51件
- ・確保支援 0件



- 弁護士・相談員による無料相談の実施
- 養育費に関する公正証書作成費等補助事業の実施
- 養育費保証料補助事業の実施
- 親支援講座（子どもがいる親のための離婚セミナー）の実施

取組内容

1 弁護士・相談員による無料相談の実施（養育費等支援事業）

- ・ 名古屋市在住のひとり親家庭の方、離婚前の方を対象として**無料の弁護士相談・養育費相談を実施。**
（愛知県母子寡婦福祉連合会に委託して実施）
- ・ 弁護士相談：電話にて予約し、1回30分程度で相談を実施
養育費や親権など離婚に関する問題については、離婚前の方も対象
- ・ 養育費相談：月～金曜日の10時～16時の間で相談員による電話での養育費相談を実施
必要に応じて、司法書士等による面接相談、書類作成支援等を実施
面接相談は火曜日の13:30、14:30のみで、予約制

<相談実績>

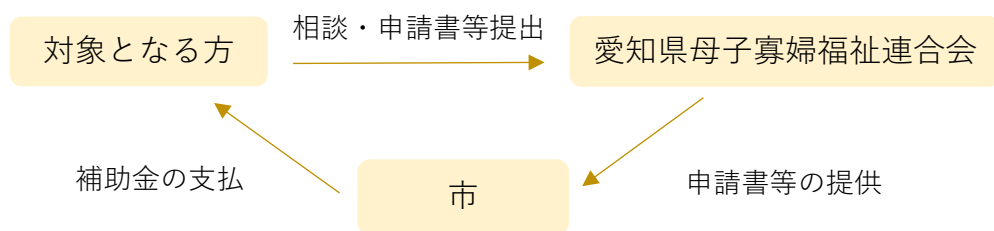
- ・ 令和7年度も、同様の内容で実施予定
- ・ 令和6年12月末実績
 弁護士相談 23人
 養育費相談 電話相談 173人、面接相談 59人、書類作成支援 16件

取組内容

2 養育費に関する公正証書作成費等補助事業の実施（離婚前後親支援事業）

- 「公正証書」など養育費に関する債務名義を作成した際、**作成にかかった費用（公証人手数料、家庭裁判所等の申し立てにかかる収入印紙代等）を市が補助する**もの。
- 弁護士相談・養育費相談と一体的な運用を行うため、愛知県母子寡婦福祉連合会へ相談・受付業務を委託。
- 補助の対象となる方：以下の①～③の要件をすべて満たす方
 - ①養育費の取り決めに係る公正証書などの費用を負担した方
 - ②養育費の取り決めに係る債務名義を有している方 ※ADR利用の場合を除く
 - ③養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- 補助の対象：以下の1～3の各費用について1回に限り補助
 - 1.公正証書の作成にかかった費用
 - 2.家庭裁判所等の申し立てまたは裁判にかかった費用
 - 3.裁判外紛争解決手続（ADR）の利用にかかった費用
- 補助金額：上限5万円
- 申請期限：1および2の申請…公正証書等を作成した日の翌日から6カ月以内
3の申請…1回目の調停が終了した日の翌日から6カ月以内

<事業イメージ>



<利用実績>

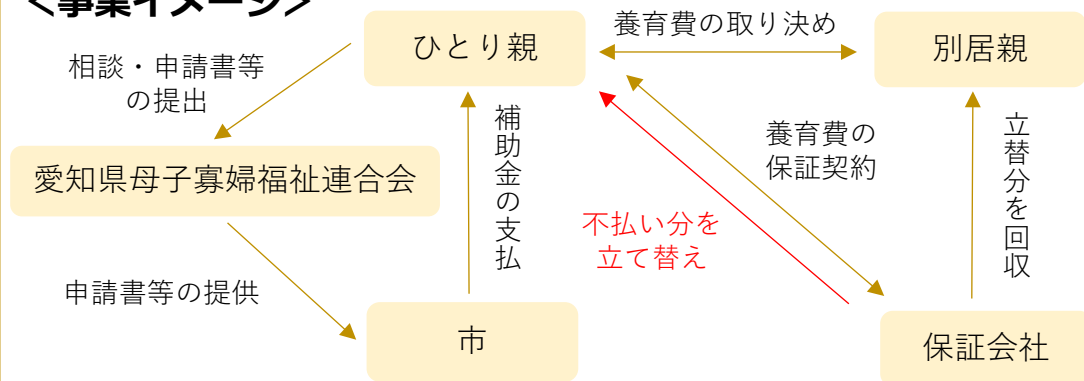
・令和6年度実績（交付決定件数）は12月末時点で102件

取組内容

3 養育費保証料補助事業の実施（離婚前後親支援事業）

- 保証会社と養育費保証契約を締結した際、**保証料として負担した費用を市が補助する**もの。
- 弁護士相談・養育費相談・公正証書作成費等補助事業と一体的な運用を行うため、愛知県母子寡婦福祉連合会へ相談・受付業務を委託。
- 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。
- 補助の対象となる方：以下の①～④の要件をすべて満たす方
 - ①養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
 - ②養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
 - ③保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
 - ④過去に本補助金を交付されていない方
- 補助の対象：保証会社と養育費保証契約の締結に要した費用のうち、保証料として負担した費用
- 補助金額：上限5万円
- 申請期限：養育費保証契約を締結した日の翌日から6カ月以内

<事業イメージ>



<利用実績>

- 令和6年度実績（交付決定件数）は、12月末時点で0件

取組内容

4 親支援講座（子どもがいる親のための離婚セミナー）の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 名古屋市内在住の離婚を考えている方、ひとり親家庭の方等を対象に無料のセミナーを実施。
- ・ 対面形式とオンライン形式でのセミナーを開催（対面形式の場合は託児も可能）。
- ・ 講師は、弁護士、ファイナンシャルプランナーや市の職員など。
- ・ 愛知県母子寡婦福祉連合会や市の補助制度も紹介することで、その後の支援や制度利用につなげている。
- ・ 各種SNSを用いた広報を実施している。

<利用実績>

- ・ 令和6年度参加者数（12月末時点）は、
対面セミナー 19人
オンラインセミナー 31人

令和6年度
子どものいる親のための離婚セミナー

両親の離婚は子どもにとっても大きな出来事です
また 離婚しても子どもの「お父さん」「お母さん」であることには変わりありません
離婚を考えている方も ひとり親の方も 大切な子どもの視点にたって 何ができるか一緒に考えてみませんか

参加費 無料

対面セミナー
会場：栄ガムビル3階フリースペース
定員：16名（予約制・抽選）
時間：13:30～15:30

ZOOMオンラインセミナー
定員：受けません（予約制）
時間：13:30～15:30

託児無料（要申込み）
※ジョイナスナゴヤキッズスペース
※託児は対面セミナーのみ

6/19 (水)	「離婚しても子どもの笑顔を守るために ～ひとり親家庭支援の現場から～」 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会 理事長 ひとり親家庭の方の活用できる自立支援事業についてお話しします。		社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 理事長 山本 広枝 氏	対面 セミナー
7/18 (木)	「離婚に踏み出す前に考えておきたいこと」 養育費、親子交流、財産分与、年金分割など一子のために あらかじめ考えておきたいことや、その相談についてお話しします。		行政書士 牧野 昌浩 氏	ZOOM オンライン
8/22 (木)	「養育費と親子交流」 子どもの健全な成長のために、取り決めの順にお話しさせてお きたいポイントや、法律相談の窓口、必要な書類についてお話しします。		弁護士 平野 由梨 氏	ZOOM オンライン
9/5 (木)	「名古屋市のひとり親家庭への支援策」 離婚に伴う生活の不安を軽減できるよう、名古屋市が実施するひとり 親家庭への支援策をお話しします。		名古屋市職員	対面 セミナー
9/12 (木)	「親の離婚が子どもに与える影響と心のケア」 「親の離婚は子どもにどんな影響があるの？」「子どもの本音の気持ち を聞きたい」「離婚はどうお話しすればいい？」養育費、弁護士、メン タルケアについてお話しします。		家族のためのADRセンター 代表 小泉 道子 氏	ZOOM オンライン
9/28 (土)	「考えておきたいライフプラン」 生活費・仕事・教育費・住まい 等、ひとり親家庭の生活設計について お話しします。		ファイナンシャルプランナー 前田 純詞 氏	対面 セミナー
10/24 (木)	「名古屋市のひとり親家庭への支援策」 離婚に伴う生活の不安を軽減できるよう、名古屋市が実施するひとり 親家庭への支援策をお話しします。		名古屋市職員	ZOOM オンライン
11/2 (土)	「離婚に踏み出す前に考えておきたいこと」 養育費、親子交流、財産分与、年金分割など一子のために あらかじめ考えておきたいことや、その相談についてお話しします。		行政書士 牧野 昌浩 氏	対面 セミナー
R7 1/18 (土)	「養育費と親子交流」 子どもの健全な成長のために、取り決めの順にお話しさせてお きたいポイントや、法律相談の窓口、必要な書類についてお話しします。		弁護士 平野 由梨 氏	対面 セミナー

※同じタイトルは趣意内容です。1日のみのお申込みも可能です。

名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナスナゴヤ
電話 052-252-8824 FAX 052-252-8842
HP [ジョイナスナゴヤ 交流会申込み] で検索

LINE



HP



●養育費等に関する弁護士への無料相談

取組内容

1

●養育費等に関する弁護士への無料相談支援（養育費等支援事業）

- ・京都市ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」において、京都市在住の離婚を考えている方、離婚協議中の方、離婚後の父母等を対象として、子どもの面会交渉・養育費・慰謝料・親権など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため、弁護士会の女性弁護士が助言を行います。
- ・「ゆめあす」については、京都市ひとり親家庭福祉連合会が指定管理者となり運営を行っています。
- ・毎月2回 第1・3月曜日（祝日に当たる場合は翌週。1月は1回のみ）5月と12月は土曜日に、ゆめあすにて開催します。
- ・ゆめあすより、公式SNSやHP等で広報を実施しています。

<事業イメージ>

事前予約

- ・電話にて事前予約要。
- ・書類の準備等は特になし。

弁護士
相談

- ・相談時間は、午後1時～3時。（1人30分）

相談後

- ・ゆめあすでアンケートを実施。利用者の意見を集約し要望をまとめ、弁護士に伝えている。

<相談実績>

（R5年度）

開催回数：23回

相談者数：67名

（内訳）母子24名、父子1名、未婚2名、既婚38名、寡婦2名

●養育費保証契約締結時に保証料として本人が負担する費用の補助

取組内容

1 養育費の保証促進補助金の実施（離婚前後親支援事業）

【補助の対象】

保証会社と養育費保証契約を締結する際の経費のうち保証料として本人が負担する費用を補助
 （初めて補助金の交付を受けた養育費保証契約から3年を限度として補助）

【対象者】

大阪市にお住いのひとり親家庭の父母で次の要件をすべて満たす方

- ・児童扶養手当受給者または児童扶養手当を受給できる水準にあること
- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を有していること
- ・過去に規定以上の補助金交付を受けていないこと

※何年契約でも1回の申請における補助上限は本人負担費用、月額養育費、5万円を比較し最も少ない額。

【実績】

- 令和3年度（拡充年度）8件
- 令和4年度3件
- 令和5年度3件

＜パターン＞

① 1年契約を2回更新



② 2年契約後、1年以上の契約更新



③ 3年以上の契約





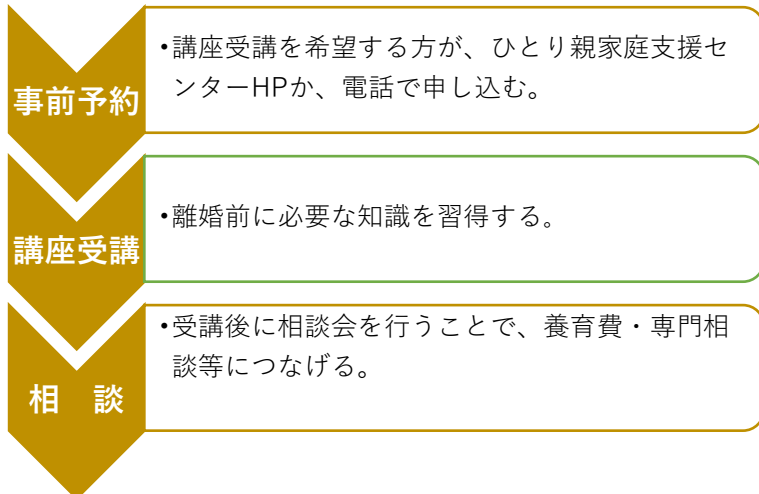
- 離婚前講座、無料の法律相談、公正証書作成費補助、保証会社の利用費補助など相談から債務名義化による継続した履行確保の促進を総合的に支援
- 離婚届を取りに来られた方全員に、市民課で養育費確保のためのチラシを配布し、制度周知

取組内容

1 離婚前講座の実施（離婚前後親支援事業）

- ・離婚前講座を年に2回開催。
- ・離婚を検討している方、離婚協議中の方等を対象として**無料の講座を実施**
- ・2回の内、1回は養育費・面会交流等専門相談の相談員に講師を依頼。
- ・講座受講後は法律相談や養育費相談等に繋げている。

<相談までの流れ>



<相談実績>

- ・年間2回実施。
 - ・「会場」と「オンライン」での開催。
 - ・令和5年度受講者数：25名
- ※ セミナー終了後、希望者には、法律相談や、養育費・面会交流等専門相談を案内している。

取組内容

2 弁護士による法律相談の実施（養育費等支援事業）

- ・神戸市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・相談はひとり親家庭支援センターにおいて、毎週実施。
- ・1回30分。
- ・離婚全般に関する法律相談に対応。公正証書等作成費補助や、保証会社の利用費補助等の他の養育費確保のための支援施策を情報提供することで債務名義化と継続した履行確保の促進を図っている。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・相談を希望する方が、ひとり親家庭支援センターHPか電話で事前予約

聞き取り

- ・ひとり親家庭支援センターによる状況確認

相談

- ・弁護士による無料相談（相談方法は面談、電話、オンラインから選択）

<相談実績>

①実施回数

- ・月5回

②夜間等の時間帯に相談を実施

- ・月曜（10：00～13：00）
- ・火曜（17：30～20：30）
- ・金曜（13：00～16：00）

③希望者には**オンライン相談**を実施

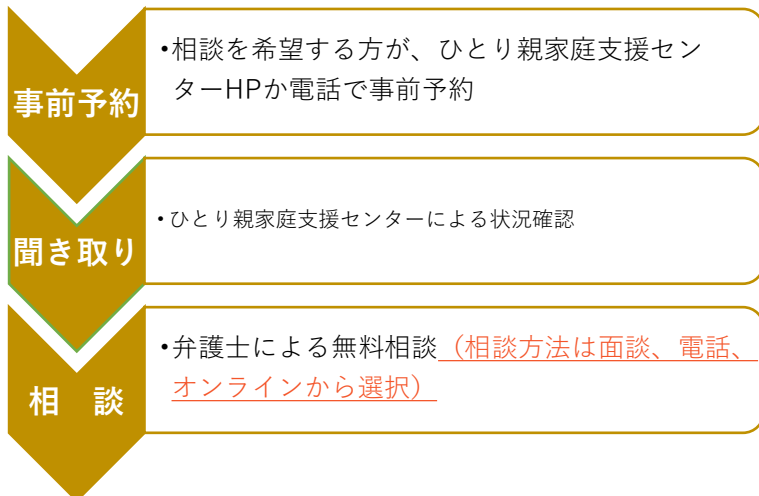
- ・令和5年度相談件数233件

取組内容

3 養育費・面会交流等専門相談の実施（離婚前後親支援事業）

- ・神戸市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として無料の養育費・面会交流等専門相談を実施。
- ・相談はひとり親家庭支援センターと区（東灘区、北区、垂水区）で、それぞれ毎月1回実施。
- ・1回50分。
- ・離婚、養育費、面会交流、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育に関する手続きのご案内を行う。必要に応じて、他の養育費確保のための支援施策を情報提供。
- ・明確な法律相談の意思がない場合は、まずは養育費・面会交流等専門相談につなぐこととしている。相談の窓口となる関係者（就業相談員や母子父子自立支援員等）とも情報共有している。

<相談までの流れ>



<相談実績>

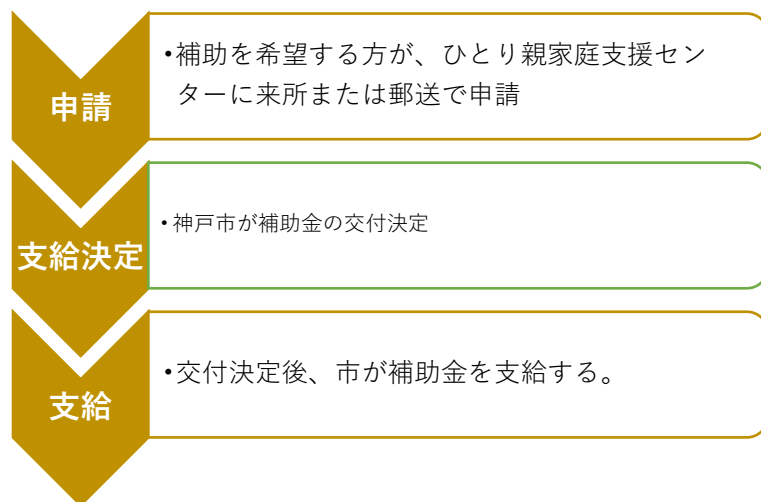
- ・希望者にはオンライン相談を実施
- ・令和5年度相談件数124件

取組内容

4 養育費に関する公正証書作成費補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費に関して公正証書等の作成にかかった経費を補助。
- ・ **1人1回限り。上限5万円**
- ・ 対象の子どもは、20歳未満。
- ・ まずは、債務名義化の促進が非常に重要であると考えたため、**所得制限は設定していない。**

<補助の流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 補助経費の領収書等
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 住民票（児童扶養手当証書でも可）

<利用実績>

- ・ 令和5年度申請件数82件
（慰謝料や年金分割等の項目も含めて公正証書を作成している方がほとんどである）

取組内容

5 養育費に関する保証会社の利用費補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者を対象として、その者が保証会社と契約した際にかかった契約料（保証料）を補助。
- ・ 1回限り。子どもは20歳未満。
- ・ まずは継続した履行確保を促進するため、**所得制限は設定していない。**
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

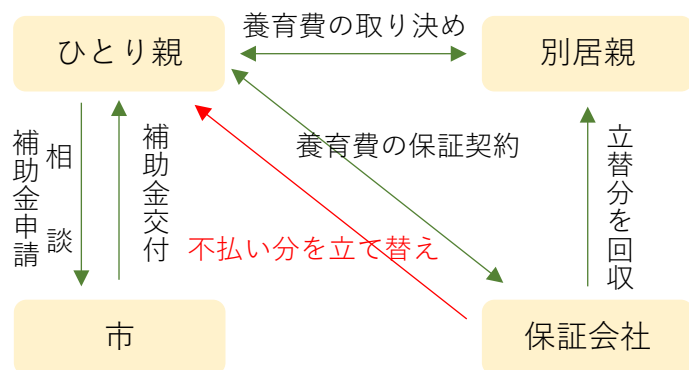
【補助要件等】

保証期間 : 1年間以上の養育費保証契約を締結していること

年間保証料 : 月額養育費と5万円と比較して少ない方の額

その他 : 過去に保証会社の利用費補助金を受給していないこと（初回のみ補助）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 補助経費の領収書
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 住民票（児童扶養手当証書でも可）

<利用実績>

- ・ 令和5年度申請件数3件



- 公正証書作成への支援
- 保証契約締結への支援

取組内容

1 公正証書作成への支援（離婚前後親支援事業）

- ・ひとり親家庭の母又は父が養育費の取り決めにかかる公正証書等を作成した際にその作成費用等を補助（上限5万円）

★対象者

- 養育費の取り決めにかかる経費を負担している
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している

<手続きの流れ>

補助金

交付申請

- ・公正証書等を作成した日の翌日から6カ月以内に、ひとり親家庭支援センター（母子・父子福祉施設）に申請

支給決定

- ・福岡市において申請書の審査、補助金支給・不支給を決定

補助金

支給

- ・補助金を指定口座に振り込み

<申請に必要な書類>

- ・申請書
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・戸籍謄本または抄本
- ・住民票の写し
- ・補助対象となる経費の領収書等
- ・養育費の取り決めに交わした文書

<令和6年度実績>

令和6年12月末時点 93件

取組内容

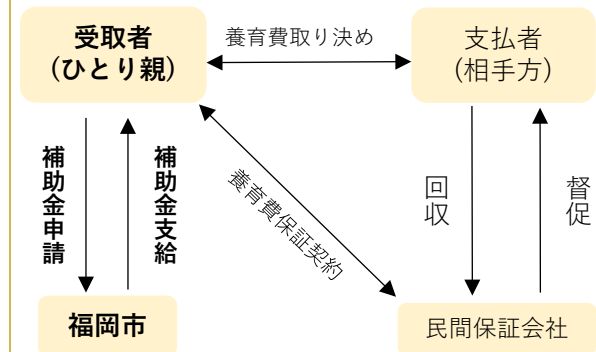
2 保証契約締結への支援（離婚前後親支援事業）

- ・ひとり親家庭の母又は父が保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用を補助
(上限5万円)

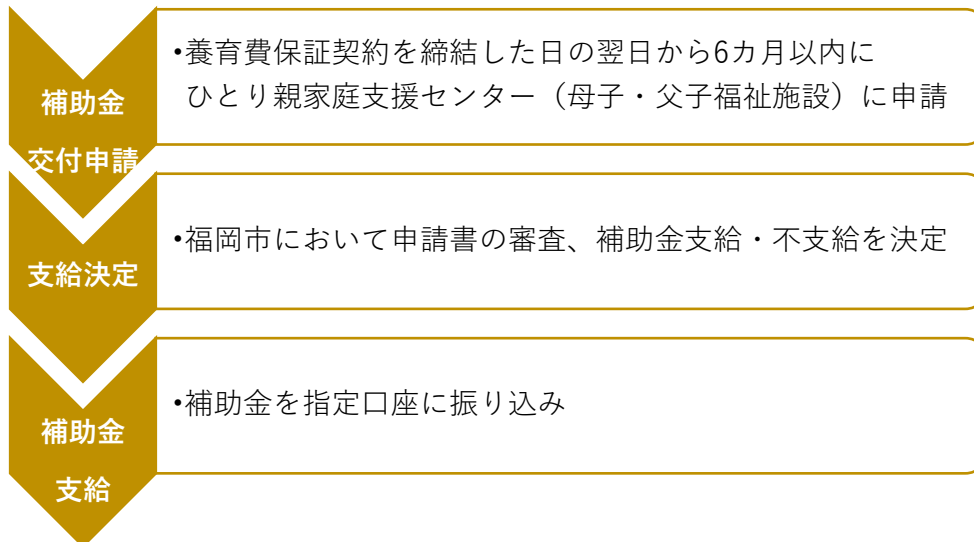
★対象者

- 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している
- 保証会社と保証期間が1年以上の養育費保証契約を締結している

★事業イメージ



<手続きの流れ>



<申請に必要な書類>

- ・申請書
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・戸籍謄本または抄本
- ・住民票の写し
- ・所得証明書
- ・補助対象となる経費の領収書等
- ・養育費の取り決めに交わした文書
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書

<令和6年度実績>

令和6年12月末時点 2件



- 公正証書等の作成費用補助の実施
- 養育費保証契約の費用補助の実施

取組内容

1 公正証書等の作成費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 公正証書の作成手数料，調停申立てや訴訟に必要な収入印紙代，戸籍謄本等の書類取得費用，郵便切手代等を補助します。

＜対象者＞ 市内在住のひとり親で，次の要件をすべて満たす方

- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有している
- ・ 債務名義を取得した日から1年以内の方
- ・ 養育費の取決めの対象となるお子さんを養育している方

＜補助対象＞

- ① 養育費の支払いに関する公正証書の作成手数料
- ② 調停や訴訟に要する収入印紙代や郵便切手代
- ③ 戸籍謄本等の必要書類の取得費用

＜補助上限額＞ 3万円

＜申請に必要な書類＞

- ・ 養育費の取り決めをした書類（公正証書や調停調書など）
- ・ 戸籍謄本
- ・ 補助の対象となる費用の領収書

※上記書類を持参し，市役所窓口で申請していただきます。

＜利用実績＞

■ 令和5年度 36件

■ 令和6年度（12月末現在）
28件

取組内容

2 養育費保証契約の費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 保証会社と養育費の保証契約を締結した場合の初回保証料を補助します。

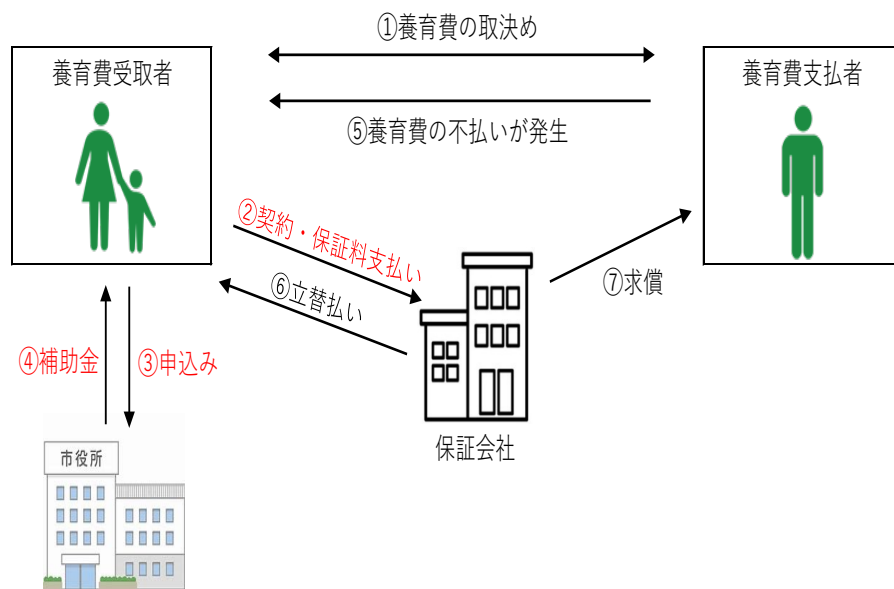
＜対象者＞ 市内在住のひとり親で、次の要件をすべて満たす方

- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有している方
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ・ 養育費の取決めの対象となるお子さんを養育している方

＜補助対象＞ 養育費の保証契約締結の際に負担した初回保証料

＜補助上限額＞ 5万円

＜事業イメージ＞



＜申込みに必要な書類＞

- ・ 養育費の取り決めをした書類（公正証書や調停調書など）
 - ・ 戸籍謄本
 - ・ 領収書
 - ・ 保証会社と締結した保証契約書
- ※上記書類を持参し、市役所窓口で申請していただきます。

＜利用実績＞

■ 令和5年度	0件
■ 令和6年度（12月末現在）	1件



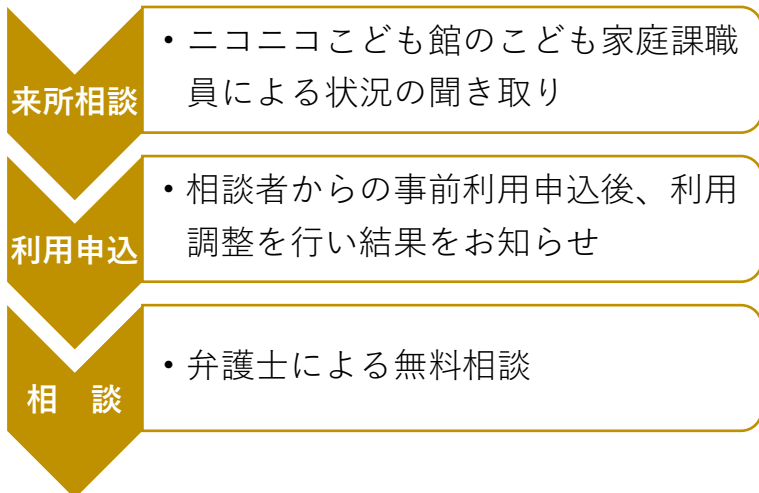
- 養育費等に関する弁護士法律相談事業
- 公正証書等による債務名義の作成支援及び戸籍謄本等の書類取得支援

取組内容

1 養育費等に関する弁護士法律相談事業（養育費等支援事業）

- ・郡山市内に住所を有する又は市内に勤務する、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、離婚前の父母等を対象として無料の弁護士相談を実施。
（福島県弁護士会郡山支部に所属する弁護士が対応。）
- ・相談は毎月1回特定日に実施。相談を希望する方は、来所による事前申込が必要。（先着順）
- ・市職員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回1時間以内、1人2回まで利用可能。）

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

令和6年度については、市の相談室を活用し、毎月1回定員3名の無料相談会を実施。

○利用実績

- ・令和4年度：26名
- ・令和5年度：28名
- ・令和6年度：17名（令和6年12月現在）



- 養育費等に関する弁護士法律相談事業
- 公正証書等による債務名義の作成支援及び戸籍謄本等の書類取得支援

取組内容

2

公正証書等による債務名義の作成支援及び戸籍謄本等の書類取得支援の実施 (離婚前後親支援事業)

- ・ 郡山市内に住所を有するひとり親家庭の父または母が対象。
- ・ 補助対象経費は以下のとおり。
公正証書：公証人手数料令に基づき公証人に支払う手数料、添付書類取得経費
調停調書：収入印紙代、連絡用郵便切手代
- ・ 補助額は補助対象経費の全額（上限5万円）。
- ・ 郡山公証人合同役場と連携し、公正証書を作成し養育費の取決めを行った郡山市民に同役場で事業案内のチラシを配布。

<事業イメージ>

債務名義
作成

- ・公正証書や調停調書等養育費の取決めに係る債務名義を作成する。

交付申請

- ・債務名義を作成した日の翌日から起算して6ヶ月以内に補助金を交付申請する。

交付決定

- ・申請者に対して補助金交付決定通知書を送付し、補助金を指定の金融機関口座に振り込む。

<補助実績（見込み）>

- 1) 公正証書等による債務名義の作成支援
 - ・令和4年度：20件
 - ・令和5年度：34件
 - ・令和6年度：27件（令和6年12月現在）
- 2) 戸籍謄本等の書類取得支援
 - ・令和4年度：6件
 - ・令和5年度：14件
 - ・令和6年度：15件（令和6年12月現在）



- 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施
- 養育費保証支援事業の実施
- 弁護士による法律相談の実施

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 宇都宮市に在住するひとり親家庭の父又は母で養育費の取り決めに係る費用を負担した者を対象として、**負担した費用（上限4万3千円）を補助**する。
- ・ 対象者：宇都宮市に在住し、本市に住民登録があるひとり親家庭の父又は母で、次の要件をすべて満たす方
 - ① 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の児童）を現に養育していること
 - ② 養育費の取り決めに係る債務名義（調停調書や和解調書、確定判決、強制執行認諾約款付公正証書など）を有していること
 - ③ 養育費の取り決め等に係る費用を負担したこと
 - ④ 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む）から公正証書等の作成に関する補助金の交付を受けていないこと（対象児童の取り決めに対し、1回限り補助）
 - ⑤ 市税に滞納が無いこと

<補助対象となる費用>

養育費の取り決めに関する費用分が対象

- ・ 公正証書：公証手数料令に定める公証人に支払った手数料
- ・ 調停申立：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代
- ・ 裁判：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代

<申請に必要な書類>

- ・ 補助金交付申請書兼実績報告書、補助金交付請求書
- ・ 児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本及び住民票の写し
- ・ 補助対象経費の領収書の写し
- ・ 養育費取り決め文書の写し（債務名義化した文書に限る）
- ・ 振込口座の確認ができるもの

<補助額>

養育費の取り決めに要した費用（上限額4万3千円）

<申請期間>

公正証書等を作成した日の翌日から1年以内

<助成実績>

令和5年度 26件

取組内容

2 養育費保証支援事業の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 宇都宮市に在住するひとり親家庭の父又は母で養育費の保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に費用を負担した者を対象として、**負担した保証料（上限5万円）を補助**する。
- ・ 対象者：宇都宮市に在住し、本市に住民登録があるひとり親家庭の父又は母で、次の要件をすべて満たす方
 - ① 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の児童）を現に養育していること
 - ② 養育費の取り決めに係る債務名義（調停調書や和解調書、確定判決、強制執行認諾約款付公正証書など）を有していること
 - ③ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
 - ④ 養育費保証契約に係る保証料を負担したこと
 - ⑤ 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む）から養育費保証料に関する補助金の交付を受けていないこと
 - ⑥ 市税に滞納が無いこと

＜補助対象となる費用＞

保証会社と養育費保証契約を締結した際に負担した保証料

＜補助額＞

保証料（上限額5万円）

＜申請期間＞

養育費保証契約を締結または更新した日の翌日から1年以内

＜申請に必要な書類＞

- ・ 補助金交付申請書兼実績報告書、補助金交付請求書
- ・ 児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本及び住民票の写し
- ・ 補助対象経費の領収書の写し
- ・ 養育費取り決め文書の写し（債務名義化した文書に限る）
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- ・ 振込口座の確認ができるもの

＜助成実績＞

令和5年度 0件

取組内容

3 弁護士による法律相談の実施（養育費等支援事業）

- ・ 宇都宮市母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費専門相談員による離婚、養育費、親子交流等に係る相談の他、特別相談として月2回**弁護士による法律相談を実施。**
- ・ 離婚や養育費の取り決め・履行確保などの法律上の諸問題について、専門家のアドバイスを受けることができる。
- ・ 相談を希望する方は、同センターへ事前予約が必要。
- ・ 相談料は無料。
- ・ 宇都宮市役所においても年2回出張相談を実施。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方から、宇都宮市母子家庭等就業・自立支援センターへ事前予約

相談

- ・ 弁護士による法律相談（無料）

<相談実績>

令和5年度

- | | |
|----------------------|-----|
| ・ 弁護士による法律相談（特別相談）件数 | 41件 |
| ・ 養育費専門相談員による相談件数 | 31件 |



- 公正証書等の作成補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

1 公正証書等の作成補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 前橋市に住民登録があるひとり親を対象として、養育費に関する公正証書等作成に係る本人負担費用を補助する。1人1回限り。

対象者 : 次のいずれにも該当する者

- ①養育費の取決めに係る経費を負担している。
- ②強制執行認諾付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等を有している
- ③養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を扶養している

対象経費 : 公証人手数料、調停申立て又は裁判に要する収入印紙代・連絡用郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用（申請日から遡って6か月以内に作成した文書作成費用に限る。）

補助額 : 対象経費の全額（上限43,000円）

<相談までの流れ>

1. 交付申請
公正証書等作成後、市に補助金の交付申請
2. 交付決定
市が書類審査後、補助金の交付決定
3. 請求書の提出
補助金に係る請求書を市に提出
4. 補助金の交付
補助金を指定の口座に振込み

<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書又は当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ・ 対象経費の領収書
- ・ 養育費の取決めに交わした文書
- ・ 申請者名義の通帳又はキャッシュカード

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和6年度12月時点で21名が利用

取組内容

2 保証契約補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 前橋市に住民登録があるひとり親が、保証会社との間で養育費に関する保証契約を締結した際の初回保証料を補助する。1人1回限り。

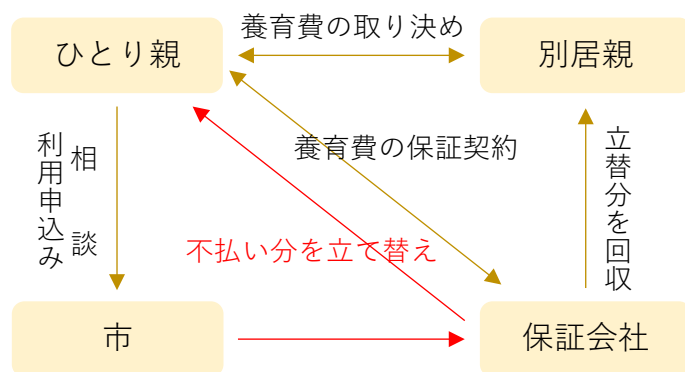
対象者：次のいずれにも該当する者

- ①児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある
- ②養育費の取決めに係る債務名義を有している
- ③養育費の取決めの対象となる児童（年齢制限あり）を扶養している
- ④保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している

対象経費：初回保証料（申請日から遡って6か月以内に締結した契約に限る。）

補助額：対象経費の全額（上限5万円）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書又は当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本
 - ・初回保証料の領収書
 - ・養育費保証契約書
 - ・申請者名義の通帳又はキャッシュカード
- ※所得証明が必要な場合あり

<利用実績（見込み）>

- ・令和6年度は12月時点で利用なし



- 公正証書等作成経費補助の実施
- 養育費保証契約締結経費補助の実施

取組内容

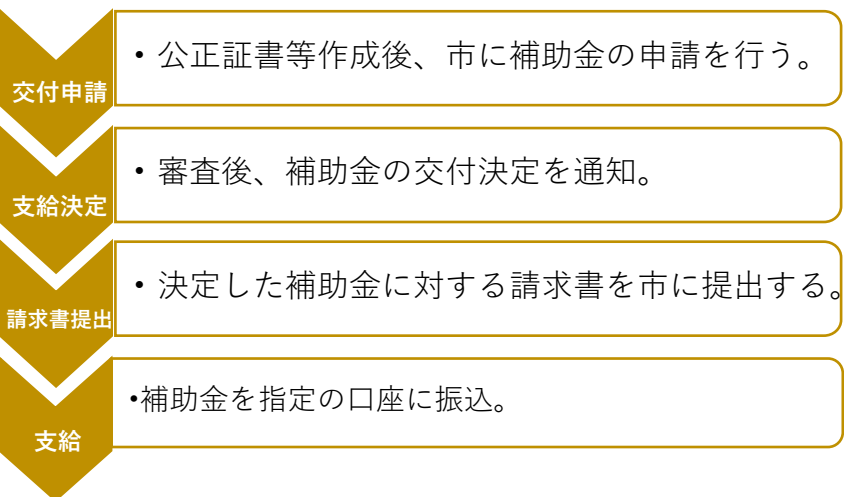
1 公正証書等作成経費補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ ひとり親家庭の母または父を対象として、養育費の取決めに関する公正証書作成や調停申立て等に係る費用を補助する。1人1回限り。

対象者：養育費の取決めに係る経費を負担している。
 養育費の取決め及び債務名義化している書類を有している。
 養育費の取決めの対象となる児童（20歳未満）を養育している。

補助内容：公証人手数料、調停申立て又は裁判に要する印紙代、
 戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代。
 （※養育費の取決めに関するものに限る）上限43,000円。

<相談までの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書（受給がない場合は戸籍謄本）
- ・ 養育費の取決めを交わした文書及び領収書
- ・ 銀行口座がわかるもの

<利用実績>

- ・ 令和4年度、13名に交付決定実施。
- ・ 令和5年度、33名に交付決定実施。
- ・ 令和6年度12月時点で27名に交付決定実施。

取組内容

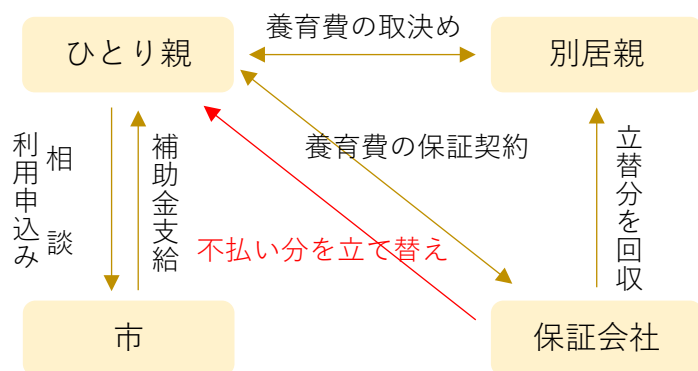
2 養育費保証契約締結経費補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 公正証書等により養育費の取決めを行っているひとり親家庭の母または父を対象として、民間保証会社と養育費保証契約を締結した場合、**その初回保証料を市が補助**する。1人1回限り。

対象者：児童扶養手当を受給中、または同等の所得水準。
 養育費の取決め及び債務名義化している書類を有している。
 養育費の取決めの対象となる児童（20歳未満）を養育している。
 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している。
 締結する際に要する費用を負担している。

補助内容：初回保証料。**上限50,000円。**

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書（受給がない場合は戸籍謄本）
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書及び領収書
- ・養育費の取決めを交わした文書
- ・銀行口座がわかるもの

<利用実績（見込み）>

- ・令和4年度、令和5年度実績なし。
- ・令和6年度12月時点で1名交付決定実施。



- 養育費セミナー・相談会の開催
- 弁護士による無料相談の実施
- 親子交流支援事業利用補助金

- 裁判外紛争解決手続き（ADR）の手数料補助
- 戸籍・住民担当部署との連携強化

取組内容

1 養育費セミナー・相談会の開催（離婚前後親支援事業）

- ・ 船橋市在住の離婚を検討している方や離婚協議中の方、ひとり親家庭の方（同居親）を対象に無料のセミナーを実施。
- ・ こどもと別居している方（別居親）向けに相談会を実施。
- ・ 事業の実施は、親子交流支援やひとり親家庭等の支援を行っている特定非営利活動法人に依頼。
- ・ 会場は船橋市母子・父子福祉センター。セミナー実施の際は、同施設内で託児を行っている。
- ・ 周知は広報紙とホームページ、SNSを活用。

<事業イメージ>

告知ポスターのイメージ。タイトルは「養育費 & 親子交流 セミナー」。内容は「別居するお母さんへ」とあり、日時、会場、参加費、申し込み方法などが記載されている。

告知ポスターのイメージ。タイトルは「養育費・親子交流 相談会」。内容は「別れて暮らす親子を応援」とあり、日時、会場、参加費、申し込み方法などが記載されている。

<相談実績>

- ・ 令和5年度実績
 - ① セミナー：令和6年1月13日（土）開催
定員 15名 参加者数 6名
 - ② 相談会：令和5年12月2日（土）開催
枠数 8枠 相談者数 3名
- ・ 令和6年度実績
 - ① セミナー：令和7年1月25日（土）開催予定
定員 15名
 - ② 相談会：令和6年12月14日（土）開催
枠数 6枠 相談者数 2名

取組内容

2 裁判外紛争解決手続き（ADR）の手数料補助（離婚前後親支援事業）

- ・ 裁判外紛争解決手続きにかかる申し立てや調停等に要する手数料を補助する。
- ・ 対象は以下の要件をすべて満たすひとり親又は離婚協議中の方
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準の方
 - ② 養育費の取り決めに係る経費を負担した方
 - ③ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方（ひとり親である場合に限る）
 - ④ 過去に同内容のADRに係る手数料に関する補助金を受けていない方
- ・ 補助金額
 - ① 申立に係る手数料又は依頼料 … **上限11,000円**
 - ② 期日に相当する手数料（話し合う時に事業者に払った手数料） … **上限33,000円** **※期日3回まで**

<事業イメージ>

事業利用

- ・ 裁判外紛争解決手続きを利用して、養育費の取り決めを実施

申請

- ・ 補助を希望する方が窓口に来課し、補助金の交付申請

支給

- ・ 船橋市が交付決定を行い、申請者から請求書を収受した後に補助金を支給

<申込みに必要な書類>

- ・ 当該児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 申請者の住民票
- ・ 補助対象の領収書又はクレジット契約証明書
- ・ ADRで養育費の取り決めに交わしたことが分かる文書又はADRによる合意が成立しなかったことがわかる文書

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和6年度予算件数（金額）
 予算件数：各1件分（44,000円）
 ※令和6年度から実施

取組内容

3 弁護士による無料相談の実施（離婚前後親支援事業）

- ・船橋市在住で離婚を検討している方や離婚協議中の方、ひとり親の方を対象として、**無料の弁護士相談を実施**。千葉県弁護士会から紹介を受けた弁護士と単年度契約している。
- ・相談は60分間。
- ・令和6年度は、毎月第2土曜日の13時30分から16時30分までの3枠、第4水曜日の18時から20時までの2枠、第4日曜日の13時30分から16時30分までの3枠を設けて、船橋駅前総合窓口センターで実施。実施希望日の3営業日前までに事前予約が必要。（先着順）
- ・事前に母子・父子自立支援員が、相談者の状況や相談内容を詳細に聞き取り、作成したアセスメントシートを基に相談を行う。

<事業イメージ>

事前予約

- ・相談を希望する方から、船橋市へ電話や窓口での事前予約

聞き取り

- ・母子・父子自立支援員により状況の聞き取り、アセスメントシートの作成

相談

- ・弁護士による無料相談

<利用実績（見込み）>

- ・令和5年度実績：61件
- ・令和6年度は、4月から12月までに72枠の相談枠を設け、40件の相談があった。

取組内容

4 戸籍・住民担当部署との連携強化（離婚前後親支援事業）

- ・ひとり親家庭向けの支援が記載されているパンフレット等を戸籍担当窓口（出張所含む）にて配布
- ・配布対象
離婚届を受け取りに来られた方又は提出された方
- ・配布書類
 - ①「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」について（法務省作成）
 - ②「養育費確保のために市がサポートします！」（本市作成）
 - ③給付金に係る案内について（本市作成）
 - ④「離婚届を受け取りに来られたお客様へのご案内」（本市作成）
 - ⑤養育費等相談支援センター パンフレット
 - ⑥ひとり親家庭のみなさまへ（本市作成）

<事業イメージ> ②

受け取れていませんか？ 読み取れていませんか？

養育費確保のために市がサポートします！

まずはお電話を！！ 船橋市こども家庭支援課 047-436-2320
取決めの相談、その他の生活に関する相談、一緒に考えたい事など、お気軽にご相談ください。

●子どもの養育の負担を軽減し、安心して生活を送るために、養育費は重要ですが、
 ●子どもに支払われる養育費が、子どもに支払われる養育費が、
 ●養育費を確保するにはしっかりと取決めを交わすことが重要です。

サポート事業一覧
 ●各事業の詳細は各窓口から市ホームページをご覧ください。

1 弁護士による法律相談 養育費の支払方法、面会交流など、法律に関する相談に応じます。 （土日・夜間）	2 セミナーの開催 専門の講師によるセミナーを開催します。
3 公正証書・調停調停作成、 公証手数料補助 養育費を支払うための調停調停作成、ADRに際する費用の一部を補助します。 （ADR調停は調停手続が完了した後に補助します。）	4 保証料の補助 保証会社等と養育費保証契約を締結した際の保証料を補助します。
5 親子（面会）交流支援 機関利用補助 親子（面会）交流に際しての支援機関を利用した際の、費用の一部を補助します。	6 母子・父子自立 支援員の同行 公証調停等で養育費作成をする際に、支援員が同行します。

④

離婚届を受け取りに来られたお客様へのご案内

このご案内は、離婚後、船橋市内にお住まいになる方へ向けで作成しています。
 離婚後、船橋市外へ転出予定の方は、お住まいになる市区町村でご確認ください。

⑥

ひとり親家庭のみなさまへ

ひとり親家庭向けの相談窓口、子育て支援センターや児童館、市・区民生活センターなど、養育費を確保するための支援が実施されています。右ページから配布カードの「ひとり親家庭等への支援情報」をご覧ください。

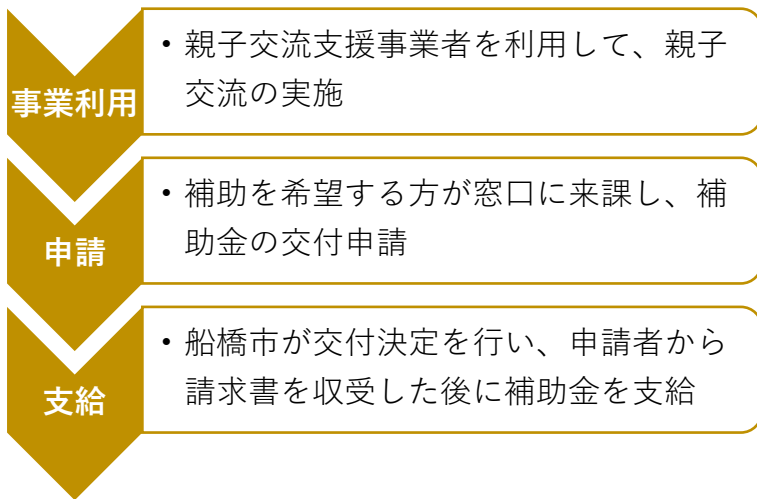
船橋市

取組内容

5 親子交流支援事業利用補助金（離婚前後親支援事業）

- ・親子交流の実施にあたり親子交流支援事業者を利用した際の利用料を補助する。
- ・対象は市内に居住するひとり親、児童と別居しており市内に居住する実父または実母（児童は市外でも可）、市外に居住している市内居住の児童の実父または実母
- ・補助金額
 - ①親子交流を実施する前の事前相談等に要した利用料 … **上限7,000円**
 - ②親子交流を実施する際の付添いや児童受け渡しの立ち合い等に要した費用 … **上限30,000円**
 同じ児童に関する親子交流で要する費用の申請は、**年度中2回まで**
- ・利用する親子交流支援事業者は、以下の要件を満たす事業者
 - ①事務所または常設の連絡先がある団体
 - ②法人格を持っている、または運営に関する定めを有している団体
 - ③継続的に活動している、またはこれから継続的に活動する団体

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・当該児童の戸籍謄本又は抄本
- ・申請者の住民票
- ・当該児童の住民票の写し（申請者が市外居住の場合で、児童が船橋市民である場合）
- ・補助対象事業の領収書等

<利用実績>

- ・令和5年度支給実績（支給合計額）：7件（116,500円）
- ・令和6年度予算件数（金額）
 - 事前相談分 2件（14,000円）
 - 親子交流実施分 4件（120,000円）



- 公正証書等の作成費用の補助
- 養育費保証会社との保証契約に要する初回保証料の補助

取組内容

1 ひとり親家庭の経済的自立支援のための文書作成費用補助（離婚前後親支援事業）

- ・ 公正証書等の作成費用
養育費の取り決めを書面で明確にするために公正証書などを作成する際の費用を補助
- ・ 養育費保証会社との保証契約に要する初回保証料
養育費を確実に受け取るために、保証会社と契約する際の初回保証料を補助

<事業イメージ>

補助金交付申請

補助金交付の決定

補助金交付請求書の提出

補助金の交付

▶ 申請期間は、公正証書等作成日又は養育費保証契約締結日の翌日から起算1年以内

<支給実績>

	【公正証書】	【調停調書】	【養育費保証契約】
令和5年度	13件 (189,307円)	1件 (4,854円)	0件 (0円)
令和6年度 ※12月末時点	4件 (56,500円)	1件 (5,550円)	2件 (100,000円)



チラシ (URL)





●弁護士による養育費等の無料法律相談の実施

取組内容

1 弁護士による養育費等の無料法律相談の実施（養育費等支援事業）

- ・ 柏市在住で離婚を検討中のかた、離婚協議中のかた、ひとり親のかた等を対象として **無料の弁護士相談を実施**（千葉県弁護士会から推薦を受けた弁護士に依頼）
- ・ 実施は月 1 ～ 2 回設定。事前予約制（先着順）、原則 1 回まで
- ・ 相談は対面で 1 名につき 4 5 分（1 日最大 4 名）

<事業イメージ>

事前予約

- 電話、窓口で受付

内容確認

- 事業趣旨に適しているか聞き取り

相談

- 実施

相談後

- 相談者からアンケート回収

<相談実績>

【相談者数】

令和 5 年度 61 名
令和 6 年度 49 名※ 12 月末時点
(16 回/年)

令和 6 年度

養育費、離婚、親権、面会交流、慰謝料、財産分与などで悩んでいませんか？

養育費等についての無料法律相談

ひとりでもまずご相談ください
弁護士がお悩みをお聞きます

日程・スケジュール

4月11日(木) ●午前	10月10日(木) ●午前
5月9日(木) ●午後	10月24日(木) ●午前
6月13日(木) ●午前	11月14日(木) ●午後
7月4日(木) ●午前	12月12日(木) ●午前
7月18日(木) ●午前	令和7年
8月8日(木) ●午前	1月9日(木) ●午後
8月24日(土) ●午前	2月13日(木) ●午前
9月12日(木) ●午後	3月13日(木) ●午前
9月26日(木) ●午後	

おひとり45分

●午前開催 ●午後開催

① 9時00分～ 9時45分	① 13時00分～ 13時45分
② 9時50分～ 10時35分	② 13時50分～ 14時35分
③ 10時40分～ 11時25分	③ 14時40分～ 15時25分
④ 11時30分～ 12時15分	④ 15時30分～ 16時15分

対象 市内在住のひとり親のかた、これからひとり親になるかた

場所 柏市役所別館3階こども福祉課

注意 申込者が、当日担当する弁護士と親縁関係（相手の依頼を任にしているなど）となる場合は、この相談をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。 ※お断りの場合は、お断りの理由を説明いたします。

予約受付 柏市こども部こども福祉課
04-7167-1595（直通） 予約受付時間（受付時間）



- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助の実施
- 弁護士による無料相談の実施（国際離婚）
- 保証契約補助の実施
- 元家庭裁判所調停委員による無料相談の実施

取組内容

1 養育費等弁護士相談の実施（離婚前後親支援事業）

- ・横須賀市に住所がある離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、**無料の弁護士相談を実施**している。（1回45分程度）
- ・相談は毎月1～2回実施している。相談を希望する方は、相談日の4開庁日前までに、e-kanagawaを利用して事前予約・相談内容の入力が必要。（先着順）
- ・相談内容を踏まえ、**相談者に活用できる支援等があれば情報提供等を実施**している。
- ・相談業務は神奈川県弁護士会に委託している。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・相談希望者は、e-kanagawaを利用して事前予約・相談内容を入力

相談

- ・弁護士による無料相談

<相談実績>

- ・令和6年度は、市の会議室を利用し、毎月1～2回の養育費等弁護士相談を実施予定。
 - ・定員は各回5名。
- ※令和5年度は、計15回の弁護士相談を実施し、計45名が利用した。



- 弁護士による無料相談の実施
- 弁護士による無料相談（国際離婚）の実施
- 元家庭裁判所調停委員による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助の実施
- 保証契約補助の施

取組内容

2 養育費等弁護士相談（国際離婚）の実施（離婚前後親支援事業）

- ・横須賀市に住所がある離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、**無料の弁護士相談を実施**している。（1回60分程度）
- ・相談は年4回実施している。相談を希望する方は、相談日の4開庁日前までに、e-kanagawaを利用して事前予約・相談内容の入力が必要。（先着順）
- ・相談内容を踏まえ、**相談者に活用できる支援等があれば情報提供等を実施**している。
- ・横須賀市の特性を考え、相談業務は国際離婚相談の実績がある弁護士に委託している。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・相談希望者は、e-kanagawaを利用して事前予約・相談内容を入力

相談

- ・弁護士による無料相談

<相談実績>

- ・令和6年度は、市の会議室を利用し、年4回の養育費等弁護士相談を実施予定。
- ・定員は各回4名。

※令和5年度は、計3回の弁護士相談を実施し、計7名が利用した。



- 弁護士による無料相談の実施
- 弁護士による無料相談の実施（国際離婚）
- 元家庭裁判所調停委員による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

3 元家庭裁判所調停委員による養育費オンライン相談の実施（離婚前後親支援事業）

- ・横須賀市に住所がある離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、**無料のオンライン相談を実施**している。（1回50分程度）
- ・相談は毎月第2土曜日、第4木曜日に実施している。相談を希望する方は、相談日の3開庁日前までにe-kanagawaを利用して事前予約・相談内容の入力が必要。（先着順）
- ・相談内容を踏まえ、**相談者に活用できる支援等があれば情報提供等を実施**している。
- ・相談業務は元家庭裁判所調停委員が所属するNPO法人に委託している。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・相談希望者は、e-kanagawaを利用して事前予約・相談内容を入力

相談

- ・元家庭裁判所調停委員による無料相談

<相談実績>

- ・令和6年度は、電話かZoomを活用し、毎月2回の無料相談を実施予定。
 - ・定員は各回4名。
- ※令和5年度は、計24回の相談を実施し、計56名が利用した。



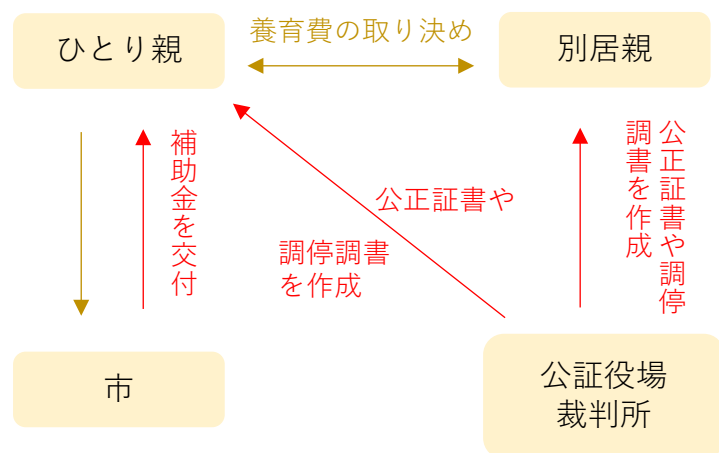
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助の実施
- 弁護士による無料相談の実施（国際離婚）
- 保証契約補助の実施
- 元家庭裁判所調停委員による無料相談の実施

取組内容

4 公正証書等作成補助（養育費の取決めに対する費用補助）の実施（離婚前後親支援事業）

- ・公正証書等により養育費の取り決めを行った横須賀市に住所があるひとり親の方（過去に同様の補助金を受け取っている場合は不可）を対象として、**公証人手数料、調停申立てや裁判用の収入印紙代などを市が補助**する。

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類（原本必須）>

- ・公正証書、調停調書等の債務名義(謄本または正本)*1
- ・補助金を振込む口座の通帳
- ・児童扶養手当証書またはひとり親福祉医療証等
- ・補助対象費用の領収書等

*1 公正証書は強制執行認諾の条項が入っていること

<利用実績>

- ・令和5年度は、30名が利用した。



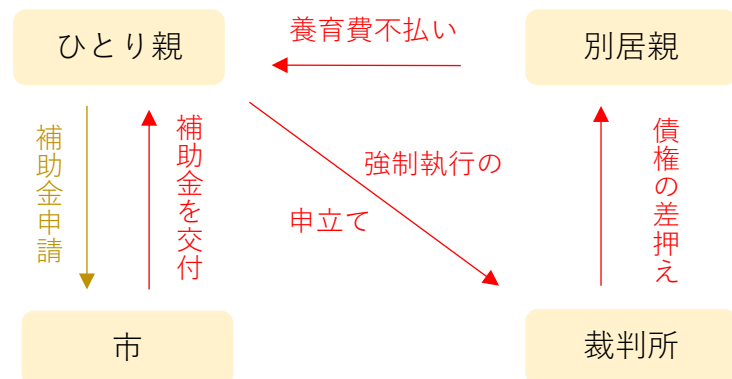
- 弁護士による無料相談の実施
- 弁護士による無料相談の実施（国際離婚）
- 元家庭裁判所調停委員による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

4 公正証書等作成補助（養育費不払い対応への費用補助）の実施（離婚前後親支援事業）

- ・裁判所へ強制執行の申立てを行った横須賀市に住所があるひとり親の方（過去に同様の補助金を受け取っている場合は不可）を対象として、**裁判所への申立て用の収入印紙代や、裁判所等が求める連絡用の郵便切手代などを市が補助**する。

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類（原本必須）>

- ・公正証書、調停調書等の債務名義(謄本または正本)*1
- ・補助金を振込む口座の通帳
- ・児童扶養手当証書またはひとり親福祉医療証等
- ・補助対象費用の領収書等
- ・裁判所に申立てをしたことが分かる書類

*1 公正証書は強制執行認諾の条項が入っていること

<利用実績>

- ・令和5年度は、実績なし。



- 弁護士による無料相談の実施
- 弁護士による無料相談の実施（国際離婚）
- 元家庭裁判所調停委員による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

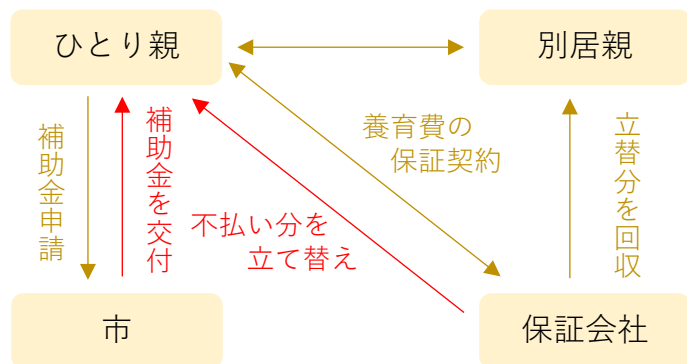
5 保証契約補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費保証会社が、養育費の取り決めをした横須賀市に住所があるひとり親の方との間で **1年以上の養育費保証契約を締結し、その初回保証料を市が補助** する。（契約は自身で行う）
- ・ 児童扶養手当の支給を受けているか、または相当の所得水準にある方が対象。（過去に同様の補助金を受け取っている場合は不可）

保証料：初回分（上限5万円）

保証内容：受け取れなかった月の養育費を保証会社が立て替えて支払う

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類（原本必須）>

- ・ 補助金を振り込む銀行口座の通帳
- ・ 保証契約書
- ・ 強制執行できることを記した公的書類
- ・ 保証契約料の領収書等支払い額を証明するもの
- ・ 児童扶養手当証書（持っていない方はご相談ください。）

※すべて原本をご持参ください。

<利用実績>

- ・ 令和5年度は、2名が利用した。



● 公正証書等作成費用補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ ひとり親を対象に、養育費の継続的な確保を目的として、**公正証書や調停調書等を取得する際の本人負担費用を補助**する。

補助対象：公証人手数料、家庭裁判所の調停申立または裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代等 ※弁護士費用、養育費保証サービス費用は補助対象に含まない。

補助額：申請者が負担した費用（限度額3万円）

申請期限：文書作成から6か月以内

<対象者>

富山市内に居住のひとり親家庭の母または父で、申請時に次の要件の全てを満たす者

- ① 児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費受給資格者または同様の所得水準にある者
- ② 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
- ③ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- ④ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に監護している者
- ⑤ 過去に同様の補助金を交付されていない者

<申し込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費受給資格証（または戸籍謄本）
- ・ 補助対象経費の領収書の写し
- ・ 養育費の取り決めに交わした文書
- ・ 振込先のわかるもの

<利用実績>

【R5実績】	※令和5年4月事業開始
（助成件数） 13件	（助成額合計） 243,662円
【R6実績】	※令和6年12月末時点
（助成件数） 14件	（助成額合計） 315,609円



- 債務名義「+送達証明書等」の取得支援
- ADR及び代理人弁護士の活用支援
- 市常勤弁護士等の連携による養育費確保二一ズの掘り起こしと解決指針の提示

取組内容

1 債務名義「+送達証明書等」の取得支援（離婚前後親支援事業）

- ・ 高校生に相当する年齢以下の子がいる親に対し、債務名義で養育費を取り決めた場合の各種実費を助成。（公正証書、家事調停（審判）、ADR法上の特定和解、離婚訴訟において、養育費の取決めのために要した各実費を助成）
- ・ 強制執行の便宜を図るため、債務名義の取得に要する実費のほか、送達（確定）証明書の取得、執行文の付与に要する実費もセットで助成。
- ・ 助成金の交付に係る申請期限は、実費（総額）が確定した年度末まで。
- ・ 上限 3 万 5 千円

<助成手続と助成金交付の流れ>

- ① 利用者→市：計画認定申請
- ② 市→利用者：計画認定通知
- ③ 利用者：実費の支出（利用者において領収書を保管）
- ④ 利用者→市：助成金の交付申請
- ⑤ 市→利用者：助成金の交付

<助成金の交付に必要な書類>

- ・ 取得した債務名義等の写し
- ・ 領収書

<利用実績>

- ・ 令和 5 年度 計画認定申請 6 件、助成金交付申請 0 件
- ・ 令和 6 年度 計画認定申請 6 0 件、助成金交付申請 9 件

※ 1 2 月末現在

取組内容

2 ADRの活用支援（離婚前後親支援事業）

- ・ 高校生に相当する年齢以下の子がいる親が、養育費の取決めのため、弁護士会又は認証ADR事業者が実施する裁判外紛争手続（ADR）を利用した場合に、**ADR利用料（和解の成否や費目を問わない）を助成。**
- ・ **ADRという仕組み、各ADR機関の特色・料金体系・相談や申立て方法を含む手続の流れ等**についても、**積極的に情報提供**を行い、実際の利用に繋げる。
- ・ 助成金の交付に係る申請期限は、ADR利用料（総額）が確定した年度末まで。
- ・ 上限10万円

<助成手続と助成金交付の流れ>

- ① 利用者→市：計画認定申請
- ② 市→利用者：計画認定通知
- ③ 利用者：ADR利用料の支出（利用者において領収書を保管）
- ④ 利用者→市：助成金の交付申請
- ⑤ 市→利用者：助成金の交付

<助成金の交付に必要な書類>

- ・ ADRで成立した和解契約書の写し 又は ADR手続が終了したことがわかる書面の写し
- ・ 領収書

<利用実績>

- ・ 令和6年度 計画認定申請11件、助成金交付申請1件

※12月末現在

取組内容

3 代理人弁護士の活用支援（離婚前後親支援事業）

- ・ 高校生に相当する年齢以下の子がいる親が、養育費の**取決め又は回収（強制執行）**のため、代理人弁護士を利用した場合に、**弁護士費用（着手金及び報酬金）を助成。**
- ・ 利用者が代理人候補となる弁護士を探せるように、法テラスの法律相談を案内することに加えて、金沢弁護士会と締結した協定に基づき、同会所属の弁護士による法律相談（1時間無料）もあっせんしている。
- ・ **法テラス事件も助成対象。**
- ・ 助成金の交付に係る申請期限は、弁護士費用（着手金、報酬金ごとに区別する）が確定しこれを支払った年度末まで。
- ・ 上限各10万円

<助成手続と助成金交付の流れ>

- ① 利用者→市：事前相談＋計画認定申請
- ② 市→利用者：計画認定通知
- ③-1 **利用者&弁護士：委任契約の締結**
- ③-2 弁護士費用の支出（利用者において領収書を保管）
- ④ 利用者→市：助成金の交付申請
- ⑤ 市→利用者：助成金の交付

<助成金の交付に必要な書類>

- ・ 委任契約書又は委任状の写し
- ・ 事件に着手したことがわかる資料
- ・ 事件が終結したこと（成果）がわかる資料
- ・ 領収書

<利用実績>

（着手金）

- ・ 令和6年度 計画認定申請46件、助成金交付申請2件
※12月末現在

（報酬金）

- ・ 令和6年度 計画認定申請46件、助成金交付申請0件
※12月末現在

取組内容

4 市常勤弁護士等の連携による養育費確保ニーズの掘り起こしと解決指針の提示
(離婚前後親支援事業(同弁護士の人件費))

- **金沢市子育て支援課の常勤弁護士(会計年度任用職員)**、母子・父子自立支援員及び子どもソーシャルワーカー等の多職種連携により、来庁者等の養育費確保ニーズを掘り起こし、適切な相談や支援に繋ぐ。
- 同常勤弁護士が簡易・迅速な法律相談と情報提供を行う。

【特長】

- ① 相談を自ら希望する者だけでなく、子育て支援課を訪ねた市民(親)に対し、母子・父子自立支援員及び子どもソーシャルワーカーが積極的に聴き取り・働きかけることで、養育費確保ニーズの掘り起こす。【アウトリーチ】
- ② ①と同時に又は連続的に、子育て支援課の常勤弁護士が法律相談を行う。【すぐに、その場で】
- ③ 金沢市の養育費助成金(債務名義取得実費、ADR利用料、弁護士費用)についても情報提供する。
- ④ 事案と相談者のニーズに応じてメリハリのある法律相談を行う。【たらい回しにしない】
(子育て支援課での法律相談のスタンス)
 - ・ 複雑困難な事案、代理人弁護士への依頼を希望する相談者 → 代理人候補者となる弁護士の紹介に徹する。
 - ・ 比較的簡易な事案、代理人弁護士への依頼を望まない相談者 → 事実関係等を詳しく聴き取り、純粋な当事者間交渉、公証役場、ADR、裁判所のうち、どの解決手段を用いるべきか一緒に考える。実際の利用(行動)にも繋げる。

＜相談件数＞

- ・ 令和5年度 91件
- ・ 令和6年度 130件 ※12月末現在



- 養育費の取決めにかかる費用の助成
- 離婚前後親支援講習会など情報提供や各相談機会の提供

取組内容

1 公正証書や調停により養育費の取決めを交わした場合の費用の助成（離婚前後親支援事業）

【対象者】 豊橋市在住のひとり親（児童扶養手当対象年齢の子どもがいる方）で、養育費取決めのための公正証書作成等をした方

【助成の対象となる費用】 ①養育費の取決めのための公正証書にかかる手数料
②養育費の取決めを含む調停の申立てのための収入印紙代
③上記①②の手続きに必要な戸籍謄本等の取得費用、郵便切手代

【助成金の額】 実際にかかった経費の額（上限 27,000円）

<周知方法>

- ・ 離婚時に必要な取決めと本助成金について掲載したチラシを離婚届と共に配布
- ・ 公証役場に本助成金の案内チラシを設置
- ・ 窓口電子掲示板への養育費啓発広告掲示

<申請に必要な書類>

- ・ 戸籍謄本または抄本
- ・ 領収書等
- ・ 養育費の取決めを交わした文書
- ・ 金融機関の通帳

<助成金を受けるまでの流れ>

- ① 養育費の取決め
- ② （離婚成立後）子育て支援課で申請
- ③ 助成金申請
- ④ 指定口座にて受領

<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度 53名申請
- ・ 令和5年度 43名申請
- ・ 令和6年度 35名申請（令和6年12月末時点）

取組内容

2

離婚前後親支援講習会など情報提供や各相談機会の提供（離婚前後親支援事業）

●「養育費確保のための公正証書作成のメリット」セミナー

養育費を中心に同居親と別居親が必要な取り決めや心構え及び文書作成の重要性を学ぶ講座の実施

【対象者】豊橋市在住のひとり親家庭の親、離婚を考えている方

【参加費】無料

【定 員】30名

【その他】託児あり／LINE等を用いた広報を実施

＜利用実績＞年1回週休日に開催／令和4年度 11名、令和5年度 10名、令和6年度 6名

●養育費・親子交流のための個別相談会

元家庭裁判所の調査官による養育費や調停、裁判などの個別の事情に応じた相談会の実施

【対象者】豊橋市在住のひとり親家庭の親、離婚を考えている方

【参加費】無料（1人45分程度）

【定 員】4名×2日

【その他】養育費等相談支援センターへ派遣依頼／LINE等を用いた広報を実施

＜利用実績＞年1回平日に開催／令和4年度 4名、令和5年度 5名、令和6年度 5名（予定）

●離婚前相談会（令和6年度より実施）

母子父子自立支援員による離婚前後の生活の不安や悩みの相談、各種支援策等の情報提供を実施

【対象者】豊橋市在住の離婚前の親

【参加費】無料

＜利用実績＞令和6年度 10名（令和7年1月現在）

●司法書士、相談員による養育費などについての相談（平日10時～16時対応）

【対象者】豊橋市在住のひとり親家庭の親

【参加費】無料

【その他】母子家庭等就業支援センター委託事業

＜利用実績＞令和4年度 21件、令和5年度 26件、令和6年11件（令和6年12月現在）



●養育費に関する公正証書作成費等補助の実施

取組内容

1 養育費に関する公正証書作成費等補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・岡崎市に居住し、交付申請時にひとり親（要件あり）の方を対象に、**養育費に関する公正証書作成等の費用を補助。**

対象経費：公正証書の作成に要する経費（公証人手数料、戸籍謄本等添付書類取得費用等）
家庭裁判所の調停申立て、または裁判に要する費用。（収入印紙、切手代等）

補助率：10/10（上限3万円）

<事業イメージ>

相談等

- ・必要に応じて事前相談
- ・申請者が公正証書等の債務名義を取得

申請

- ・債務名義取得後6か月以内に申請書類を市へ提出

交付

- ・審査、交付額の確定、交付決定
- ・申請者の請求書の提出確認後、交付

<申込みに必要な書類>

- ・申請書兼実績報告書
- ・戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- ・児童扶養手当証書の写し（受給者のみ）
- ・補助対象経費の領収書等金額が分かるもの
- ・養育費の取決めを交わした文書（債務名義化したものに限る。）

※公簿等で確認可能な場合は提出省略可。

<利用実績（見込み）>

- ・令和6年4月から実施
- ・令和6年度 25件 ※12月末現在



● 公正証書等作成費用補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

【補助内容】ひとり親を対象に、養育費の継続的な確保を目的として、公正証書や調停調書等を取得する際の本人負担費用を補助する。

【補助対象】

- ① 養育費の取決めに係る公証人手数料令に定められた公証人が受け取る手数料
- ② 養育費の支払いに関する家庭裁判所の調停申立て又は裁判に必要な収入印紙代、連絡用の郵便切手代
- ③ ①②の手続きに際して公証役場又は裁判所から提出を求められた書類等の取得に要する費用（戸籍謄本等）

【申請期限】 債務名義を取得した日の翌日から6か月以内

<事業イメージ>

申請

・公正証書等の債務名義の作成

審査

・市職員による書類等の確認

支給

・審査の結果、支給決定となった場合は、申請者に決定通知書の送付及び口座に支給決定額を振り込む

<補助額>

申請者が負担した費用（**限度額4万円**）

<相談実績（見込み）>

令和6年7月から事業開始
補助件数 8件（令和7年1月末時点）

POINT ひとり親家庭向けの一般支援講座の実施

取組内容

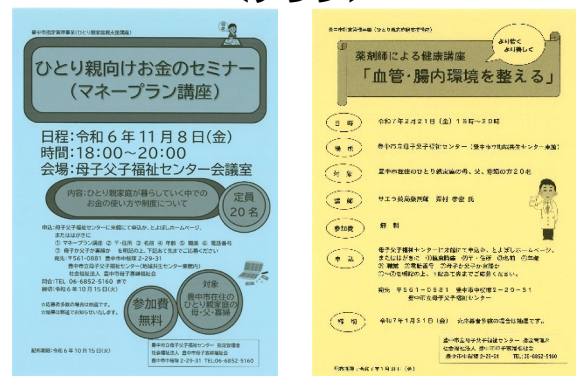
1 ひとり親家庭向けマネープラン講座・健康講座の実施（離婚前後親支援事業）

- 豊中市在住のひとり親家庭の方を対象とした無料の一般講座を実施。
お金のこと、健康のこと等について共に考える機会を提供する。

〈令和6年度実施内容〉

- ・ マネープラン講座
ひとり親家庭が暮らしていく中で、大切なお金の使い方や制度の知識について、ファイナンシャルプランナーによる講演会を開催。
- ・ 健康講座
ひとり親家庭が健やかに生活できるよう、血管・腸内環境を整える秘訣について、薬剤師による講演会を開催。

〈チラシ〉



〈マネープラン講座概要〉

- ★開催時間 平日夜18時～20時
- ★内容
 - ・ 人生の予算をたてる
ライフイベントとキャッシュフロー表
 - ・ 働き方を考える
公的保険の活用
 - ・ 制度を利用する
税金・年金・保険制度の説明

- ★参加人数 11名
- ★修了後のアンケート結果より
 - ・ ひとり親ならではの内容もあって勉強になった。医療保険は解約しようと思った。収入源を増やす必要性がすごくわかって良かった。
 - ・ 知らないことばかりだったので参加してよかった。自分の人生を改めて考えるきっかけになった。
 - ・ お金についてぼんやり考えていたが、漠然と何とかなるではいけない、意識していかないといけないと思った。



- 公正証書・調停調書等作成促進補助金の交付（令和２年９月より実施）
- 養育費保証促進補助金の交付（令和２年９月より実施）
- 養育費確保のための弁護士費用補助金の交付（令和４年９月より実施）
- 自立支援センターでの無料弁護士・専門員相談事業

取組内容

1 公正証書・調停調書等作成促進補助金の交付＜事前相談要＞（離婚前後親支援事業）

公正証書・調停調書の作成手数料・それにかかる書類取得費用を市が補助

補助額：３万円を上限に負担した実費額

申請期限：書類作成日から６ヶ月以内

広報周知の方法（養育費保証、弁護士費用補助金も同）

- ・ 児童扶養手当現況届案内時に制度案内チラシ同封
- ・ 市ホームページ・市広報誌・ひとり親家庭へのLINE配信・メディアリリース

＜申込みに必要な書類＞

- ・ 作成した公的書類
- ・ 戸籍謄本・住民票（児童扶養手当証書でも可）
- ・ 要した費用の領収書
- ・ 金融機関口座の通帳等

取組内容

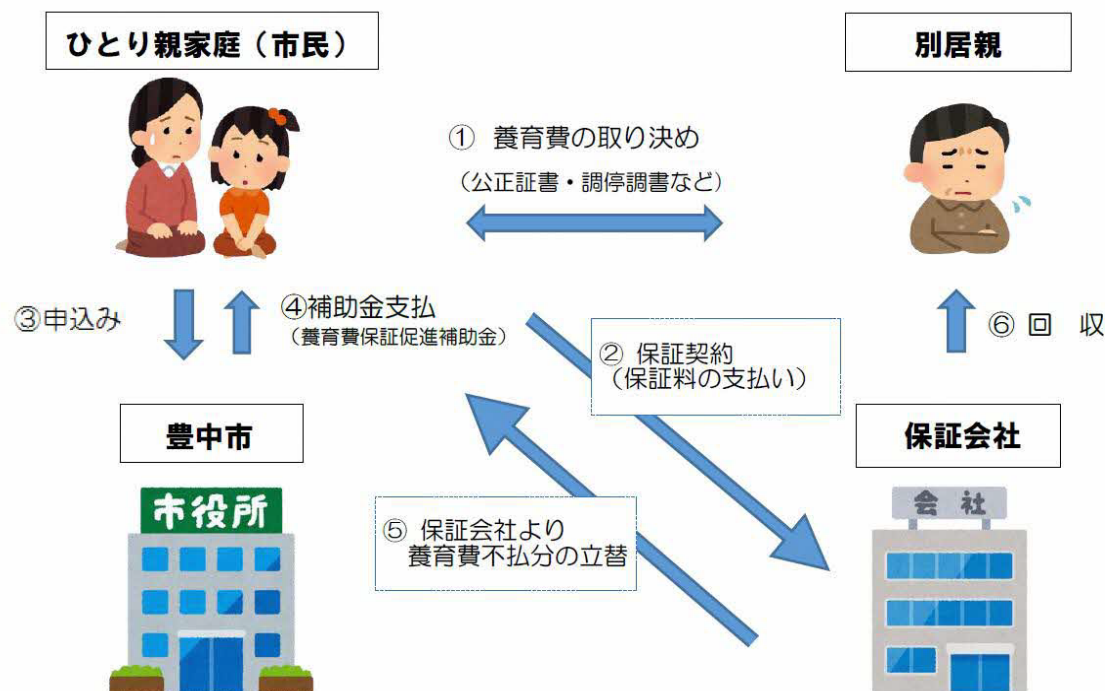
2 養育費保証促進補助金の交付＜事前相談要＞（離婚前後親支援事業）

- ・公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親が、自身で選んだ保証会社との間で1年以上の養育費保証契約を締結した場合に、その保証料相当額を市が補助する。

補 助 額：5万円を上限に負担した実費額

補助対象：契約締結日から1年間の費用

＜事業イメージ＞



＜申込みに必要な書類＞

- ・作成した公的書類
- ・戸籍謄本・住民票（児童扶養手当証書でも可）
- ・支払った保証料の領収書
- ・金融機関口座の通帳等

＜補助件数＞

令和2～5年度

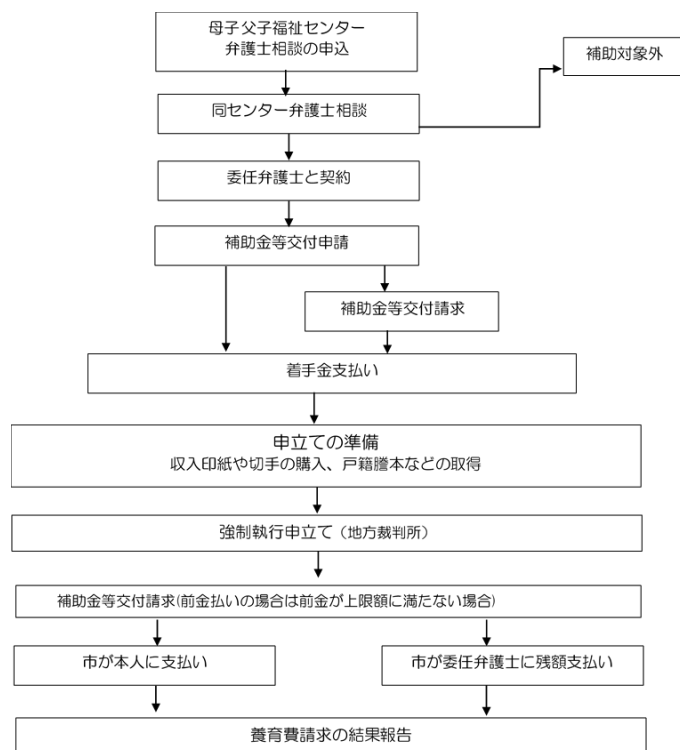
- ・公正証書等 101件
- ・養育費保証 3件

取組内容

3 養育費確保のための弁護士費用補助金の交付＜事前相談要＞（離婚前後親支援事業）

弁護士に依頼して養育費請求についての**強制執行申立等を行う場合の弁護士費用の補助**
補 助 額：15万円を上限に負担した実費額

＜相談までの流れ＞



＜対象者＞ ①～⑥のすべてを満たしている方

- ①市内に住所を有し、かつ居住している（配偶者等からの暴力を理由に避難している方は居住実態がある）
- ②養育費の取り決めの対象となる20歳未満の子どもを現に扶養している
- ③養育費の不払いにより受け取れていない債権がある
- ④養育費の取り決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付き公正証書など）を有している
- ⑤豊中市立母子父子福祉センターが実施する「ひとり親家庭弁護士相談」を受け、養育費の回収が見込める
- ⑥過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費請求等の弁護士費用補助金を交付されていない

＜補助実績＞

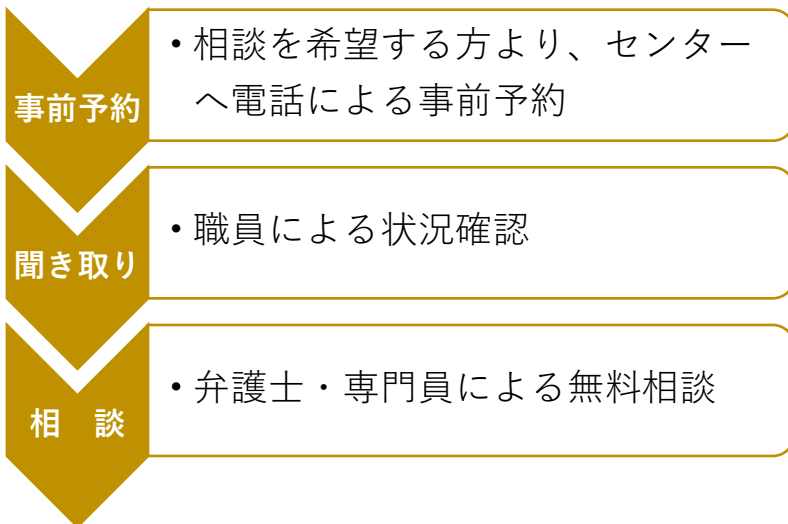
令和4年度	2件
令和5年度	5件

取組内容

4 弁護士・専門員による無料相談の実施【指定管理者委託事業】 （離婚前後親支援事業）

- ・市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として母子家庭等就業・自立支援センターにて**無料相談を実施**（1回60分程度）。
- ・**弁護士相談**は毎月4回（平日夜間・土曜昼間）に実施。
- ・**家庭裁判所元調査官・元調停委員による専門員相談**は毎月2回（平日昼間・夜間）に実施。
- ・自立支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえて、無料相談へ引継ぐこともあり。
- ・事前の聞き取りを踏まえ、活用できる支援等があれば、**養育費に関することにとどまらず情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績 >

令和4年度

- ・ 弁護士相談 39 回
- ・ 専門員相談 28 回

令和5年度

- ・ 弁護士相談 73 回
- ・ 専門員相談 30 回



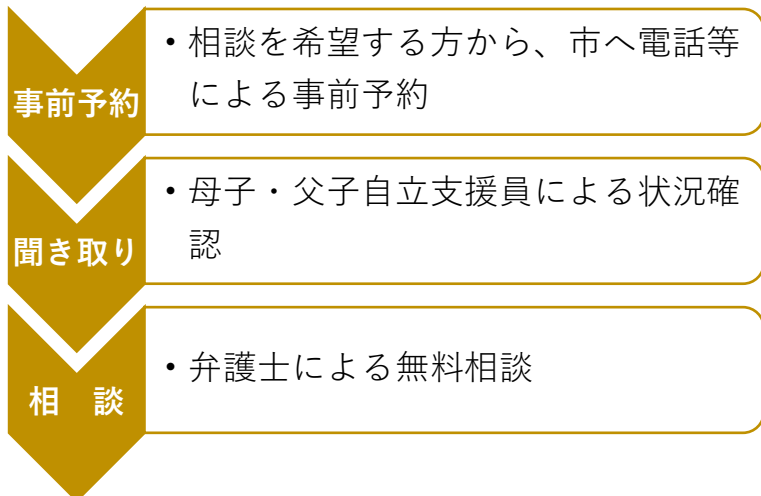
- 弁護士による無料法律相談の実施
- 債務名義取得促進補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料法律相談の実施（養育費支援事業）

- ・ 八尾市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（大阪弁護士会と委託契約）
- ・ 相談は毎月1回特定日（第三金曜日午後1時から午後4時）に実施。相談を希望する方は、事前予約が必要。（先着順）
- ・ 母子・父子自立支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、相談内容が異なる場合は、同じ相談者が複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和6年度については、ひとり親面談室を利用し、毎月1回実施。各回定員は6名。

<令和4年度> 12回実施 相談件数30件

<令和5年度> 12回実施 相談件数46件

<令和6年度> 9回実施 相談件数31件

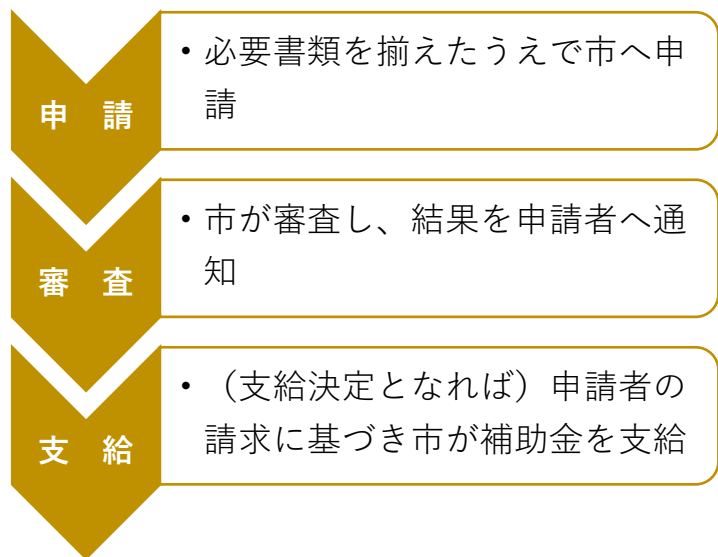
※令和6年度は12月末時点

取組内容

2 債務名義取得促進補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 八尾市在住の、養育費の対象児童を扶養しているひとり親を対象として債務名義（公証役場で作成した公正証書等や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決等）の取得にかかる本人費用負担等を補助する。
- ・ 上記債務名義（取得から1年以内のもの）を有し、債務名義作成に係る経費を負担し、過去に同様の補助を受けていないひとり親が対象となる。
- ・ 補助対象は、公証人手数料や家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代。（上限5万円）

<支給までの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請者及びその児童の戸籍謄本等及び住民票（公募等で確認できる場合省略可）
- ・ 補助対象経費の領収書等・養育費の取り決めに交わした債務名義・印鑑

<利用実績（見込み）>

- ・ 市のホームページのほか、戸籍担当課にて離婚届を受け取りに来られた方へ案内チラシを配布。

<令和4年度> 10件 <令和5年度> 14件

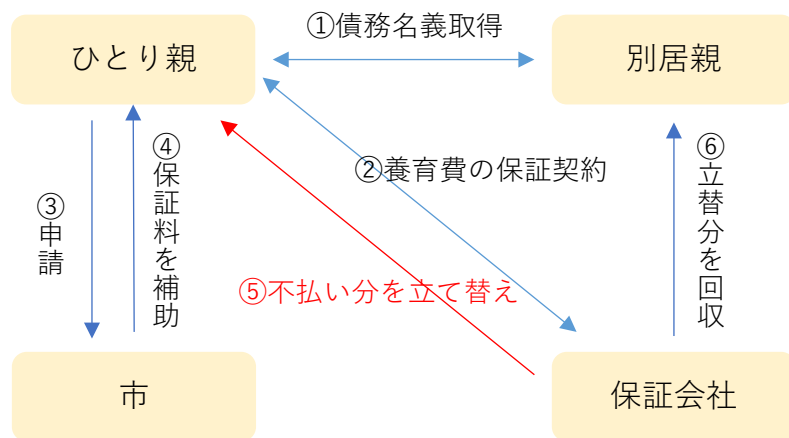
<令和6年度> 11件 ※令和6年度は12月末時点

取組内容

3 保証契約補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 債務名義により養育費の取り決めを行っており、現に養育費の対象児童を扶養しているひとり親が、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した場合、その保証料を市が補助する。（保証会社の指定はなし）
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあるひとり親で過去に同様の補助を受けていないひとり親が対象となる。
- ・ 対象は保証料として本人が負担した費用（上限5万円）で契約締結後、1年以内に申請する必要がある。

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請者及びその児童の戸籍謄本等及び住民票（公募等で確認できる場合省略可）
- ・ 児童扶養手当証書の写し ・ 補助対象経費の領収書等
- ・ 養育費の取り決めを交わした債務名義
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書 ・ 印鑑

<利用実績（見込み）>

- ・ 市のホームページのほか、戸籍担当課にて離婚届を受け取りに来られた方へ案内チラシを配布。

<令和4年度> 0件 <令和5年度> 0件

<令和6年度> 0件 ※令和6年度は12月末時点



- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成費用補助の実施 等

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施（養育費等支援事業）

- ・ 寝屋川市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として無料の弁護士相談を実施。（弁護士は弁護士会から派遣）
- ・ 相談は毎月第1・3水曜日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順、1回40分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 養育費、面会交流の取決めにかかわらず、公正証書等の手続や書面作成について支援を実施。
- ・ 養育費未払、面会交流の不実施の相談にも対応。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方より、市へ電話による事前予約

相談

- ・ 弁護士による無料相談

<相談実績（見込み）>

- ・ 令和6年度については、市の会議室を活用し、毎月2回の無料相談を実施
- ・ 各回2名の利用枠を確保
- ※ 令和5年度については、計24名が相談を利用

取組内容

2 公正証書等作成費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 公正証書等（債務名義）により養育費、面会交流の取り決めを行っている者を対象として、**公正証書等の作成に要した費用を市が補助**する。

補助金額 : 上限 4 万円

補助対象 : 公証人手数料令に定められた手数料、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入
印紙代、戸籍謄本等の添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

申請期間 : 公正証書等の書面を作成した日から 1 年以内

<事業イメージ>

申請

- 補助を希望する方より、市窓口へ申込み（郵送可）

審査

- 市職員による申請の受理・審査

交付

- 補助金の交付決定

<申込みに必要な書類>

- ・ 本人確認書類
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公正証書等
- ・ 公証役場、裁判所等の領収書 等

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和 6 年度 12 月時点で 20 名を補助
- ※ 令和 5 年度については、24 名を補助

取組内容

◆ 公正証書等作成費用の補助の実施（離婚前後親支援事業）

公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親の母または父を対象として、公正証書等を作成した際にかかる公証人手数料等の申請者が負担した費用を補助する。

※公正証書等に養育費の支払いについて強制執行できることが明記されていることが必要。

※所得制限は設定していない。

<補助対象経費>

以下の経費のうち、申請者が負担した費用【※上限：5万円】

- ・公証人手数料（養育費以外の取り決めにかかる手数料は対象外）
- ・家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代

<相談までの流れ>

取り決め

- ・養育費を取り決める

公正証書
等作成

- ・公正証書等を作成する

申請

- ・必要書類を揃え、申請する

<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書または戸籍謄本及び住民票
- ・補助対象経費の領収書等
- ・養育費の取り決めを交わした文書
- ・振込先のわかるもの

<利用実績（見込み）>

- ・令和5年度は16名が利用
- ・令和6年度は12月末時点で17名が利用



● 養育費・親子交流の取決めサポート（手続支援・費用補助）

取組内容

1 養育費等・親子交流取決めサポート（離婚前後親支援事業）

養育費・親子交流についての債務名義を取得するための手続支援と費用補助を行う。

1 手続支援

調停の申立書の書き方、必要書類及び手続の流れ等についてアドバイスする。

2 費用補助

債務名義作成にかかる費用を補助する。

□ 養育費（調停申立費用又は公証人手数料）

□ 親子交流（調停申立費用）

〈要件〉明石市に住んでいるこどもを監護しており、養育費・親子交流の取決めをした方。

費用負担後6か月以内の申請が必要。

＜必要書類＞

□ 共通

申請書 請求書

□ 調停申立等の場合

調停申立等を行ったことがわかる書類

（受付印が押された申立書や呼出状など）

□ 公正証書作成の場合

公正証書 領収書

＜相談実績（見込み）＞

1 令和4年度実績

調停申立 6件（こども13人）

公正証書作成 32件（こども52人）

2 令和5年度実績

調停申立 4件（こども8人）

公正証書作成 35件（こども54人）

3 令和6年度実績

調停申立 2件（こども2人）

公正証書作成 20件（こども29人）



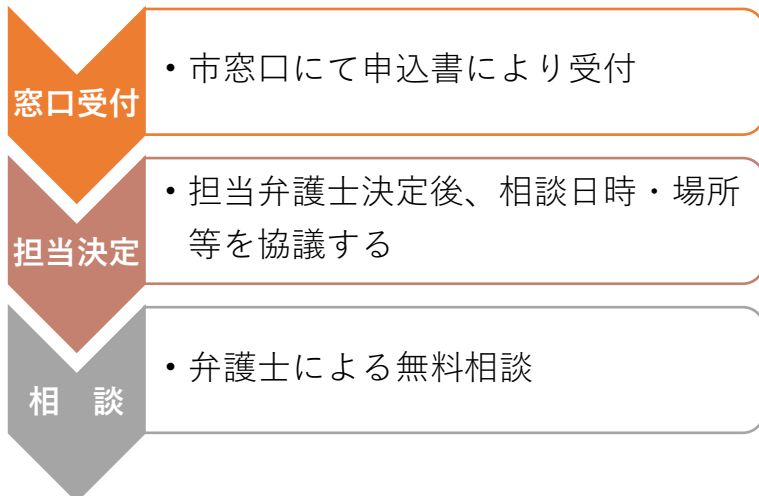
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費確保手続きに関する実費及び弁護士着手金の補助

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 20歳未満の子どもを養育し、かつ奈良市に在住している方のうち、離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方を対象として養育費確保に関する弁護士無料相談を実施。（奈良弁護士会に委託）
- ・ 市窓口にて申込書により受付。担当弁護士決定後、相談者が相談日時・場所等を直接担当弁護士と協議。相談は原則担当弁護士の事務所で行う。
- ・ 1回1時間程度、1案件につき上限2回まで。
- ・ 窓口受付時、養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施。

<相談までの流れ>



<相談実績（令和6年12月末現在）>

- ・ 令和3年11月より実施し、現在まで33件の相談実績がある。
- <参考>
- 令和3年度…6件
 - 令和4年度…7件
 - 令和5年度…13件
 - 令和6年度…7件

取組内容

2 養育費確保手続きに関する実費及び弁護士着手金の補助（離婚前後親支援事業）

- 20歳未満の子どもを養育し、かつ奈良市に在住している方のうち、離婚を検討している方、ひとり親の方を対象として、**公正証書作成手数料、養育費確保のための調停申立てにかかる費用の一部を補助。**
- 以下の要件をすべて満たしていることが必要。
 - 交付申請時にはひとり親であり、該当子の養育費の請求権を持っている。
 - 養育費確保に関して、申請者が費用を負担している（負担する予定である）。
 - 養育費確保に関して、今までに奈良市、国、他市町村から補助金の交付を受けていない（一部を除く）。

	公正証書 作成手数料	養育費請求調停及び養育費にかかる強制執行の申立て費用	
		着手金	実費
対象費用	養育費分及び強制執行・交付送達分	弁護士費用のうち養育費にかかる着手金	・申立てに係る収入印紙代 ・申立て時に裁判所に求められる予納切手代 ・申立て時に必要な戸籍謄本等の公的書類発行手数料
補助上限	43,000円	100,000円	50,000円
備考	強制執行認諾条項が必要	支払い前に交付申請が必要	裁判所への交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外

- 着手金は概算払いが可能。**また、着手金及び実費補助金は**弁護士または弁護士法人の口座に直接振込が可能。**
- 所得制限は設定していない。**

<申込みに必要な書類>

- ・戸籍謄本（ひとり親である状態の戸籍）
- ・対象経費の領収書
- ・作成した公正証書、手続きしたことがわかる申立書（本人控）等の書類 等

<利用実績(令和6年12月末現在)（R3. 11月より実施）>

- ・公正証書作成手数料
…34名（R3年度～R5年度：26名 R6年度：13名）
- ・養育費請求調停及び養育費にかかる強制執行申立て費用
…12名（R3年度～R5年度：8名 R6年度：6名）



- 弁護士による養育費等無料相談の実施
- 公正証書等作成補助
- 養育費保証会社保証料補助
- 強制執行経費補助

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施（養育費等支援事業）

- ・ 和歌山市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として無料の弁護士相談を実施。
- ・ 相談は毎月1回実施。（第2水曜日の午後開催）加えて8月、9月には夕方開催を複数回実施。
相談時間は1回1時間程度。
- ・ 前日までに電話もしくは窓口にての事前予約が必要。（先着順）

<事業イメージ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方より、市町村へ電話または窓口にて事前予約

弁護士による無料相談

- ・ 弁護士による無料相談

<相談実績>

- ・ 各回3名程度の参加を予定
- ・ 令和6年4月～12月にかけて、15回の相談会を実施し、計25名が相談会に参加

取組内容

2 養育費確保支援補助金（離婚前後親支援事業）

①公正証書等作成補助

公正証書作成、調停申立、裁判に要する費用を補助（上限 3 万円）

②養育費保証会社保証料補助

養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として補助対象者が負担した経費を補助（契約 1 年目に係る経費に限る）（上限 5 万円）

③養育費強制執行経費補助

養育費の強制執行に係る経費を補助（上限 3 万円）

＜申込みに必要な書類＞

- ・印鑑 ・銀行口座の通帳
- ・住民票及び戸籍謄本（児童扶養手当証書でも可）
- ・補助対象経費の算出根拠となる書類・養育費に係る債務名義
- ・（②における申請のみ）保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- ・（③における申請のみ）強制執行等の実施を裁判所が決定したことを証する書類の写し

＜利用実績＞

・令和 6 年度 1 2 月末時点実績

公正証書等作成補助・・・28 件

養育費強制執行経費補助・・・0 件

養育費保会社保証料補助・・・0 件



●月1回の弁護士による無料養育費相談会の実施

取組内容

1 月例養育費等相談会の実施（養育費等支援事業）

【対象者】ひとり親または、これから離婚を考えている市内在住の父母等

【実施日】毎月第3火曜日（例年、8月は土曜日または日曜日に開催）

<事業イメージ>

1) 電話またはオンラインで事前予約



2) 広島県ひとり親家庭サポートセンターから相談内容の事前確認の連絡を取る



3) 弁護士による相談会（市役所会議室）

※相談時間は1人45分



4) 必要であれば弁護士の紹介、調停への同行、就業相談も行う

<相談実績（見込み）>

●令和5年度

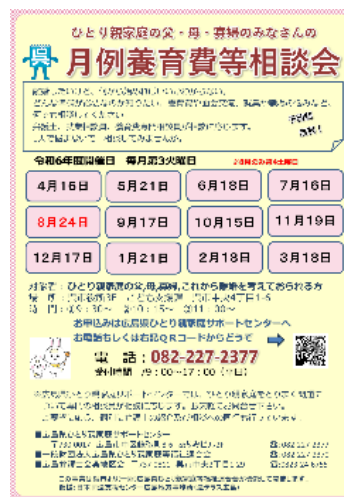
相談者 42名

（内訳：母 40名、父 2名）

●令和6年度（11月末時点）

相談者 25名

（内訳：母 25名、父 0名）



※母子家庭等就業・自立支援センター事業の中の1事業として、広島県ひとり親家庭サポートセンターへ業務委託している。



- 公正証書作成や調停等申立、養育費保証契約の保証料等に係る費用支援
- 強制執行等申立費用の支援

取組内容

1 公正証書作成や調停等申立、養育費保証契約の保証料等に係る費用支援（離婚前後親支援事業）

養育費の取決め（債務名義化）や継続的な履行確保に向けた支援を実施

養育費の債務名義化等に係る費用を支援するとともに、事前相談を契機とした離婚前後の不安や悩みに寄り添い、家庭への各種相談支援に繋げる。申請時と支給後にアンケート実施によりフォローを行う。

●公正証書作成のための公証人手数料等の費用支援

【上 限 額】30,000円

【補助対象】公正証書（強制執行認諾条項付）作成のための公証人手数料、戸籍謄本等の書類取得費用等

●調停等申立に係る費用の助成

【上 限 額】30,000円

【補助対象】養育費請求調停申立等に係る収入印紙、予納切手代、戸籍謄本等の書類取得費用等

●養育費保証契約の保証料の費用支援

【上 限 額】50,000円

【補助対象】養育費保証契約の締結に係る保証料等

<事業イメージ>

作成

- ・公正証書作成、養育費請求調停、保証契約締結 等

申請

- ・必要書類を添えて、窓口で申請＋申請時アンケート実施

決定

- ・内容審査後、支給決定

請求

- ・窓口又は郵送で請求

支給

- ・請求書提出から30日以内に支給＋数か月後アンケート実施

<申請・請求に必要な書類>

- ・戸籍謄本（ひとり親家庭の要件確認）
- ・対象経費の領収書
- ・公正証書、調停調書、契約書等の写し
- ・振込先口座の確認書類

<相談実績（見込み）>

- ・令和6年度(令和6年12月末現在)
公正証書作成費用: 4件

取組内容

2 強制執行等申立費用の支援（離婚前後親支援事業）

強制執行等の手続による養育費の履行確保に向けた支援を実施

養育費の取決めについて、債務名義(強制執行認諾条項付きの公正証書、調停調書等)を有するひとり親家庭の方が、養育費の未払いが発生した際に強制執行や財産開示手続の申立等を行う場合に、申立に係る費用や弁護士等に依頼する費用を支援することによって経済的・心理的な負担を軽減し、強制執行等の手続に対するハードルを下げることで養育費の履行確保を図る。

●強制執行申立に係る費用の支援

【補助対象】強制執行等申立に係る収入印紙、予納切手代、戸籍謄本等の書類取得費用等

【上 限 額】30,000円

●弁護士等に依頼する場合の強制執行等申立に係る費用の支援

【補助対象】強制執行申立や財産開示手続の申立て等の弁護士等費用のうち着手金

【上 限 額】100,000円

※弁護士等への直接支払いも可能。

<事業イメージ>

1 「公正証書、各種申立費用、養育費保証契約の保証料等の費用支援」と同様

<申込みに必要な書類>

- ・戸籍謄本（ひとり親家庭の要件確認）
- ・対象経費の領収書
- ・弁護士等と締結した契約書、着手金請求書
- ・対象経費の領収書
- ・振込先口座の確認書類

<利用実績（見込み）>

- ・令和6年度(令和6年12月末現在)
申請なし



- 公正証書・調停調書作成費用の補助の実施
- 弁護士による無料相談の実施

- 保証契約補助の実施

取組内容

1 公正証書・調停調書を作成した際の費用の補助を行う（上限額 3万円）【離婚前後親支援事業】

【対象者】

高松市内に居住し申請日において、ひとり親等であって、次の①～⑤の要件を全て満たす方

- ①養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書・調停調書など）を有していること。
- ②養育費の取り決めに係る経費を負担していること。
- ③養育費の対象となる子を現に扶養していること。
- ④同一の子を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に係る補助金を交付されていない若しくは交付される予定がないこと。
- ⑤市税の滞納がないこと。

<支給までの流れ>

交付申請書の提出

- ・補助を希望する方が本市へ交付申請書を提出

審査

- ・書面で債務名義取得状況を確認（公正証書等、領収書）
- ・公正証書取得後に行った強制執行に係る送達費用を補助対象とする

補助金の支払

- ・上限額以内で、債務名義取得に係る経費を支給

<令和5年度支給実績>

- ・予算額 36件 1,080,000円
- ・実績 30件 642,653円

<令和6年度支給実績（見込み）>

- ・予算額 82件 2,460,000円
- ・実績（見込） 45件 1,036,958円

取組内容

2 弁護士による無料法律相談の実施【離婚前後親支援事業】

- ・離婚等に伴う、子どものための養育費等の相談に弁護士が無料で応じる。
(県弁護士会と業務委託契約を締結)
- ・相談回数は、原則年度内に1回。相談時間は、1回当たり1時間以内。
- ・相談を担当する弁護士の事務所で実施。
- ・相談希望者に「弁護士法律相談予約受付票」(相談者の連絡先、相談希望日等)を記入してもらい、市職員が弁護士と日程調整の連絡を行う。(県弁護士会が作成した名簿に登録された弁護士に連絡する)

<相談の流れ>

相談受付

- ・相談希望者が市に「弁護士法律相談予約受付票」を提出
- ・市職員が弁護士に連絡し、日程調整を行う。

相談

- ・弁護士事務所にて相談を実施。

委託料の
支払

- ・担当した弁護士から市に完了報告書、請求書等を提出。
- ・委託料(1回当たり9,600円(税抜き))を支払う。

<キャンセル料>

相談者の都合により当日キャンセルとなった場合、相談があったものとみなし、市から担当予定の弁護士に委託料を支払う。

<令和5年度相談実績>

・ 実績 1件 10,560円

取組内容

3 保証会社と養育費保証契約を締結した場合に、初回保証料の負担分の補助を行う (上限額 5 万円) 【離婚前後親支援事業】

【対象者】

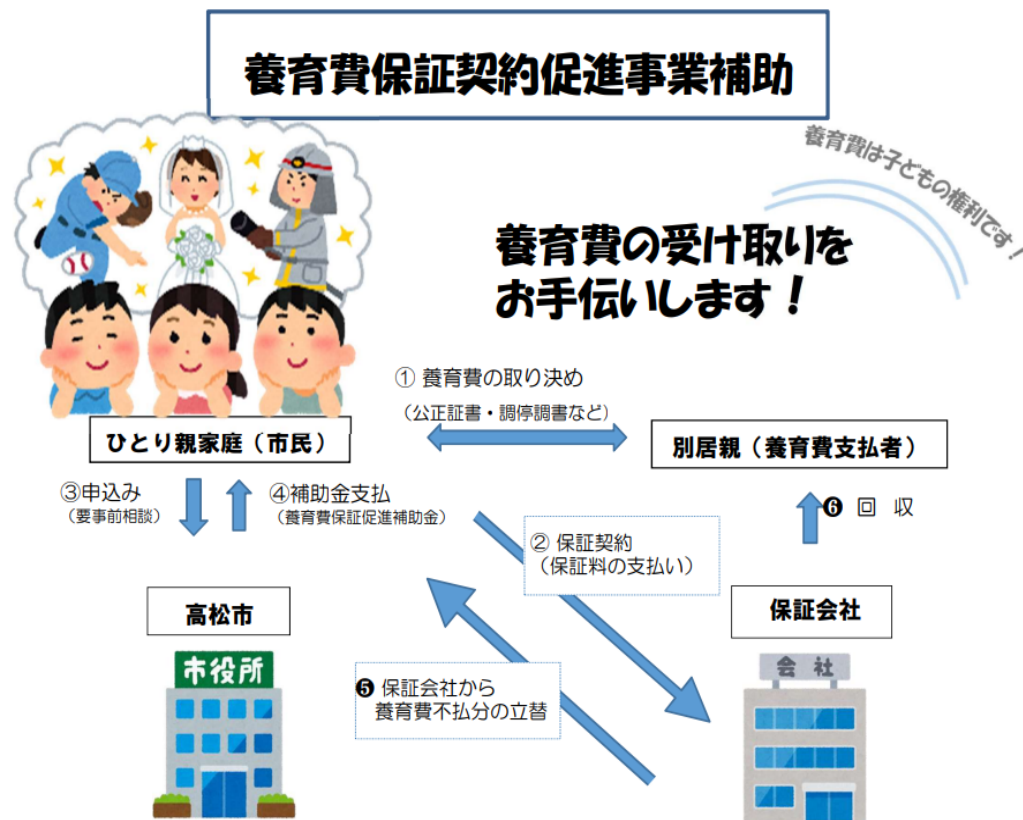
高松市に居住し、補助金の交付申請日において、ひとり親等であって、以下の要件を全て満たす者。

- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ・ 養育費の取決めの対象となる子を現に扶養している者
- ・ 保証会社と原則 1 年以上の保証契約を締結している者
- ・ 同一の子を対象として、同一の事業に対して、高松市及び国、他の地方公共団体から補助金、助成金の交付を受けていない若しくは受ける予定がない者
- ・ 市税の滞納がない者

<令和 5 年度支給実績>

・ 実績 1 件 50,000円

<事業の流れ>





- 公正証書等作成支援事業の実施
- 養育費保証支援事業の実施
- 養育費セミナー・個別相談会の開催

取組内容

1 公正証書等作成支援事業の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取決めのため、公正証書等を作成する際にかかる **公証人手数料等の本人負担費用（上限3万円）を補助**する。令和3年度から事業開始。
- ・ 対象者：市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、次の①～④の要件をすべて満たす者
 - ①養育費の取り決めに係る債務名義を有している
 - ②養育費の取り決めに係る経費を負担している
 - ③養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している
 - ④過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め同様の補助金を交付されていないこと
- ・ 補助の対象：公証人手数料、調停や裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、官公署が求める連絡用の郵便切手代

<事業イメージ>

交付申請

公正証書等を作成後、市に補助金の交付申請を行う。
必要書類は右記の通り。

申請期限：公正証書等作成した日の翌日から6か月

交付決定

市において申請書類を審査し、補助金の交付決定を通知する。

請求書の提出

決定した補助金に対する請求書を市に提出する。

補助金交付

補助金を指定の口座に振り込み。

<申込に必要な書類>

- ・ 養育費の取決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）
- ・ 戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- ・ 児童扶養手当証書（受給者の場合）
- ・ 補助対象となる経費の領収書

<相談実績>

- ・ 令和3年度 12件交付
- ・ 令和4年度 31件交付
- ・ 令和5年度 22件交付
- ・ 令和6年度 20件交付（R6.12月末時点）

<事業チラシ(表)>

養育費の受け取りを支援します！

養育費は、子どもが健やかに成長するため必要不可欠です。
久留米市では養育費の取決め文書の作成費用などの補助やセミナー・相談会を行っています。

スタート

相談したい！！

離婚を考えたとき・・・
・子どもについて 協議、調停、裁判
・養育費について 協議、調停、裁判
・養育費の取決め文書の作成費用などの補助やセミナー・相談会を行っています。

公正証書をつくる！！

公正証書とは、裁判所や調停委員の面前で、当事者が養育費の取決めを文書にすることで、法的に強制力を持つ文書です。
公正証書を作成する際には、公正証書作成費用がかかります。
公正証書作成費用の補助（上限3万円）を申請できます。

裁判所で手続きすることになったら・・・

裁判所では、養育費の取決めを文書にすることで、法的に強制力を持つ文書を作成します。
公正証書作成費用の補助（上限3万円）を申請できます。

養育費を安定して受取るために。

養育費の取決めが守られない場合は、裁判所に申し立てることで、法的に強制力を持つ文書を作成します。
公正証書作成費用の補助（上限3万円）を申請できます。

養育費の確保

養育費の取決めが守られない場合は、裁判所に申し立てることで、法的に強制力を持つ文書を作成します。
公正証書作成費用の補助（上限3万円）を申請できます。

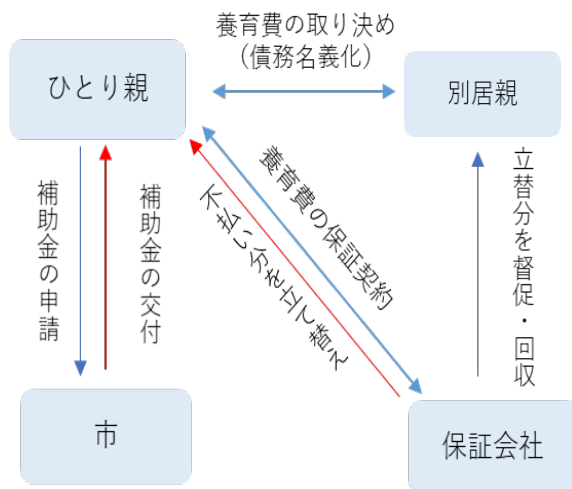
お問い合わせ・相談先
久留米市 子育て支援課 電話 0942-35-0003 FAX 0942-35-0718
〒816-8501 久留米市 養育費保証支援事業 118号

取組内容

2 養育費保証支援事業の実施（離婚前後親支援事業）

- 令和3年4月1日以降に、ひとり親家庭の母又は父が、保証会社と養育費保証契約を締結した場合に、**保証料の負担分（上限5万円）を補助**する。令和3年度から事業開始。
- 対象者：市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、次の①～④の要件をすべて満たす者
 - ①養育費の取り決めに係る債務名義を有している
 - ②養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している
 - ③保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している
 - ④過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め同様の補助金を交付されていないこと
- 申請期限：**契約締結日の翌日から6か月間**

<事業イメージ>



※保証会社の紹介は行っていない。

<補助の対象>

- 保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料として本人が負担した費用

<申込みに必要な書類>

- 保証会社と契約した養育費保証契約書
- 戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- 児童扶養手当証書（受給者の場合）
- 養育費の取り決めに交わした文書
- 補助対象となる経費の領収書等

<利用実績>

- 令和3年度 1件
- 令和4年度 1件
- 令和5年度 1件
- 令和6年度 0件（R6.12月末時点）

<事業チラシ(裏)>

養育費確保支援事業のご案内

▶安定して養育費を受取るために！
公正証書等の作成費用補助

▶養育費の支払いが滞ったときの備えとして...
養育費保証契約の保証料補助

申請できる人

久留米市にお住まいのひとり親（交付申請時）で、次の条件すべてを満たす方。

- 養育費の取決めに関する「債務名義」がある
- 養育費の取決めに係る費用を負担した
- 養育費の対象となる20歳未満の児童を扶養している
- 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め同様の補助金を交付されていないこと

申請料

公正証書等の作成費用補助（上限3万円）
養育費保証契約の保証料補助（上限5万円）

必要書類

- 養育費の取決めに関する文書（債務名義のある公正証書や調停調書等）
- 養育費保証契約書（保証期間は1年以上のもの）
- 戸籍謄本または抄本（世帯全員の世帯員について）
- 児童扶養手当証書（受給者の場合）
- 経費の領収書（公正証書等の作成費用）

申請期限

公正証書等を作成した日／養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して6か月以内

取組内容

3 養育費セミナー・個別相談会の開催（離婚前後親支援事業）

- ・ 市内在住のひとり親の方、こどもがいて離婚を検討している方等を対象として**無料の養育費等に関するセミナー・個別相談会を実施**。
- ・ 養育費に関する基本的な知識の習得の場として養育費セミナーを開催（令和6年度は2回実施）。個別に複雑な相談ニーズに対応するため、同日に個別相談会を開催。個別相談枠を拡充。
- ・ セミナー講師は第1回は養育費等相談支援センターに派遣依頼し、第2回は女性弁護士に依頼。各セミナー時間120分。
- ・ 個別相談は1人30分（上限10名）。**個別相談を希望する方はセミナー受講を必須とし**、先着順で受付。令和6年度から、調停協会に相談員の派遣を依頼し、調停委員が相談対応。
- ・ 市公式LINEなど**SNSを活用した広報を実施**。セミナーの参加方法について、**「会場（一時保育あり）」と「オンライン」を選択可**とした。

<事業イメージ>

事前予約

参加を希望する方より、電子申請により参加申込
第1回・第2回ともに会場参加／オンライン参加から選択
第1回／第2回ともに申込みことも可

セミナー
個別相談会

- ・ 第1回：講師（相談員を兼ねる）は元家庭裁判所調査官
- ・ 第2回：講師は女性弁護士
- ・ 個別相談は会場参加のみ、**セミナー受講を必須とする**
- ・ 個別相談の相談員は、調停委員が対応。

※ セミナー終了後、希望者には、法律相談や女性相談を案内し、継続的に支援を実施。

<相談実績>

○令和4年度 年1回開催
セミナー：9名 個別相談会：4名

○令和5年度 年2回開催
第1回 セミナー：11名 個別相談会：6名
第2回 セミナー：7名 座談会：2名

※R5年度は試行的に座談会形式で実施

○令和6年度 年2回開催
第1回 セミナー：13名 個別相談会：6名

※第2回は1月25日開催予定

<事業チラシ>

こどもの未来のための
**養育費セミナー
個別相談会**

参加無料
一時保育あり

開催日時
令和6年9月28日(土)
会場：えーるピア久留米
301・302会議室
セミナー 10:00～12:00
個別相談会 13:30～16:30
セミナー定員 35名程度
※令和7年1月下旬にも
養育費セミナーを開催予定!

個別相談会
セミナー受講者に限り
申し込み可能です!
相談時間 1人30分
定員10名 ※予約制

対象者
久留米市内にお住まいの
▶ひとり親の方
▶お子さんがいて、離婚を
考えている方 など

養育費ってどうやって決めるの?
母子が納得してくれない場合は?
離婚時に決めなかったけれど、
今からでも請求できるの?
そんなあなたの疑問に
元家庭裁判所調査官の講師が
分かりやすくお答えします!!

お問合せ
久留米市役所 16階
家庭子ども相談課
TEL 0942-30-9063
FAX 0942-30-9718

お申込み
QRコードより電子申請でお申込み下さい。
令和6年8月8日受付開始
久留米市 養育費セミナー



- 弁護士による無料法律相談の実施
- 養育費保証契約費用の補助の実施

- 公正証書等作成費用の補助の実施

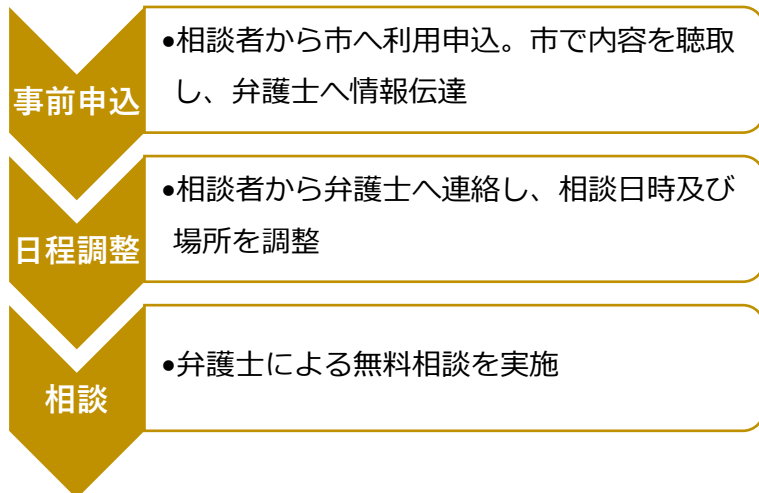
取組内容

1 弁護士による無料法律相談の実施（離婚前後親支援事業）

市内在住で離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親家庭の親を対象として養育費等に関する**無料の弁護士相談を実施**。（沖縄弁護士会から推薦を受けた弁護士と委託契約）

- ・市担当にて、事前に相談者から状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえて、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、同一案件につき1回）
- ・原則、弁護士事務所での面談形式による実施。相談日時は双方にて決定。
- ・債務名義化の促進及び弁護士への相談の機会の提供を目的とするため、**所得制限なし**。
- ・事前の聞き取り内容を踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<事業の流れ>



<相談実績（見込み）>

（令和6年度新規）

【令和6年4月～12月申込実績】15件

（うち、離婚前8件、離婚後4件、未婚3件）

取組内容

2 公正証書等作成費用の補助の実施（離婚前後親支援事業）

ひとり親家庭の親に対して、養育費等の取決めに係る公正証書等の作成にあたり負担した費用について補助を行うことにより、養育費に関する取決めに促すとともに、養育費の継続した履行確保を図る。

<対象者>

市内に居住し、交付申請時においてひとり親家庭の親であって、次の要件のすべてを満たす者。

- (1) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (2) 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- (3) 過去に同一の児童を対象に、同趣旨の補助金等を交付されていない者

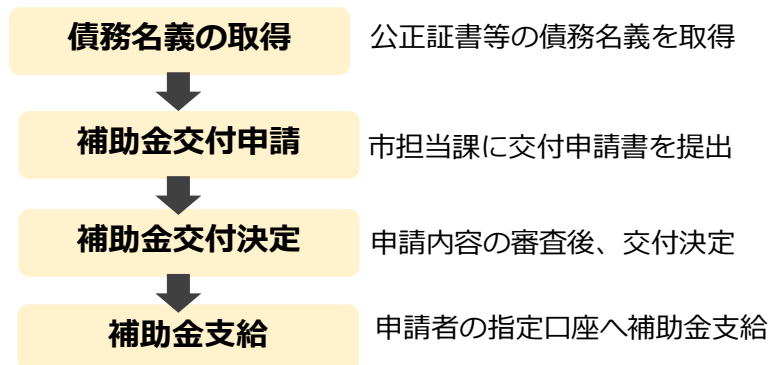
<対象経費>

養育費の取決めに要する費用のうち、公正証書の作成手数料、離婚の際の調停申立や訴訟に必要な収入印紙、戸籍謄本等の書類取得に係る費用等

<補助額> 対象経費の全額（上限4.5万円）※同一案件につき1回

<交付申請の期限> 公正証書等を作成した日の翌日から6ヶ月以内

<手続きの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 養育費の取決めに交わした文書(債務名義化したもの)
 - ・ 対象経費の額が確認できる書類の写し
 - ・ ひとり親家庭であることが分かる書類
- etc

<利用実績（見込み）>

（令和6年度新規）
【令和6年4月～12月実績】 6件

取組内容

3 養育費保証契約費用の補助の実施（離婚前後親支援事業）

債務名義化された養育費について、ひとり親家庭の親が保証会社と**養育費保証契約を締結した際の本人負担費用（保証料）の補助**を行うことにより、養育費に関する取決めに促すとともに、養育費の継続した履行確保を図る。

<対象者>

市内に居住し、交付申請時においてひとり親であって、次の要件のすべてを満たす者。

- (1) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- (3) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- (4) 過去に同一の児童を対象に、同趣旨の補助金等を交付されていない者

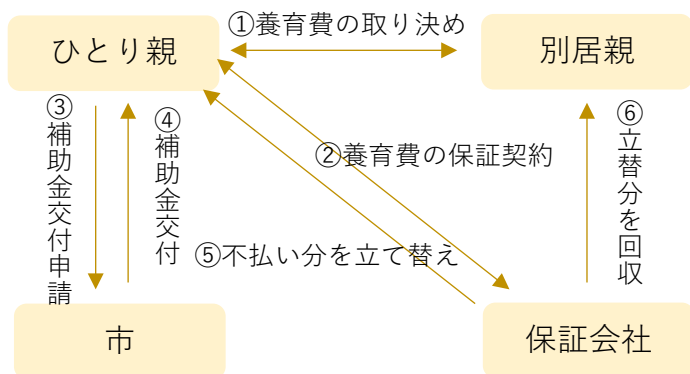
<対象経費>

養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、初回保証料として本人が負担する費用

<補助額> 対象経費の全額（上限5万円）※同一案件につき1回

<交付申請の期限> 保証契約を締結した日の翌日から6ヶ月以内

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 養育費の取決めに交わした文書(債務名義化したもの)
- ・ 養育費保証契約書の写し（保証期間が1年以上のもの）
- ・ ひとり親家庭であることが分かる書類 etc

<利用実績（見込み）>

（令和6年度新規）

【令和6年4月～12月実績】 0件



- 公正証書作成補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

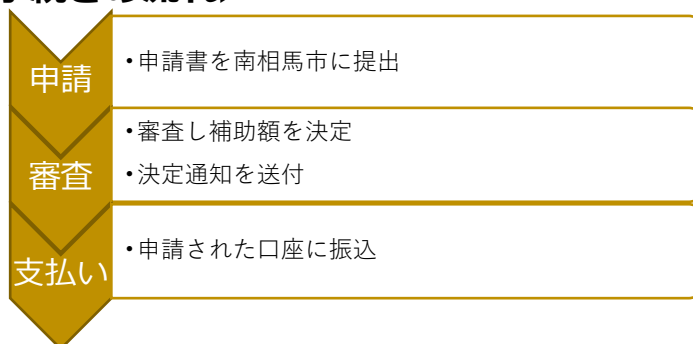
1 公正証書作成補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・子どもの養育費の確実な履行のため、現に子どもを養育するひとり親に対し、養育費の取り決めに関する**公正証書の作成費用を補助**する。
- ・対象経費・補助額：養育費に関する公正証書作成に係る公証人手数料・**上限3万円**
- ・対象者：市内に住所を有するひとり親であって次の各号に該当する者
 - (1) 養育費の取り決めにかかる経費を負担した者
 - (2) 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している者
 - (3) 養育費の取り決めの対象となる18歳以下の児童を現に扶養している者
 - (4) 過去に養育費に関する公正証書作成補助金の交付を受けていない者
- ・申請期限：公正証書作成年度の3月31日

<申込みに必要な書類>

- ・補助金交付申請書
- ・身分証明書の写し
- ・児童扶養手当証書の写し
 - ※児童扶養手当を受給していない場合
 - ・本人及び対象児童の戸籍謄本（又は抄本）の写し
 - ・世帯全員の住民票の写し
- ・補助対象経費の領収書等の写し
- ・公正証書の写し
- ・振込先が分かる書類（通帳等）の写し

<手続きの流れ>



<利用実績（見込み）>

- ・令和6年度 相談3件、申請2件 ※12月末現在

取組内容

2 養育費保証契約補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・離婚時に子どもの養育費の取り決めをし、現に子どもを養育しているひとり親が、元配偶者から受け取るべき養育費に未払いが発生した場合に、その立替え払いや督促回収等についての契約（**養育費保証契約**）を**保証会社等と締結した費用の一部を補助**する。
- ・対象経費・補助額：養育費保証契約締結時の初回保証料として負担する費用・**上限5万円**
- ・対象者：市内に住所を有するひとり親であって次の各号に該当する者
 - (1) 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している者
 - (2) 養育費の取り決めの対象となる18歳以下の児童を現に扶養している者
 - (3) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
 - (4) 過去に養育費に関する保証会社の利用費補助金の交付を受けていない者
- ・申請期限：保証契約締結した日が属する年度の3月31日

<申込みに必要な書類>

- ・補助金交付申請書
- ・身分証明書の写し
- ・児童扶養手当証書の写し
 - ※児童扶養手当を受給していない場合
 - ・本人及び対象児童の戸籍謄本（又は抄本）の写し
 - ・世帯全員の住民票の写し
- ・補助対象経費の領収書等（又はクレジット契約証明書）の写し
- ・養育費の取決文書の写し
 - （債務名義化した公正証書、調停調書、審判書、和解調書、勝訴判決等）
- ・養育費保証契約書の写し
 - （令和3年4月1日以降の日付で保証期間が1年以上のものに限る）
- ・振込先が分かる書類（通帳等）の写し

<手続きの流れ>



<利用実績（見込み）> なし



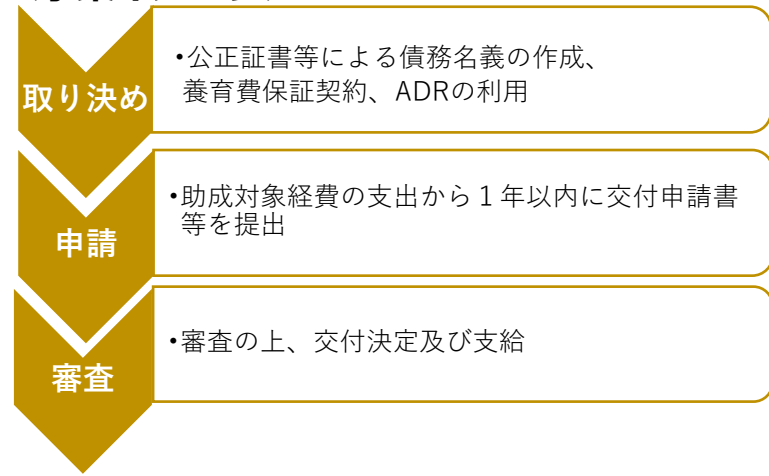
- 公正証書等による債務名義の作成費用支援 ●養育費保証契約の保証料支援
- 裁判外紛争解決手続き（ADR）の利用に要した経費の支援

取組内容

1 つくば市ひとり親家庭養育費確保助成金交付事業の実施（離婚前後親支援事業）

- (1) 公正証書等による債務名義の作成費用支援（上限17,000円）
 - ・公正証書作成に係る手数料、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代等の助成。
- (2) 養育費保証契約の保証料支援（上限50,000円）
 - ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料の助成。
- (3) 裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に要した経費の支援（上限50,000円）（令和5年12月追加）
 - ・ADRの利用に係る申込料及び依頼料に相当する費用並びに調停に係る費用（書類の代理作成費用、申立者又は相手方の要望により弁護士会又は認証ADR事業者が用意する場所以外で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。）の助成。

<事業イメージ>



<対象者>

- 市内在住のひとり親等で、以下を全て満たす方
- ①養育費の取り決めの対象児童を扶養していること
 - ②助成金の対象となる経費を支出したこと
 - ③市税に滞納がないこと

<利用実績（令和6年12月末現在）>

- 令和5年度 申請11件（公正証書等11件）
- 令和6年度 申請21件（公正証書等19件、保証料1件、ADR1件）



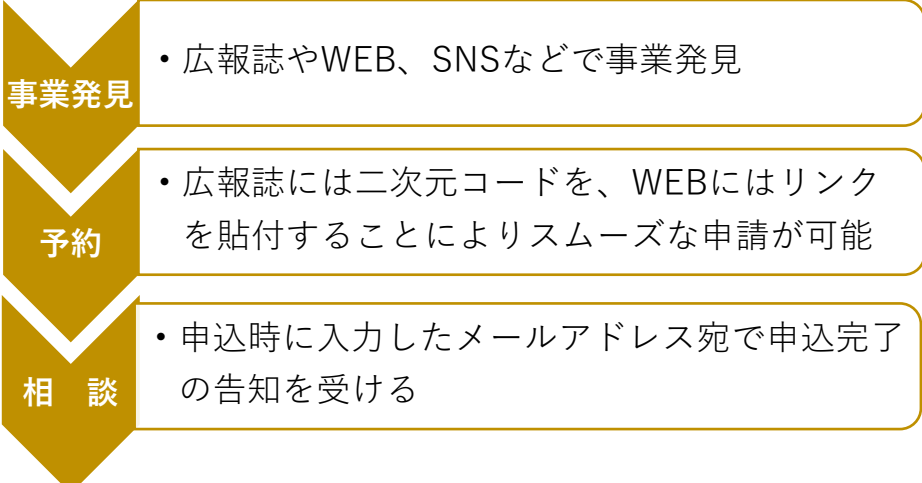
- **無料弁護士相談会の開催**（離婚や、離婚後の生活、こどもの養育について相談する機会の提供）
- **養育費確保支援補助金の交付**（公正証書等の作成や養育費保証契約に要する費用の補助）

取組内容

1 無料弁護士相談会の開催（離婚前後親支援事業）

- ・ 鉾田市在住の父母を対象に離婚相談や、養育費相談の機会として**無料弁護士相談会を年6回開催。離婚や、離婚前後の心配事、児童養育の不安を解消し、ひとり親家庭の経済的自立を支援している。弁護士との相談時間を50分間確保**しており、余裕をもった相談が可能である。
- ・ **HPやSNS、広報誌を活用した広報**により広く事業広告を展開している。
- ・ **WEB申込を導入し、24時間受付可能**な申込体制を確立している。
- ・ 講師は茨城県弁護士会へ派遣依頼している。

＜相談までの流れ＞



＜参加実績＞

・ 令和6年度事業実績（新規事業）	
※12月時点	
相談会実施回数	4回
参加可能枠	12名
参加者数	6名(離婚4、養育費2)
(年度内総実施回数	6回)
(年度内総参加可能枠	18名)

取組内容

2 養育費確保支援補助金の交付（離婚前後親支援事業）

- ・ 鉾田市在住のひとり親家庭の方で、現に20歳未満の子を扶養している方を対象に、**養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用を補助する。**また、同対象者に対し、**保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回保証料を補助する。**
- ・ 補助上限額として、**公正証書等作成費用補助は17,000円。養育費保証契約費用補助は50,000円。**
- ・ 補助条件として、申請日に本市に住民登録があること、養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること、市税に滞納がないこと、過去に同一の補助金を交付されていないことを設定している。

<補助の対象となる経費および必要な書類>

補助区分	対象経費	必要な書類
公正証書等作成に要する費用	・ 公証人手数料 ・ 収入印紙代 ・ 郵便切手代	・ 戸籍(謄本または抄本) ・ 対象経費の領収書 ・ 個人情報取扱同意書
養育費保証契約に要する費用	・ 初回保証料	・ 戸籍(謄本または抄本) ・ 対象経費の領収書 ・ 個人情報取扱同意書 ・ 公正証書等

<利用実績>

令和6年度（新規事業）

公正証書作成費用補助 2件
保証契約費用補助 0件
※ 1月末現在



●養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施(離婚前後親支援事業)

- ・ 鹿沼市在住のひとり親家庭の父又は母が、養育費に関する取り決めのため、公正証書等を作成する際にかかる公証人手数料等の本人負担費用（上限4万3千円）を補助する。令和6年1月から事業開始。
- ・ 対象者：市内に在住するひとり親家庭の父又は母で、次の要件をすべて満たす方
 - ①養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満の児童)を現に養育していること
 - ②養育費の取り決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、調停調書や和解調書、確定判決など）を有していること
 - ③令和6年1月1日以降に養育費の取り決め等にかかる費用を負担したこと
 - ④過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む）から公正証書等の作成に関する補助金の交付を受けていないこと
 - ⑤市税に滞納が無い方

<補助対象経費>

- ・ 公正証書：公証人手数料令に定める公証人に支払った手数料
- ・ 調停申立：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代
- ・ 裁判：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代

<申請に必要な書類>

- ・ 補助金等交付申請書、補助金等交付請求書
- ・ 児童扶養手当証の写し又は戸籍謄本及び住民票
- ・ 補助対象経費の領収書の原本
- ・ 養育費の取り決め文書の写し（公正証書等）
- ・ 振込口座の確認ができるもの

<補助実績>

令和6年度 10件 ※12月末現在



- 養育費に関する公正証書等作成支援補助の実施
- 養育費の保証促進補助の実施

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成支援の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 対象者 市内在住のひとり親であり、20歳未満の児童を扶養している方
- ・ 補助対象 養育費の取り決めに要した本人が負担した費用
- ・ 補助額 経費の全額（上限4万3千円） ※1人1回のみ
- ・ 申請期限 公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内

<交付までの流れ>

申請

- 公正証書等作成後に市役所にて申請

審査

- 市職員による書類等の確認

交付

- 審査の結果、補助金決定額を交付

<実績>

【令和5年度】32件、【令和6年度】18件（令和6年12月末現在）

<申請書類等>

- ① 申請書
- ② 戸籍謄本および世帯全員の住民票
または、児童扶養手当証書の写し
- ③ 公正証書等作成費用の領収書原本
- ④ 養育費の取決めを交わした文書の写し
- ⑤ 申請者名義の口座がわかるものの写し

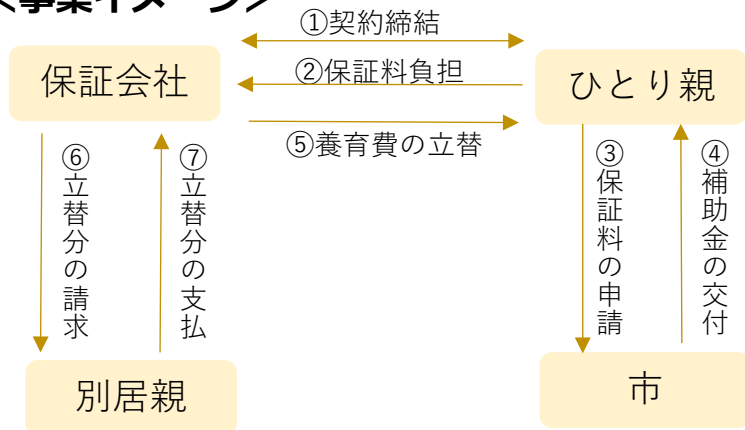
取組内容

2 養育費の保証促進補助の実施（離婚前後親支援事業）

保証会社との間で養育費に関する保証契約を締結した際に初回保証料を補助

- ・対象者 市内在住のひとり親であり、20歳未満の児童扶養している方であって、債務名義を有しており、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ・補助対象 養育費保証契約を締結した際の初回保証料
- ・補助額 保証料（上限5万円） ※1人1回のみ
- ・申請期限 養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内

<事業イメージ>



<申請書類等>

- ① 申請書
- ② 戸籍謄本および世帯全員の住民票
または、児童扶養手当証書の写し
- ③ 初回保証料の領収書原本
- ④ 養育費の取決めを交わした文書の写し
- ⑤ 保証会社と締結した養育費保証契約書
- ⑥ 申請者名義の口座がわかるものの写し

<実績>

【令和5年度】0件、【令和6年度】0件（令和6年12月末現在）



- 公正証書等の作成経費
- 養育費保証契約締結経費
- 裁判外紛争解決手続き（ADR）利用経費

取組内容

ひとり親家庭等養育費確保支援事業の実施（離婚前後親支援事業）

- ・春日部市在住で離婚にともなう、養育費の確保の各種手続き（公正証書等の作成経費、養育費保証会社との契約、裁判外紛争解決手続き（ADR）利用経費）に要した経費の一部を補助します。
- ・戸籍・住民担当部署との連携強化として、離婚届を渡す際に当補助金に関するチラシを渡しています。

【要件】

- ・ひとり親で20歳に満たない子を扶養している方
- ・養育費確保に係る経費を負担していること
- ・過去に春日部市又は他の自治体から同様の補助金等を受け取っていないこと
- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること（※公正証書等作成経費、養育費保証契約締結経費の場合）
- ・保証会社と契約期間が1年以上の養育費保証契約を締結していること（※養育費保証契約締結経費の場合）
- ・各取り決めに締結してから6ヶ月以内

＜申請に必要な書類＞

- ・申請者及び扶養している子の戸籍謄本または抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・補助対象となる経費の領収書等の写し（申請者が負担した経費）
- ・各取り決めに交わした書類

＜相談実績（見込み）＞

- 公正証書等の作成経費
 - ・令和5年度 相談3件、申請8件
 - ・令和6年度 相談2件、申請3件（令和6年度12月末現在）
- 裁判外紛争解決手続き（ADR）利用経費、養育費保証契約締結経費は実績なし。



●ひとり親家庭養育費確保支援事業
（養育費の取決めに係る費用を助成し、こどもの健やかな育ちを支援）

取組内容

1 公正証書等作成経費の補助（離婚前後親支援事業）

〈申請要件〉

- ・公正証書等の作成経費を負担していること
- ・養育費の取決めに係る公正証書等を有していること

〈対象経費〉

- ・公証人手数料
- ・家庭裁判所の調停申立又は裁判に要する収入印紙代、切手代
- ・連絡用の戸籍謄本等添付書類の取得費用

2 養育費保証契約締結経費の補助（離婚前後親支援事業）

〈申請要件〉

- ・養育費保証契約の締結に要する費用を負担していること
- ・養育費の取決めに係る公正証書等を有していること
- ・養育費保証契約の保証期間が1年以上あること

〈対象経費〉

- ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、初回保証料として補助金の交付を受けようとする方が負担する費用

3 裁判外紛争解決手続き（ADR）利用経費の補助（離婚前後親支援事業）

〈申請要件〉

- ・裁判外紛争解決手続き利用に要する費用を負担していること

〈対象経費〉

- ・申込料及び依頼料に相当する費用並びに係る費用（書類等の代理作成費用、申立人又は相手方の要望により弁護士会及び認証ADR事業者が用意する場所以外で調停を行う場合における当該場所の賃借費用、交際費その他の実費を除く）



●ひとり親家庭養育費確保支援事業 （養育費の取決めに係る費用を助成し、こどもの健やかな育ちを支援）

取組内容

<事業イメージ>

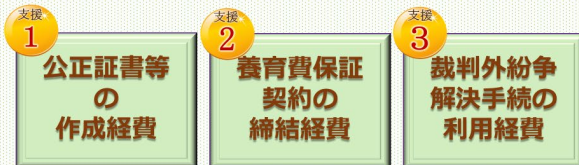
<上尾市ひとり親家庭養育費確保支援事業> 

～養育費を確保しよう～

「養育費」とは、子どもの健やかな成長と安定した生活のために必要な経費です。その受取りは子どもの重要な権利であり、支払いは親の義務です。養育費の債務名義化の促進と継続した養育費の履行確保を図る制度です。

支援対象となる経費

養育費受取りのため、以下の手続きを行った方には、5万円を上限に補助金を支給します。公正証書を作成した日や契約締結の日などから6か月以内の申請が可能です。
※令和6年4月1日以後に行った取組から適用



対象となる方

以下のA～Eすべてに該当する方

- A 上尾市内に居住し交付申請時にひとり親である方
- B 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療助成を受けている方、または同様の所得水準の方
- C 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
- D 養育費の取決めのための経費、保証料等を負担した方
- E 過去に同一の児童を対象とした同様の補助金を交付されていない方



内容については裏面または二次元コードを読み込みご覧ください

内容や要件など

補助内容	要件	対象となる経費	①～③ 共通必要書類
① 公正証書等の作成経費（強制執行認諾条項付きのものに限る）	公正証書等の作成経費を負担していること 養育費の取決めに係る公正証書等を有していること	・公証手数料 ・家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代、切手代 ・連絡用の戸籍謄本等添付書類の取得費用	公簿の確認で省略可能なものも有
② 養育費保証契約の締結経費	養育費保証契約の締結に要する費用を負担していること 養育費の取決めに係る公正証書等を有していること 養育費保証契約の保証期間が1年以上あること	・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、初回保証料として補助金の交付を受けようとする方が負担する費用	・児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費の受給者証の写し又は戸籍謄本又は抄本 ・世帯全員の住民票の写し ・児童扶養手当とひとり親家庭等医療費の受給者でない場合は、所得証明書（所得決定年度は児童扶養手当に準じる） ・交付対象となる経費の領収書等の写し
③ 裁判外紛争解決手続（ADR）利用経費	裁判外紛争解決手続利用に要する費用を負担していること	・申込料及び依頼料に相当する費用並びに係る費用（書類等の代理作成費用、申立人又は相手方の要望により弁護士会及び認定ADR事業者が用意する場合以外で調停を行う場合における当該場所の賃借費用、交通費その他の実費を除く）	



申請にあたっての必要書類など...詳しくはこちらへ



上尾市役所子ども支援課
電話048-775-6819（直通）

※DV等で避難されている場合は直接上記へご相談ください

配布場所

- 1.ひとり親支援担当課
- 2.離婚届受付担当課
- 3.家庭相談担当課
- 4.生活困窮相談担当課

1.ひとり親支援担当課 におけるチラシ配布時期

- ・毎年8月
児童扶養手当現況届受付時
- ・毎年11月
ひとり親家庭等医療費現況届受付時
- ・通年
児童扶養手当新規申請時
ひとり親制度案内時



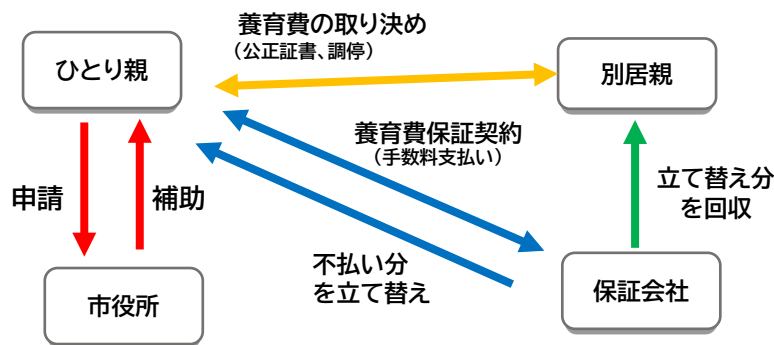
●養育費確保支援事業の実施
(ひとり親家庭の子どもの健やかな成長と安定した生活を支援)

取組内容

1 養育費確保支援事業の実施（離婚前後親支援事業）

- ・公正証書等作成促進補助金
蕨市に居住するひとり親家庭の方または離婚協議中の方に、養育費の取り決めに関する公正証書等の作成に要する経費を補助する。
上限額：43,000円
- ・養育費保証契約促進補助金
蕨市に住んでいるひとり親家庭の方または離婚協議中の方に、保証会社と養育費保証契約を締結に要する経費を補助する。
上限額：50,000円

＜養育費確保支援事業イメージ＞



＜申込みに必要な書類＞

- ・申請者と子どもの戸籍謄本または抄本および住民票の写し
(公簿で確認できる場合は不要)
- ・補助対象経費の領収書等の写し
- ・公正証書等の写し
- ＜養育費保証契約促進補助金のみで必要な書類＞
- ・申請者の前年（1月から9月までに申請する場合は、前々年）の所得証明書
- ・保証契約に係る契約書の写し

＜利用実績（見込み）＞

令和6年度：申請3件（いずれも公正証書等作成促進補助金）



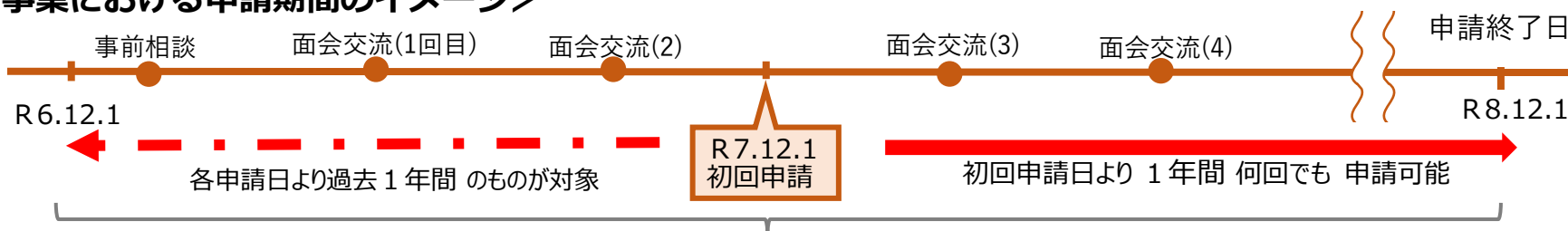
- 親子交流支援補助（親子交流支援事業者を利用した際に補助金を支給）
- ADRの活用支援（養育費の取決めに係る費用を助成し、こどもの健やかな育ちを支援）

取組内容

1 親子交流支援補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 親子交流をするにあたり、過去1年間に「**親子交流支援事業者**」を利用した際に要した必要経費を補助。
- ・ 親子交流支援事業者を利用することにより、円滑な親子交流の実現を図り、**子どもの健やかな成長に繋げる**ことを目的とする。次の補助上限額と補助対象期間のどちらかに達するまで何度でも申請可能。
- ・ 対象者 : 次のすべてに当てはまる方
 - ① 補助金の申請日時時点で市川市民で離婚等にあたって親子交流の合意を交わしている方
 - ② 親子交流支援団体に親子交流支援事業に関する費用を支払っている方
- ・ 補助上限額 : 事前相談支援7,000円、連絡調整等支援90,000円
- ・ 補助対象期間 : 初めての補助金を申請した日から1年間
- ・ 周知方法 : 広報紙ほか、離婚届の用紙受け取り時にリーフレットの配布等で周知。

<事業における申請期間のイメージ>



<相談実績（見込み）>

最長2年間補助対象

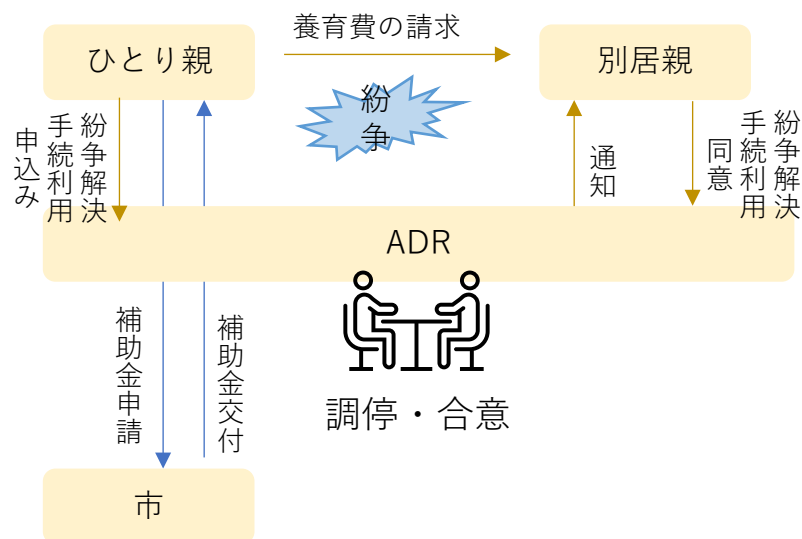
令和6年度開始事業で電話において数件相談を受けているが制度の性質上実績はなし

取組内容

2 ADRの活用支援（離婚前後親支援事業）

- ・ひとり親家庭の方、父母が別居状態にある方で、扶養する児童に係る養育費の継続した履行確保を図るため、当該養育費の取決めに係る裁判外紛争解決手続（ADR）を利用した方を対象として、**申込手数料及び第一回期日手数料を補助。**
- ・対象者：申請日時点において市川市在住でADRを利用し申込手数料、第一回期日手数料を支払った方
- ・補助上限額：申込手数料、第一回期日手数料それぞれ上限20,000円

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ひとり親家庭の親等及びその扶養している児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写しもしくはひとり親家庭の親等に係る児童扶養手当証書
- ・領収書

<利用実績（見込み）>

- ・ 0 件（令和6年12月時点）



●養育費に関する公正証書等の作成補助

(養育費の取決めに係る費用を助成し、こどもの健やかな育ちを支援)

取組内容

1 養育費に関する公正証書等の作成補助（離婚前後親支援事業）

- 下記要件を対象として、公証人手数料令に定められた公証人手数料、家庭裁判所の調停申立及び裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類取得費用及び連絡用切手代（上限 23,000 円）を助成。
 - ・ 君津市在住のひとり親の方
 - ・ 児童扶養手当受給者、または同等の所得水準にある方
 - ・ 養育費の取決めに係る補助対象経費を負担し、公正証書等を有している方
 - ・ 養育費の取決めの対象となる児童を扶養している方
 - ・ 過去にこの補助金の交付を受けていない方
- 申請期限は、公正証書等を作成した日の翌日から 1 年以内。

<申請に必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書の写し、または、申請者の前年の所得証明書
- ・ 児童扶養手当証書がない場合、申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票の写し
- ・ 補助対象経費の領収書等の写し
- ・ 養育費の取決めに係る公正証書等の写し

<利用実績（見込）>

- ・ 令和 6 年度 申請 1 件 23,000 円
※ 12 月末現在



- 公正証書作成手数料補助金交付事業の実施
- 養育費保証料補助金交付事業の実施

取組内容

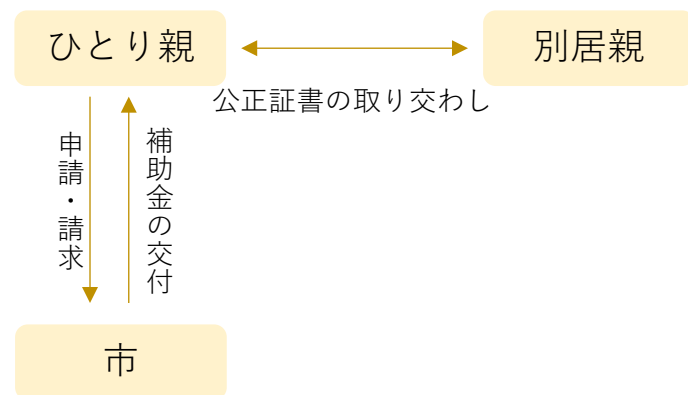
1 公正証書作成手数料補助金交付事業の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費の継続した履行確保を図るため、ひとり親家庭の親が扶養する児童の養育費に係る公正証書等の作成に要した経費に対し、その経費を(上限 17,000円)を市が負担する。

【対象者】 次の要件を全て満たす方

- ・ 市内に居住し、かつ住民登録があること
- ・ 児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準である者
- ・ 公正証書作成に係る経費を負担した者

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 補助対象者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書
- ・ 作成した公正証書の写し
- ・ 対象経費の領収書等の写し

<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度 3件
- ・ 令和5年度 1件
- ・ 令和6年度 1件

取組内容

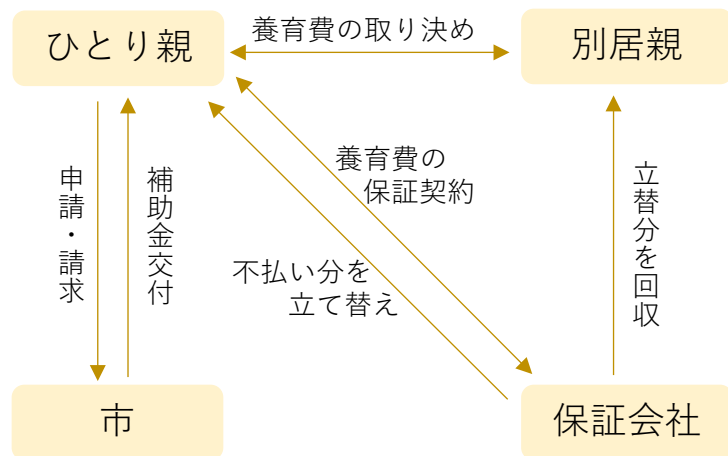
2 養育費保証料補助金交付事業の実施（離婚前後親支援事業）

- ・公正証書等により養育費の取り決めを行っている者を対象として、養育費の取り決めをしたひとり親家庭との間で養育費保証契約を締結し、その保証料を市が負担する。
- ・養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

【対象者】次の要件を全て満たす方

- ・市内に居住し、かつ住民登録があること
- ・児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準にある者
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有しており対象児童を扶養している者
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・補助対象者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・児童扶養手当証書の写し又は所得証明書
- ・作成した公正証書の写し
- ・対象経費の領収書等の写し
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書の写し

<利用実績（見込み）>

- ・令和4年度 0件
- ・令和5年度 0件
- ・令和6年度 0件



●養育費の取り決めに係る費用を助成しています。（R 5 年度始動）

取組内容

1 公正証書作成等費用の助成（離婚前後親支援事業）

●対象者

- ① 申請日において千代田区在住のひとり親
- ② 養育費の取り決めや取得に要する経費を負担した方 ※令和 5 年 4 月 1 日以降が対象
- ③ 養育費を受け取る方（＝債務名義を有している方）
- ④ 養育費の取り決めとなる子を現に養育している方
- ⑤ 過去に同一の給付金を受けていない方（他自治体も含む）

●申請から給付までの流れ

- ① 事前相談
- ② 養育費の取り決め・保証会社と保証契約締結
- ③ 手数料・保証料の支払
- ④ 助成金の申請 ※債務名義を有した日・保証契約締結日から 6 か月以内
- ⑤ 交付決定
- ⑥ 請求書提出
- ⑦ 交付

取組内容

2 公正証書作成等費用の助成（離婚前後親支援事業）

●対象費用と助成額

◎公正証書作成等費用助成：合計5万円（上限）

取り決め方法	対象費用
（１）公正証書の作成 ※強制執行認諾条項付きに限る	・公証役場に支払った公証人手数料
（２）家庭裁判所での調停・審判・裁判	・戸籍謄本等の添付資料取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代
（３）ADR（裁判外紛争解決手続）	・申込・依頼料に相当する費用並びに調停に要した費用 ※弁護士会やADR事業者が用意する場所以外に係る賃借費用・交通費・その他実費は対象外

◎保証契約締結費用助成：5万円（上限）

・保証会社との保証契約 ※1年以上の契約を締結していること	・保証会社と保証契約を締結する際に要する費用のうち初回保証料
----------------------------------	--------------------------------



- **親支援講座の実施**（離婚後のこども、保護者自身のメンタルケア・養育について考える機会を提供）
- **養育費確保支援事業、親子交流支援事業を実施**
（離婚後の養育費確保、親子交流に係る費用を助成し、こどもの適切な養育環境を確保）

取組内容

1 親支援講座（離婚前後親支援事業）

- ・文京区在住の離婚を考えている父母等を対象として**無料のオンライン講座を実施**。
（講師は元家庭裁判所調査官等）
- ・**離婚を考える父母等を対象に、離婚時の子どもや保護者自身のメンタルケアの方法、子どもの養育費等の離婚に関する法律の知識、区の子育て支援に関する情報等を提供する**。
講座の中で、区で実施している法律相談、養育費確保支援事業・親子交流支援事業を案内し、必要に応じて利用できる仕組みにしている。
- ・**SNSを活用した広報**を実施。

<受講までの流れ>

事前予約

- ・電話、QRコードからの申し込みフォームで参加申込み

講座受講

- ・離婚後の生活をこどものメンタルケアや養育を中心に考える。
- ・養育費や親子交流の重要性について考える



<参加実績>

- ・令和6年第1回参加者（オンライン参加者）
参加者 9名
 - ・令和6年第2回参加者（オンライン参加者）
参加者 11名
 - ・令和6年第3回参加者（オンライン参加者）
参加者 11名
- ※個別の質問対応も可能とするため 各回定員15名

取組内容

2 養育費確保支援事業【裁判外紛争解決手続(ADR)・公正証書等作成・養育費保証料】（離婚前後親支援事業）

(1) ADR（裁判外紛争解決手続）

養育費の取り決めを行うために裁判外紛争解決手続(ADR)を利用する場合の申込料、依頼料に相当する費用を補助（上限2万円）

(2) 公正証書等の作成

養育費の取決めに係る公正証書の作成に要する公証人手数料等の費用、家事調停・家庭裁判所の裁判に要する費用等を補助（上限2万円）

(3) 養育費保証契約の締結

養育費の受取者が、保証会社との養育費保証契約を締結した場合の初回保証料に係る費用を補助（上限5万円）

養育費の確実な受取に向けてサポートします

～文京区養育費確保支援事業～

養育費は、経済的、社会的に自立していない子どもを養育するための費用です。
養育費の支払いは、子どもの成長を確保するための親の義務です。

●裁判外紛争解決手続の費用を補助します

養育費等の取決め裁判外紛争解決手続（ADR）を利用する場合の申込料、依頼料に相当する費用や1回目の期日に係る費用（上限2万円）を補助します。

●養育費に関する公正証書作成等の手数料を補助します

養育費の取決めに係る公正証書の作成費用、家事審判・家事調停に係る費用（上限2万円）を補助します。

●養育費の保証料を補助します

養育費の受取者が、保証会社と養育費保証契約を締結した場合の初回保証料に係る費用（上限5万円）を補助します。

対象者 文京区在住の18歳未満の子どもを養育している、離婚によりひとり親家庭となった養育者の方（要件あり、詳細はお問合わせください）

お申込み 文京区子ども家庭支援センター 家庭支援係
お問い合わせ先 TEL 03-5803-1894
受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
（祝休日・年末年始除く）
〒112-8555 文京区春日1-16-21文京シビックセンター5F



<利用（申請）実績>（令和6年12月現在）

(1) ADR

令和5年度	0件	令和6年度	0件
-------	----	-------	----

(2) 公正証書等作成

令和5年度	10件	令和6年度	5件
-------	-----	-------	----

(3) 養育費保証料

令和5年度	1件	令和6年度	0件
-------	----	-------	----



- 離婚前後の親支援講座の実施
- 養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成事業の実施

取組内容

1 離婚前後の親支援講座の実施（離婚前後親支援事業）

- ・世田谷区内在住のお子さんのいる家庭で離婚を考えている方やひとり親の方等を対象として**無料の講座を実施**。（講師は元家庭裁判所調査官等）
- ・離婚時に取り決めること（財産分与・養育費・親子交流等）や子どもと親のメンタルケアについての説明、区のひとり親支援施策の紹介をおこなっている。
- ・**SNSを活用した広報**を実施。講座はオンライン実施。オンラインでの参加が難しい場合は会場視聴（希望があれば託児も実施）も可能としている。

<参加実績>

<令和5年度>

第1回：7名（会場実施、土曜開催）

第2回：9名（会場2名・オンライン7名、平日開催）※ハイブリット実施

<令和6年度> ※会場視聴は全回とも希望なし

第1回：8名（オンライン実施、平日開催）

第2回：3名（オンライン実施、平日開催）

第3回：3名（オンライン実施、土曜開催）

令和6年10月

～親子とも幸せになるために～
離婚前後の親支援講座

「子どもに離婚のことをどう伝えよう」「離婚条件はどのように取り決めるの？」など
お子さんのいるご家庭が離婚を考えたときに知っておきたいことをお話しします。

日時
令和6年11月9日（土）
午前10時～正午 参加無料

開催方法
オンライン（ZOOM ミーティング）
◇ 自宅での参加が難しい方は、
子ども・子育て総合センターでの視聴も可能です。

対象
世田谷区内在住のお子さんがあるご家庭で離婚を考えている方やひとり親の方

内容
第1部 メンタルケア編
親の離婚に対する子どもの気持ち
親自身のメンタルケア
第2部 離婚条件編
財産分与・養育費・面会交流など
離婚時に取り決めておきたいこと
講師 小泉 道子 氏 ほか
家族のためのADRセンター
第3部 世田谷区のひとり親支援
取組紹介

問合せ
世田谷区子ども・若者部子ども家庭課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33
電話 03-5432-2569 FAX 03-5432-3081
※申込時にいただく氏名・電話番号等の個人情報は、参加者名簿の作成及び
必要な場合の連絡以外の目的には使用しません。

講座参加・保育申込

インターネットからお申込みください。
申込期間
10月18日（金）～10月31日（木）

↑参加申込等の詳細は、区のホームページをご確認ください。

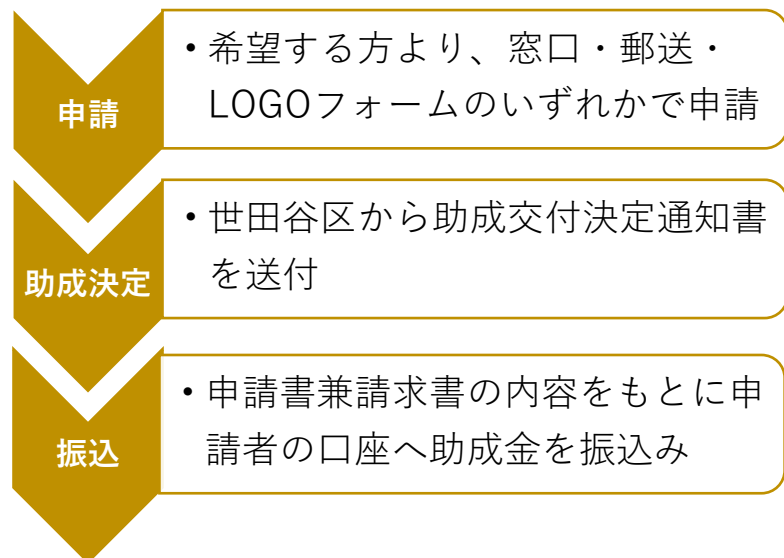
- ◇ 視聴：定員10名（先着順）／ オンライン：定員なし
- ◇ 視聴参加の方は、未就学（生後5か月以上～就学前）のお子さんの保育ができます。定員は3名です。
- ◇ 視聴参加の方は、配付資料がありますので、A4サイズが入る大きさの袋をお持ちください。
- ◇ オンライン参加の方には、開催日の前日に Zoom の URL をメールにてお送りします。

取組内容

2 養育費の取決めに係る公正証書作成等費用助成事業（離婚前後親支援事業）

- ・世田谷在住のひとり親家庭の方、離婚協議中で離婚後に子どもを扶養する予定の方を対象として、**養育費に関する公正証書、家庭裁判所の調停申立て費用、家庭裁判所の裁判に要する費用等、養育費の取決めにかかった費用の一部を助成（上限4万3千円）。**
- ・公正証書は、強制執行認諾条項付きであること。
- ・申請期限は、公正証書や調停調書等の作成日から6か月以内。

<手続きの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・申請書兼請求書
- ・子どもの戸籍謄本または戸籍抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・補助対象経費の領収書の写し
- ・養育費の取決めに交わした文書 等

<対象費用>

- ①公正証書
→公証役場に支払った公証人手数料
- ②家庭裁判所での調停・審判・裁判
→戸籍謄本等の添付資料取得費用、収入印紙代及び裁判所連絡用の郵便切手代

<利用実績（見込み）>

- ・令和6年度 23件（内訳：公正証書 21件、調停申立て 2件）※1月末現在



- 養育費保証契約支援の実施
- 公正証書作成等費用支援の実施

取組内容

1 養育費保証契約支援の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 杉並区在住で養育費の対象となる児童（申請時18歳未満）を扶養するひとり親を対象として、**保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した際に、本人が負担した初回保証料を助成**する。
- ・ 保証契約締結前の**事前相談を、必須**とし、保証契約締結後、6か月以内に申請すること。
- ・ 上限5万円

2 公正証書作成等費用支援の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 「1 養育費保証契約支援」の助成を受ける方を対象として、保証契約締結に必要な文書を作成した場合、**養育費の取決めに係る文書作成費用のうち、本人が負担した費用を助成**する。
 - ①養育費の取決めに係る公正証書（強制執行認諾約款の記載があるもの）作成費用
 - ②家庭裁判所の調停申し立て及び裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等書類取得費用、連絡用切手代、**弁護士への相談費用**
 - ③裁判外紛争解決手続（ADR）費用（申込料、依頼料、1回目の調停期日費用）
- ・ 上限4万3千円 ※助成は上記のうち、いずれか1つが対象

取組内容

<支給までの流れ>

事前相談

- 保証契約締結前に、区へ事前相談。
- 所得制限は設けていない。

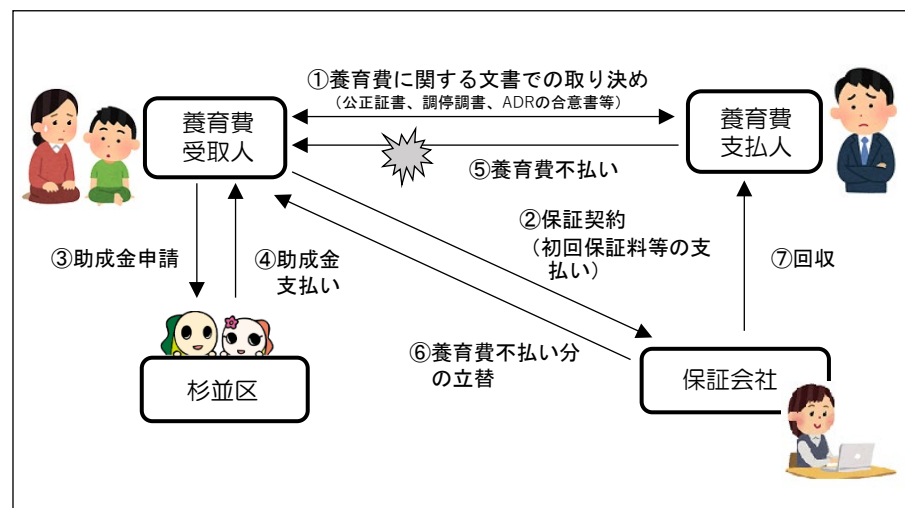
聞き取り

- 区職員による状況及び要件の確認。

申請・支給

- 保証契約締結後、区に申請。公正証書等、契約締結に必要とした書類がある場合は、合わせて申請。その後区による審査・支給。

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- 戸籍謄本（または児童扶養手当証書）
- 助成対象経費の領収証
- 金融機関口座の通帳等、印鑑
- 養育費の取決めを交わした文書(公正証書等)
- 養育費保証契約書

<利用実績（見込み）>

令和6年度12月末時点 養育費保証契約支援 4件、 公正証書作成等費用支援 3件



- 養育費に係る専門員（弁護士）による法律相談の実施
- 養育費確保支援事業の実施（公正証書、立替保証契約、ADR利用に係る費用の一部補助）

取組内容

1 ●法律相談の実施（養育費等支援事業）

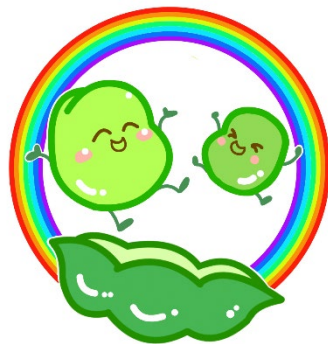
- ・ そらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室）にて、北区在住のひとり親の方（予定の方含む）向けに弁護士による平日月2回の無料法律相談を実施。（相談場所：北区役所第一庁舎2階5番窓口）
- ・ 平日は仕事で相談に来られない方向けに、弁護士等による日曜出張相談会を年4回実施。
※いずれも1回1時間、利用は2回まで、事前予約必須
- ・ 弁護士による離婚前後の法律講座を年1回開催（講座終了後、講師による個別相談も実施。）。

<そらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室）とは>

子どもの貧困対策事業の一環として、ひとりで子育てするお母さん・お父さんのために開設されたひとり親家庭専門の相談室です。

子育て中のひとり親家庭やひとりで子育てをすることに不安を抱えるご家庭の相談に応じます。

日頃の悩みやグチから生活に関わるお困りごとまで幅広く相談に応じ、支援制度などをご案内する窓口です。



<相談実績（法律相談のみ）>

- ・ 令和6年度（令和6年12月末時点）
43件（うちオンライン16件）
- ・ 令和5年度
49件（うちオンライン19件）
- ・ 令和4年度
48件（うちオンライン19件）
- ・ 令和3年度
47件（うちオンライン21件）
- ・ 令和2年度（10月～オンライン開始）
43件（うちオンライン10件）

取組内容

2 養育費確保支援事業の実施（離婚前後親支援事業）

北区では以下の3つのメニューについて、手続きにかかった費用の一部を補助しています。

1. 公正証書の作成（補助上限額5万円）

養育費の取り決めに関して公正証書の作成にかかった費用が対象。

2. 養育費立替保証契約の締結（補助上限額5万円）

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として負担した費用が対象。

3. 裁判外紛争手続（ADR）の利用（補助上限額3万円）

弁護士会及び法務大臣の認証を受けた認証ADR事業者が実施する裁判外紛争解決手続（ADR）に係る申込料、依頼料に相当する費用、1回目の調停期日に支払った費用が対象。（一部対象外費用あり）

<申請から交付まで>

交付申請

- 申請書類をそらまめ相談室にて受領

交付決定

- 審査後、交付決定通知書及び請求書を申請者に送付

交付

- 請求書受領後1か月以内に指定の口座に交付

<申込みに必要な書類>

- 交付申請書
 - 戸籍謄本又は抄本（申請者本人及び対象のお子さんが載っているもので、発行から3か月以内のもの）
 - 世帯全員の住民票の写し（発行から3か月以内のもの）
 - 申請する費用のわかる領収書等
 - 作成した公正証書の写し（メニュー1を申請する場合）
 - 保証契約書の写し（メニュー2を申請する場合）
- 詳しくは[北区HP](#)をご覧ください。

<利用実績>

- 令和5年度：14件（うち公正証書 13件、保証契約 1件、ADR 0件）



- 公正証書の作成費補助（離婚前後親支援事業）
- ADR活用費補助（離婚前後親支援事業）
- 親支援講座の実施（離婚前後親支援事業）

取組内容

1 公正証書の作成費補助(離婚前後親支援事業)

対象者
(すべてに当てはまる方)

板橋区に居住するひとり親世帯、養育費の取り決めに係る経費を負担した方、養育費を受け取る方、養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している方

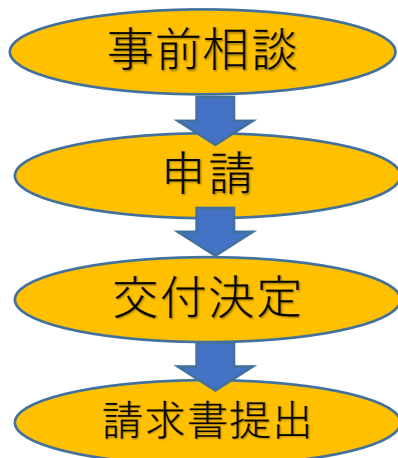
申請の時期

公正証書作成から6か月以内

補助の対象となる費用

公証役場に支払った公証人手数料（上限：43,000円）

<事業イメージ>



<実績>

令和4年度：30件

令和5年度：26件

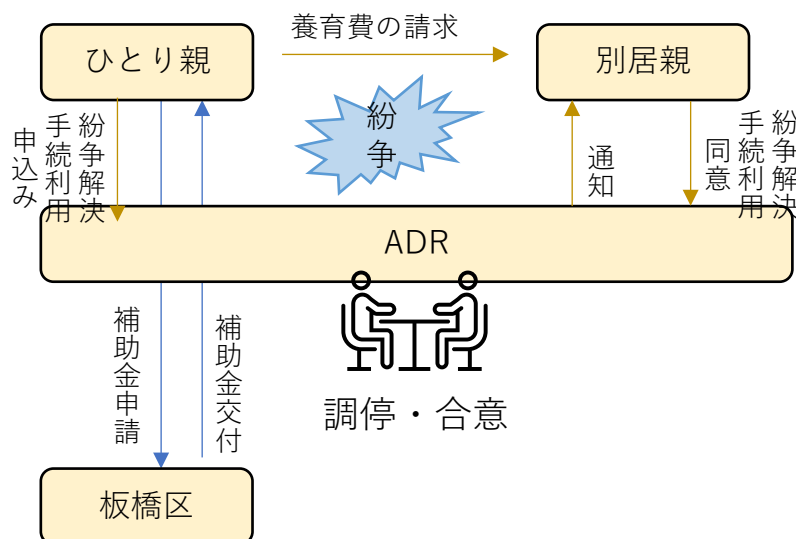
令和6年度：23件（令和6年12月末時点）

取組内容

2 ADR活用費補助（離婚前後親支援事業）

- ・板橋区在住のひとり親家庭の方や離婚協議中の方で、養育費取り決めのため、弁護士会及び認定ADR事業者が実施する裁判外紛争手続（ADR）を利用した方を対象として、**裁判外紛争解決手続（ADR）に関する申込料、依頼料、1回目の調停期日費用、2回目以降の調停期日費用を補助。**
- ・申請期限→1回目の調停期日から**6か月以内**
- ・上限→**5万円**

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ①申請者及び扶養している子の戸籍謄本又は抄本
- ②世帯全員の住民票の写し
- ③交付対象となる経費の領収書等(申請者が負担した経費に限る)
- ④養育費の取り決めに交わした債務名義(2回目以降の調停期日費用補助時のみ)

<利用実績>

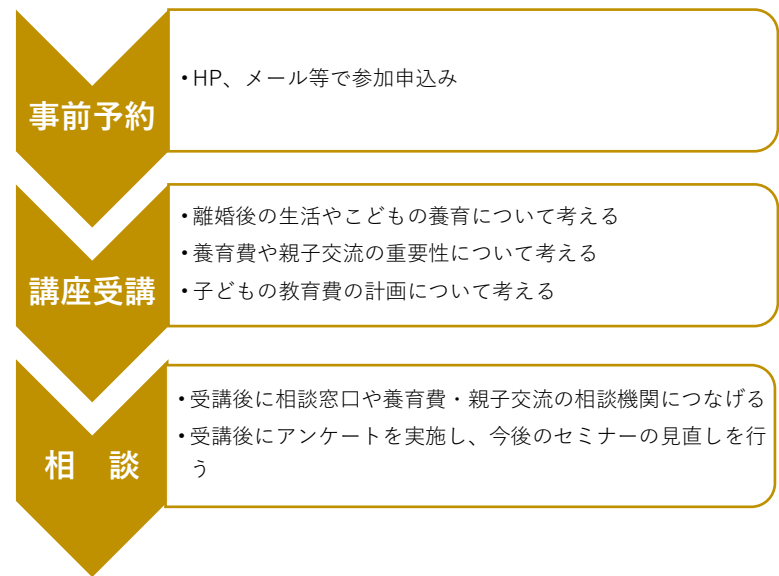
令和4年度：0件
 令和5年度：0件
 令和6年度：2件（令和6年12月末時点）

取組内容

3 親支援講座の実施（離婚前後親支援事業）

- ・板橋区在住の離婚を考えている方、離婚協議中の方、離婚後の父母等を対象として**無料のセミナーを実施**（講師は元家庭裁判所調査官、ファイナンシャルプランナー）
- ・**離婚前後の心配事や子どもの不安を少しでも取り除くため、何ができるかを共に考える機会を提供**
- ・セミナー終了後、区の相談窓口や助成制度、養育費相談機関等を案内し、**その後の相談につなげる仕組み**にしている
- ・XやLINE等の**SNSを活用した周知**を実施、講座中の**託児**を実施

<相談までの流れ>



【子どもと離婚後の生活について考えるセミナー】
～養育費の不安解消！生活相談と養育費の相談～

ひとり親家庭の親と離婚後の保護者の皆さまに向けて、将来の
大学進学を視野に入れた教育費の準備法を具体的に紹介します。
奨学金制度や高校の支援制度、さらに教育費を計画的に準備
するためのポイントを分かりやすく解説。「奨学金ってどうやって申
請するの？」「支援制度をうまく活用する方法が知りたい！」「そん
な疑問にもっとお答えします。
今からできることを一緒に考えてみましょう。

日時：令和7年1月18日（木曜）午後1時30分～午後3時30分（2時間）
対象：区内在住、区外のひとり親の方・今後離婚を考えている保護者の方
定員：20名（申込順）
会場：板橋区立アインホール 5階 502会議室（住所：板橋区東町 38-1）
講師：区民生活支援センター生活相談員・アドバイザー 佐藤 上、中川 由美子氏
※会場での申込受付は当日の午前10時から午後5時までに実施しています。
※申込受付期間：令和7年12月7日（土曜）～12月14日（土曜）
※申込方法は、板橋区立アインホール5階502会議室にて実施します。
※申込受付期間：令和7年12月7日（土曜）～12月14日（土曜）
※申込方法は、板橋区立アインホール5階502会議室にて実施します。
～令和7年1月14日（火曜）午後5時～
※申込受付期間：令和7年12月7日（土曜）～12月14日（土曜）
※申込方法は、板橋区立アインホール5階502会議室にて実施します。
※申込受付期間：令和7年12月7日（土曜）～12月14日（土曜）
※申込方法は、板橋区立アインホール5階502会議室にて実施します。

問合せ先は、ひとり親家庭（離婚後を含む）相談窓口
（住所：板橋区東町 38-1）
TEL：03-6100-6100

※このセミナーは、板橋区立アインホール5階502会議室にて実施しています。
※このセミナーは、板橋区立アインホール5階502会議室にて実施しています。
※このセミナーは、板橋区立アインホール5階502会議室にて実施しています。
※このセミナーは、板橋区立アインホール5階502会議室にて実施しています。

令和6年度
第4回 セミナーチラシ

<参加実績>

・令和5年度セミナー参加者（オンライン開催）			
第1回	3名	第4回	11名
第2回	2名	第5回	9名
第3回	9名		
・令和6年度セミナー参加者（オンライン開催） ※令和6年12月末時点			
第1回	8名		
第2回	6名		
第3回	8名		



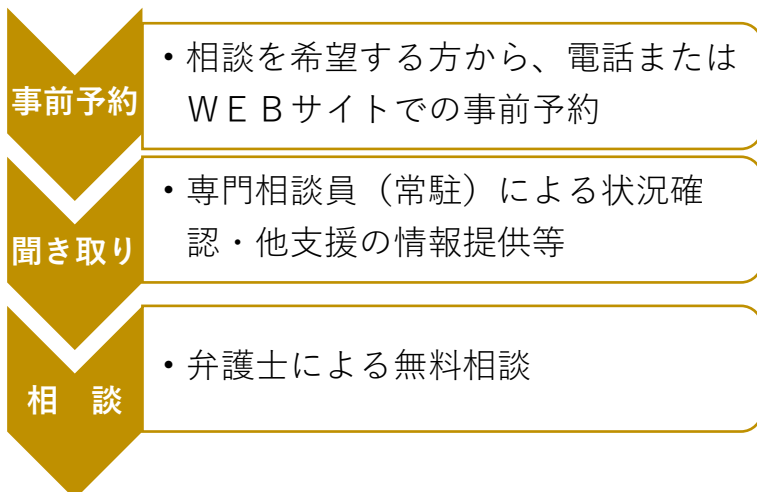
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施 等

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施（養育費等支援事業）

- ・ 練馬区在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士による相談事業を含め、総合相談のほか、セミナー等各種事業を包括的に委託）
- ・ 毎月4回（土曜年4回）の指定日に実施。電話またはWEBサイトでの事前予約制。
- ・ 相談内容は、養育費、離婚、慰謝料、財産分与、親子交流など法律に関する内容。
- ・ 相談者に対し、他の活用できる支援等があれば、専門相談員（常駐）が情報提供等を行い包括的に支援する。

<事業イメージ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和元年4月より事業開始
 - ・ 実績
 - 令和5年度 136件
 - 令和6年度 99件（令和6年12月末時点）
- ※毎月の指定日は、ホームページ「練馬区ひとり親家庭支援ナビ」、メールマガジン等で周知。

取組内容

2 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 練馬区在住のひとり親家庭の方、離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方を対象として、養育費に関する公正証書、家庭裁判所の調停申し立て費用、家庭裁判所の裁判に要する費用を助成。
- ・ 公正証書は、強制執行認諾条項付きであること。
- ・ 申請期限は、公正証書や調停調書等の作成日から6か月。

<手続きの流れ>

申請

- ・ 申請を希望する方より、来所または郵送で申請

支給決定

- ・ 練馬区から支給決定通知を発送

請求

- ・ 申請者の請求に基づき、区が支給

<支援の内容>

- ・ 公正証書作成費用
養育費の取り決めかかる公証人手数料
- ・ 調停、裁判の申立費用
戸籍謄本取得料、収入印紙代、切手代

<利用実績>

- ・ 令和3年4月より事業開始
- ・ 実績
令和5年度 68人
（内訳：公正証書作成66人、調停・裁判申立2人）
令和6年度 31人（令和6年12月末時点）
（内訳：公正証書作成28人、調停・裁判申立3人）

取組内容

3 養育費に関する裁判外紛争解決手続（ADR）促進支援事業の実施（離婚前後親支援事業）

- 練馬区在住のひとり親家庭の方、離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方で、養育費取決めのため、弁護士会または認証ADR事業者が実施する裁判外紛争手続（ADR）を利用し、養育費の取決めを交わした方を対象として、**裁判外紛争解決手続（ADR）に要する費用を助成。**
- 申請期限は、養育費の取決めを交わした文書の作成日から6か月。

<手続きの流れ>

申請

- 申請を希望する方より、来所または郵送で申請

支給決定

- 練馬区から支給決定通知を発送

請求

- 申請者の請求に基づき、区が支給

<支援の内容>

- ADRに係る費用
ADRの申立者および相手方が負担した申込料、依頼料、1回目調停期日費用 など
上限額5万円
合意に至った場合は上限7万円

<利用実績>

- 令和5年4月より事業開始
- 実績
令和5年度 1人
令和6年度 0人（令和6年12月末時点）

取組内容

4 親支援講座の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ **練馬区在住**の離婚を考えている方、離婚協議中の方、離婚後の父母等を対象として**無料のセミナーを実施**。（講師は元家庭裁判所調査官、ファイナンシャルプランナー）
- ・ **離婚前後の心配事や子どもの不安を少しでも取り除くため、何ができるかを共に考える機会を提供**。
- ・ セミナー修了後、希望者には**法律相談、総合相談等**を案内し、**その後の相談につなげる仕組み**にしている。また**練馬区ひとり親家庭当事者団体の活動を案内**。
- ・ **専用サイト・メルマガ等**を活用した**広報**を実施。講座は**オンライン**で開催。

<手続きの流れ>

事前予約

・チラシ、専用サイト、メルマガ等で募集し申込

講座受講

・離婚後の生活や子どもの養育について考える。
・養育費や親子交流の重要性について考える。

相談

・受講後に相談会を行うことで、養育費等の相談支援につなげる。

主催:練馬区

離婚前後 親支援講座

参加無料 オンライン

令和6年11月16日(土)
10:00-12:30

講師 | 家族のためのADRセンター 小室 謙子

離婚が子どもに与える影響、子どもの年代別の声掛けやメンタルケアの方法、また、離婚の渦中にある保護者の方ご自身のメンタルケアについてお話しします。
皆さんがらの疑問や疑問にもお答えします。

～ライブ参加と動画配信、選べる参加方法！～

対象：練馬区在住で20歳未満のお子さんがいるひとり親家庭の保護者または、離婚を考えている方

ライブ参加
講師に直接質問が出来ます。

動画配信
ライブセミナーの動画を好きな時間に見られます。

日 時	参加方法
令和6年 11月16日(土) 10:00-12:30	Zoom (後援会がZoom IDを告知します)
申込期間 10月21日(水)～11月15日(金)	申込期間 10月21日(水)～

※参加費は無料です。但し、お申し込みの際に、お申し込みの住所を記載する必要があります。お申し込みの住所を記載しない場合は、お申し込みを受理できません。

●電話またはお申し込みにてお申し込みください。

練馬区家庭支援事務局 0120-992-432 【受付時間】月～金 9:00～18:00（土日祝日除く）
https://seima-hitorioya.jp/seminar-20241116/

練馬区ひとり親家庭総合相談（生活福祉課より親家庭支援提供）
お電話・お来所・お申し込み・お申し込みを承っております。
TEL: 0120-992-432（月～金 9:00～17:00）※お申し込みは10月16日（金）までです。10月17日（土）以降は、お申し込みできません。

<利用実績>

- ・ 令和6年第1回 オンライン41名参加
離婚前 母27名 父0名
離婚後 母11名 父1名
不明 母2名（離婚前か後か不明）
- ・ 令和6年第2回 オンライン参加者募集中



- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費の取決めにかかる費用の補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施（養育費等支援事業）

- ・江戸川区に在住、在勤、在学の、離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・相談は面談・オンラインで実施。相談を希望する方は、電話・来所による事前予約が必要（先着順）。
- ・区職員が事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。
- ・事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談日時・概要>

	平日	休日
相談日時	火・金 午後1時～午後4時 水 午前10時～午後1時 第2水曜日 午後5時～午後8時	第3土曜日 午後1時30分～午後4時30分
概要	1回60分程度 1案件3回まで	1回30分程度 1案件3回まで

<相談実績（見込み）>

- ・相談は、江戸川区人権・男女共同参画推進センターの相談室で実施。
- ・平日1日3名、土曜日1日6名まで相談可。
- ・令和6年4月～令和6年12月にかけて、
延べ238名の相談を実施。

取組内容

2 養育費の取決めににかかる費用の補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 江戸川区内在住で、以下のすべてに該当する方を対象に、**養育費の取決めににかかった費用を補助する。**
 - ひとり親家庭の方、または、離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定
 - 養育費の取決めに係る補助対象の経費を負担した方（経費の負担が6か月以内のもの）
 - 過去に同内容の補助金（他自治体による同様の趣旨の補助金を含む）の交付を受けていない方
- 養育費の取決め方法別に、以下の補助対象費用を補助する。（未納のものは対象外）
 - 公正証書（強制執行認諾条項付に限る）：**公証人手数料 〔上限43,000円〕**
 - 家庭裁判所の調停等：**申立費用（収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、連絡用の郵便切手代）〔実費〕**
 - ADR（裁判外紛争解決手続）にて取決め：**申込料及び1回目の調停期日費用 〔上限20,000円〕等**
- 養育費が不払いになる等でお悩みや困り事がある場合には、**無料法律相談**が利用できることを周知。

<補助金支給までの流れ>

事前相談

- 補助対象者の要件や取決め方法等について事前に確認。（電話可）

申請書類の提出

- 申請書類の提出。（公正証書や調停調書などの作成日から6か月以内）

交付決定

- 交付の可否や支給額を決定。
- 請求書を受理後、補助金を支給。

支給

<申込みに必要な書類>

- 作成した公正証書、調停調書等
- 領収書（負担した費用の分かるもの）
- 戸籍謄本（申請者及び扶養している子の分）
- 世帯全員の住民票の写し
戸籍謄本、住民票は省略できる場合あり

<利用実績（見込み）>

- 令和6年度12月時点で27名が利用



- 養育費の取決めにに関する諸経費の助成
- 保証契約助成の実施

取組内容

1 ADRの利用を含む養育費の取決めにに関する諸経費の助成（離婚前後親支援事業）

市内在住の18歳未満の者と同居している離婚前後の親で、養育費の取決めを行った者を対象として、**養育費の取決めをする際に要した以下の経費を市が助成**する。

1. 公正証書作成経費 上限43,000円

〔養育費の取決めにに関する公正証書を作成する場合〕

- ・ 公証役場に支払う公証人手数料

2. 戸籍謄本等の書類取得等に要する経費 上限76,000円

〔養育費の取決めにに関する家庭裁判所への調停申立てや裁判をする場合〕

- ・ 家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類の取得費用
- ・ 連絡用の郵便切手代

3. 裁判外紛争手続きに係る申込等に要する経費 上限100,000円

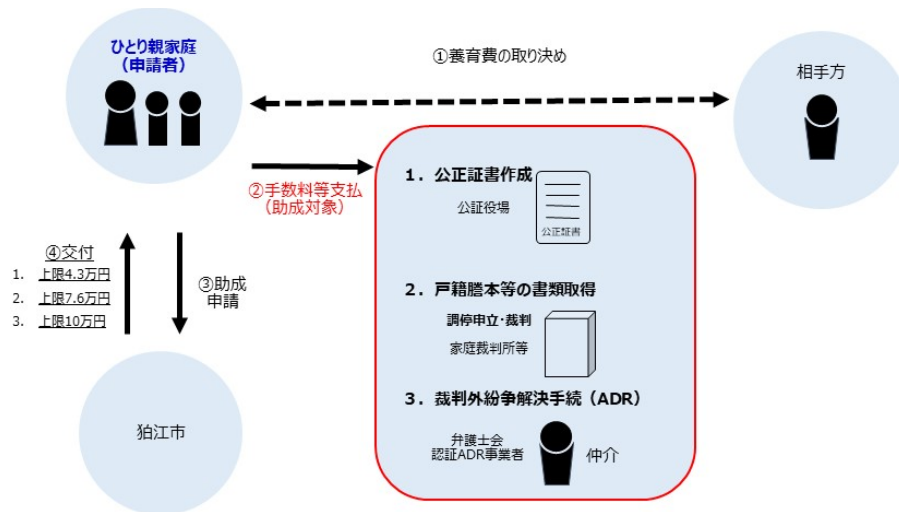
〔弁護士会及び認証ADR事業者が実施する

裁判外紛争解決手続（ADR）を利用して養育費を取り決める場合〕

- ・ 申込料、依頼料に相当する費用
- ・ 調停期日費用等

（裁判外紛争解決手続に係る経費として適当でないものを除く）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ◆ 助成対象経費の領収書等の写し
- ◆ 養育費の取決めにに関する判決書、審判書、調停調書、公正証書等の書面の写し
- ◆ 弁護士や認証ADR事業者と締結した契約書等の写し

<利用実績（見込み）>

令和6年度 実績 公正証書作成経費 3件（令和7年1月24日時点）
（令和5年度実績0件）

取組内容

2 保証契約助成の実施（離婚前後親支援事業）

養育費保証契約締結経費 上限50,000円

保証会社と養育費の取決めをしたひとり親家庭との間で**養育費保証契約※を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として申請者が負担した費用を市が助成**する。

※養育費保証契約とは、相手方から養育費の支払いが滞ったときに、保証会社が養育費を立て替えてひとり親家庭に支払い、保証会社が立て替えた分の養育費は、保証会社が相手方から取り立てる契約。

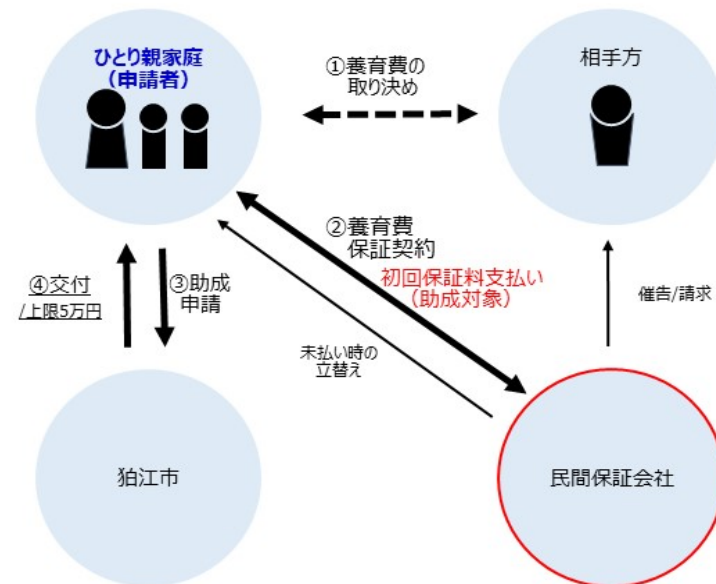
＜申込みに必要な書類＞

- ◆ 助成対象経費の領収書等の写し
- ◆ 保証会社と締結した契約書等の写し

＜利用実績（見込み）＞

令和6年度 見込み1件
(令和5年度実績0件)

＜事業イメージ＞



申請条件

- ・ 1 対象者に対し、①公正証書作成経費、②戸籍謄本等の書類取得等に要する経費、③裁判外紛争手続きに係る申込等に要する経費、④養育費保証契約締結経費それぞれ1回ずつの助成
- ・ 助成金の申請期限は、養育費の取決めを交わした文書を作成した日若しくはADRによる合意が成立しないことが認められる日又は養育費保証契約の締結日から6月以内



- 公正証書等作成費補助の実施
- 保証契約に関する保証料補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成費補助の実施（離婚前後親支援事業）

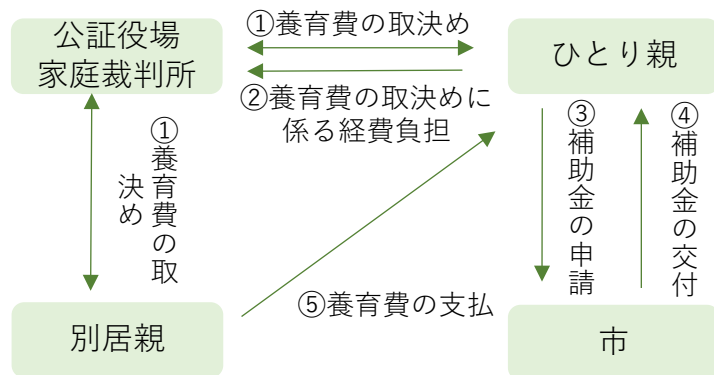
- ・ 養育費について、公証役場や家庭裁判所で公正証書や調停調書を作成した際に、本人が負担した経費（公正証書の作成手数料、離婚の際の調停申立や訴訟に必要な収入印紙、戸籍謄本等の書類取得に係る費用、郵送費等）に対し補助金を交付する。

対象者：市内在住のひとり親で、次の要件のすべてを満たす方

- ①養育費の取決めに係る債務名義がある。
- ②養育費の取決めの対象となる児童を扶養している。
- ③児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の方
- ④養育費の取決めに係る経費を負担した。
- ⑤過去に他自治体を含め同様の補助金を交付されていない。

補助上限：3万円

<事業イメージ>



<申し込みに必要な書類>

- ・ 住民票、戸籍謄本及び所得証明書（児童扶養手当証書でも可）
- ・ 領収書の写し
- ・ 養育費の取決めに交わした文書の写し

<利用実績>

- ・ 令和4年4月1日事業開始
- ・ 交付決定件数（令和7年1月時点）

令和4年度：6件／令和5年度：10件／令和6年度：4件 149

取組内容

2 保証契約に関する保証料補助の実施（離婚前後親支援事業）

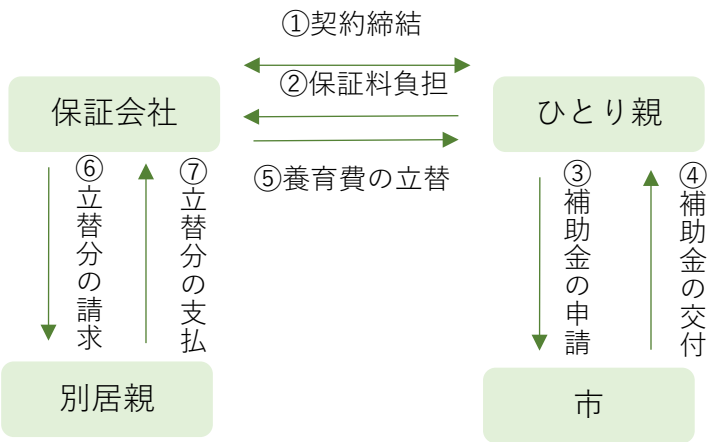
- ・ 養育費について、保証会社と保証契約（保証会社が養育費を立て替え、相手側に債権回収をするもの）を締結した際に、本人が負担した保証料に対し補助金を交付する。

対象者：市内在住のひとり親で、次の要件のすべてを満たす方

- ①養育費の取決めに係る債務名義がある。
- ②養育費の取決めの対象となる児童を扶養している。
- ③児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の方
- ④保証会社と契約期間が1年以上の養育費に係る保証契約を締結した。
- ⑤過去に他自治体を含め同様の補助金を交付されていない。

補助上限：5万円

＜事業イメージ＞



＜申し込みに必要な書類＞

- ・ 住民票、戸籍謄本及び所得証明書（児童扶養手当証書でも可）
- ・ 領収書の写し
- ・ 養育費の取決めを交わした文書の写し
- ・ 養育費に係る保証契約の契約書の写し

＜相談実績（見込み）＞

- ・ 令和4年4月1日事業開始
- ・ 交付決定件数（令和7年1月時点）
令和4年度：0件／令和5年度：0件／令和6年度：0件

POINT ● 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助

取組内容

◆ 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助の実施（離婚前後親支援事業）

1 公正証書作成費等補助

- ・ 養育費の取り決めのための債務名義取得費用の一部を補助する。
対象経費：①弁護士への相談費用、行政書士等への公正証書作成依頼費用 ②公証人手数料 ③戸籍謄本等書類取得費用 ④収入印紙及び郵便切手代 等

2 養育費保証契約における保証料補助

- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料を補助する。
対象経費：保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担した費用

<対象者>

- ・ 以下のすべてに該当する方
 - (1) 長岡市内に居住し、申請時にひとり親の方
 - (2) 児童扶養手当の受給者又は同様の所得水準の方
 - (3) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
 - (4) 養育費の取り決めのための経費を負担した方

<補助額>

- ・ 対象経費の 1 / 2 （上限25,000円）

<補助実績> ※令和4年度から事業開始

- ・ 令和4年度 4件
 - ・ 令和5年度 4件
 - ・ 令和6年度 2件（令和6年12月末時点）
- ※いずれも上記1 公正証書作成費等補助のみ



● 公正証書等作成費用および養育費保証契約費用の一部補助

取組内容

1 公正証書等作成費用および養育費保証契約費用の一部補助の実施（離婚前後親支援事業）

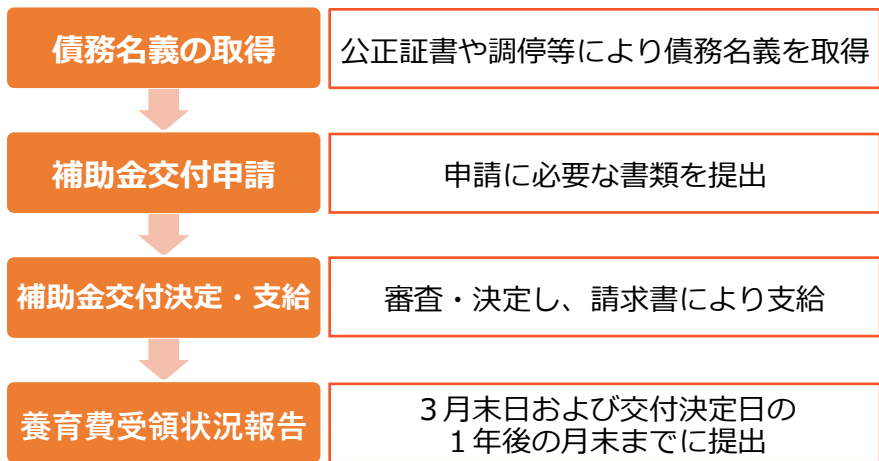
○補助対象経費

- ・ 養育費請求調停に係る申立て手数料、添付書類の取得費用等の一部
- ・ 公証人手数料および添付書類の取得費用等の一部
- ・ 養育費保証契約に係る保証料、手数料等の一部

○補助額

補助対象経費の2分の1の額（上限25,000円）

＜手続きの流れ＞



＜申請に必要な書類＞

- ・ 申請書
- ・ 児童扶養手当証書または戸籍謄本等
- ・ 補助対象経費の領収書等の写し
- ・ 債務名義化した文書の写し
- ・ 養育費保証契約書の写し

＜利用実績＞

令和5年度：交付決定1件
令和6年度：交付決定3件（令和6年12月末現在）



養育費確保のための以下の手続に対する補助事業を実施

- 公正証書等の作成経費の補助
- 養育費保証契約締結経費の補助

取組内容

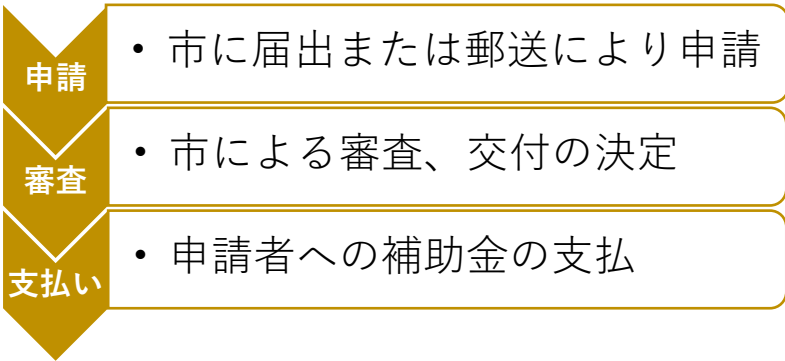
1 養育費に関する公正証書作成等に対する費用補助の実施(離婚前後親支援事業)

・ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取り決めのため、**公正証書等を作成する際に要する本人負担費用（上限5万5千円）を補助する。**

【補助対象費用】

- ・養育費の取り決め等のために、弁護士、行政書士等への相談費用
- ・公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した際の費用
- ・公正証書作成時における公証役場への立ち会いを弁護士等に代理人として依頼した際の費用
- ・公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代
- ・弁護士会及び認証ADR事業者が実施するADR申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用

＜相談までの流れ＞



＜相談実績（見込み）＞

令和5年度事業開始

令和5年度 2件

令和6年度 1件(令和7年1月末)

(いずれも、養育費の取決め等のための弁護士への相談費用及び公正証書原案の作成を弁護士に依頼した際の費用について補助)

＜課題＞

周知不足
もあると
考えられ、
申請者が
少ない

改善策

- ・離婚届出受理担当課との連携を図る
- ・女性相談担当課との連携を図る
- ・児童扶養手当等の案内の際にチラシ同封等、対象者と接点のある機会等に制度の通知を行う

取組内容

2 養育費保証契約締結経費補助の実施(離婚前後親支援事業)

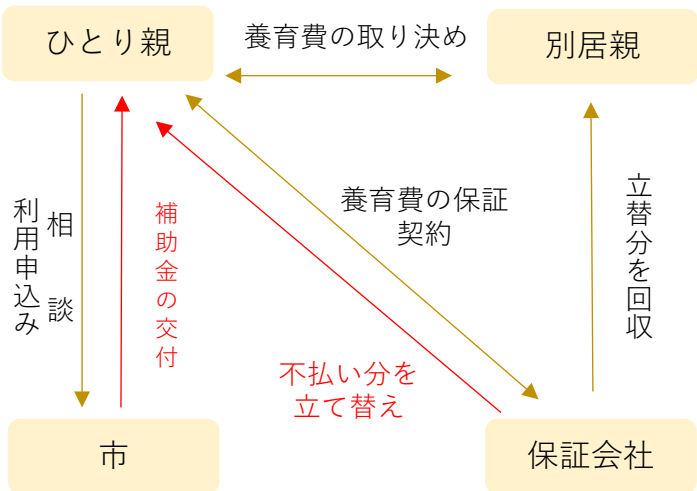
・ 養育費の支払いについて、保証会社と養育費保証契約を締結する場合に、**保証料、手数料の負担分（上限5万円）を補助**する。

・ 対象者：（公正証書等の作成経費補助も同じ）

次の①～④の要件をすべて満たす者

- ①市内に居住し、申請時にひとり親世帯である方
- ②養育費の取り決めにかかる費用を負担した方
- ③養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ④過去に同一の児童を対象として、同内容の補助を受けていない方

<事業イメージ>



※保証会社の紹介は行っていない。

<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成受給者証（未受給者は児童の戸籍又は住民票）
- ・ 補助対象経費に係る領収書等の写し
- ・ 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る）の写し
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間が1年以上のものに限る）

<助成の対象・申請期限>

申請期限：補助対象経費を負担した翌日から6か月以内

<利用実績（見込み）>

令和5年度事業開始
令和5年度 0件 令和6年度 0件(令和7年1月末時点)



● 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助

取組内容

◆ 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助の実施 (離婚前後親支援事業)

< 1 公正証書作成費等補助 >

養育費取り決めのための債務名義取得費用の一部を補助する。

対象経費：①弁護士等への相談費用 ②弁護士等への公正証書原案の作成依頼費用
③公正証書作成時に公証役場への立ち会いを弁護士等に依頼した費用 ④公証人手数料
⑤戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙及び郵便切手代等
⑥弁護士会及び認定ADR事業者が実施するADRの申込料や依頼料及び調停期日に相当する費用

< 2 養育費保証契約における保証料補助 >

保証会社と養育費保証契約（契約期間 1 年以上）を締結する際に要する保証料を補助する。

<対象者>

上越市に居住し、申請時にひとり親であり
以下の要件を満たす方

- ①児童扶養手当の支給対象者又は本人の所得が支給要件を満たしている方
- ②養育費の取り決めにかかる費用を負担した方
- ③養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ④過去に本補助金の交付を受けていない方

<補助額>

対象経費の合計額（上限100,000円）

<実績>

令和 6 年度事業開始

- ・ 令和 6 年度 8 件（令和 6 年 1 2 月末時点）
※いずれも上記 1 の公正証書作成費等補助のみ



● 養育費確保支援事業給付金の実施

取組内容

1 養育費確保支援事業給付金の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費の取り決めを行うひとり親等に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費について市が負担する。

- 〈対象者〉
- ・ 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者
 - ・ 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
 - ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
 - ・ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
 - ・ 過去に同じ内容の養育費の取り決めに係る給付金の交付の申請をしていない者

〈給付金の対象となる経費（養育費の取り決めに要する経費）〉

- ・ 公証人手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用、郵便切手代

〈給付額〉 1 申請者あたり上限 2 万円

＜申請に必要な書類＞

- ・ 養育費確保支援事業給付金交付申請書
（電子申請または市役所窓口受付）
- ・ 対象となる経費の領収書など
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し（省略できる場合あり）
- ・ 児童扶養手当証書（省略できる場合あり）

＜実績等＞ ※令和 3 年度から実施

- ・ 令和 3 年度 3 件
- ・ 令和 4 年度 10 件
- ・ 令和 5 年度 14 件
- ・ 令和 6 年度 8 件
（令和 6 年 12 月末時点）



●養育費の取決めににかかる費用を補助

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成費補助の実施 <離婚前後親支援事業>

○養育費の取決めに要する経費のうち、本人が負担する下記の経費

- ・公正証書の作成に要する手数料
- ・家庭裁判所の調停の申立て又は裁判に要する収入印紙代、手続き用の郵便切手代、戸籍謄本等取得手数料

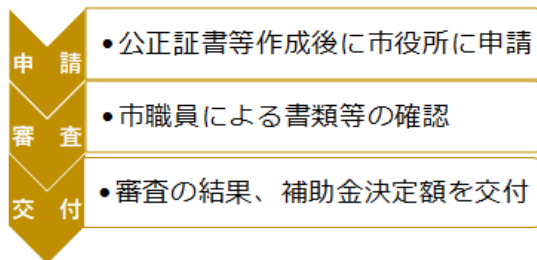
【補助対象者】 市内在住のひとり親であって、次の要件を全て満たす方

- ・養育費の取決めににかかる経費を負担していること
- ・養育費の取決めににかかる公正証書等を有していること
- ・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ・過去にこの補助金またはこれと同等の補助金を受給していないこと

【補 助 額】 経費の全額（上限2万円） ※1人1回のみ

【申請期限】 公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内

<交付までの流れ>



<必要書類等>

- ① 戸籍謄本および世帯全員の住民票
または、児童扶養手当証書の写し
- ② 公正証書等作成費用の領収書原本
- ③ 養育費の取決めに交わした文書の写し
- ④ 申請者名義の口座がわかるものの写し

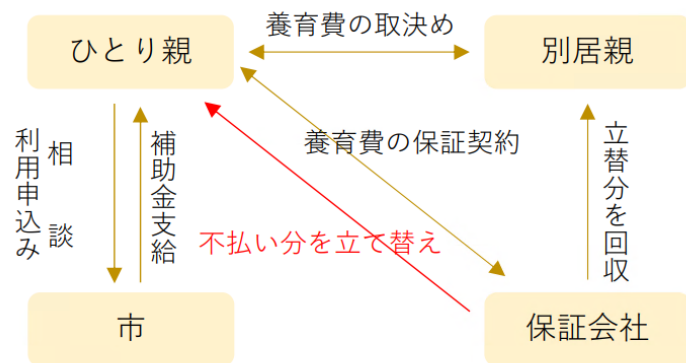
取組内容

2 養育費保証契約保証料補助の実施 <離婚前後親支援事業>

○保険会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する経費

- 【補助対象者】 市内在住のひとり親であって、次の要件を全て満たす方
- ・ 養育費の取決めにかかる経費を負担していること
 - ・ 養育費の取決めにかかる公正証書等を有していること
 - ・ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
 - ・ 過去にこの補助金またはこれと同等の補助金を受給していないこと
- 【補助額】 補助対象経費の全額（上限5万円） ※1人1回のみ
- 【申請期限】 公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内

<事業のイメージ>



<必要書類等>

- ① 戸籍謄本および世帯全員の住民票または、児童扶養手当証書の写し
- ② 公正証書等作成費用の領収書原本
- ③ 養育費の取決めを交わした文書の写し
- ④ 申請者名義の口座がわかるものの写し

<利用実績>

・ 令和6年4月事業開始



● 養育費に関する公正証書等作成費用補助

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成費用補助（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費の取り決めに関する公正証書の作成や、調停調書・判決書などの取得について、かかった費用のうち、本人の負担分を補助する（上限3万円）

<利用対象者>

- ・ 一宮市内に在住のひとり親家庭の母又は父で、現に対象となる児童を扶養している方
- ・ 所得制限なし

<補助対象経費>

- ・ 公証手数料（養育費分のみ）
- ・ 調停申し立てや裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・ 連絡用切手代

<支給までの流れ>

案内

- ・ 市ウェブサイト等で周知
- ・ 離婚前相談等の中で案内

申請受付

- ・ 公正証書等作成後、1年以内に必要書類を窓口へ提出

支給

- ・ 申請内容を確認後、支給決定し、指定口座に振込

<必要書類>

- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 公正証書など養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 本人名義の振込先口座がわかるもの
- ・ 本人確認できるもの(マイナンバーカード等)

<利用実績>

- ・ 令和4年4月開始。4年度の申請件数は11件。
- ・ 令和5年度の申請件数は18件。
- ・ 令和6年12月末時点で13件申請あり。



●養育費に関する公正証書作成費等補助

取組内容

1 養育費に関する公正証書作成費等補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・江南市在住のひとり親家庭の方で、養育費に関する取決めをした公正証書等の作成にかかった費用を市が一部又は全部を負担する
- ・公正証書等を作成した日から1年以内に申請が必要
- ・補助金の上限額は4万円

<支給までの流れ>

申請

- ・公正証書等の作成後、市役所で申請

審査

- ・市職員による書類等の確認

支給

- ・審査の結果、支給決定金額を指定口座に振込

<申請に必要な書類>

- ・児童扶養手当証書の写し（又は戸籍謄本等）
- ・補助対象経費の領収書
- ・作成した公正証書等
- ・振込口座確認書類

<利用実績>

- ・令和6年4月から実施
- ・令和6年度 1件 ※12月末現在



● 公正証書等作成費用の補助

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成費用の補助の実施（離婚前後親支援事業）

【対象者】彦根市在住のひとり親（20歳未満の子を扶養している）で、児童扶養手当の所得制限限度額未満である人。
同一内容の補助金の支給を受けたことがない人。
（※公正証書は、強制執行認諾条項付きであること）。

【補助対象】①養育費の取決めのための公正証書にかかる手数料

②養育費の取決めを含む調停の申立てのための収入印紙代

③上記①②の手続きに必要な戸籍謄本等の取得費用、郵便切手代

令和6年度
から拡充



④弁護士、弁護士法人または総合法律支援法第13条に規定する日本司法支援センターへの法律相談にかかる費用

【補助額】対象経費の全額（上限30,000円）

＜手続きの流れ＞

申請

- 必要書類をそろえて申請
（公正証書などを作成した6か月以内）

支給決定

- 市から支給決定通知を発送

請求

- 申請者の請求に基づき、市が支給

＜利用実績＞

令和3年4月より事業開始

令和3年度：9名

令和4年度：16名

令和5年度：17名

令和6年度（12月末時点）：19名



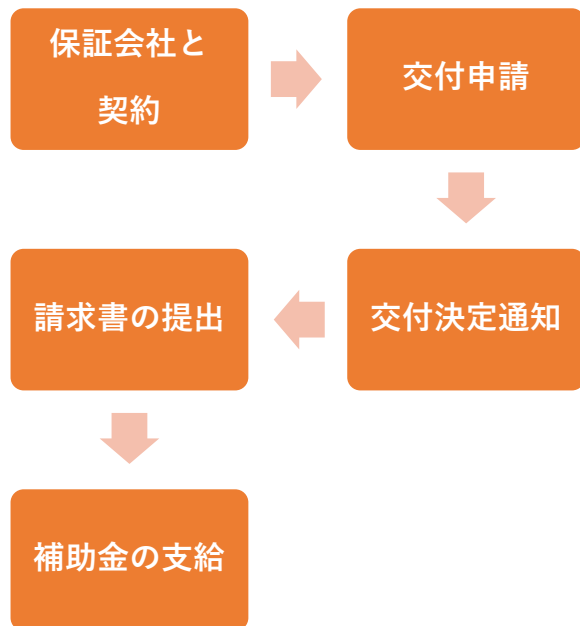
- 保証契約補助の実施
- 公正証書等作成補助の実施 等

取組内容

1 保証契約補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費の取り決めを行う近江八幡市内に住所があるひとり親の母または父（20歳未満の子を扶養していること）に対し、保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費について補助を実施。（上限5万円）
- ・ 保証契約を締結した日の属する年度の3月末までに申請が必要。

<補助金支給までの流れ>



<申請に必要なもの>

- ・ 作成した公的書類
 - ・ 児童扶養手当証書
 - ・ 戸籍謄本または戸籍抄本
 - ・ 養育費の取り決めに交わした文書
 - ・ 補助経費の領収書等
 - ・ 通帳の写し
 - ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書
- （児童扶養手当を受給している場合は不要）

<支給実績>

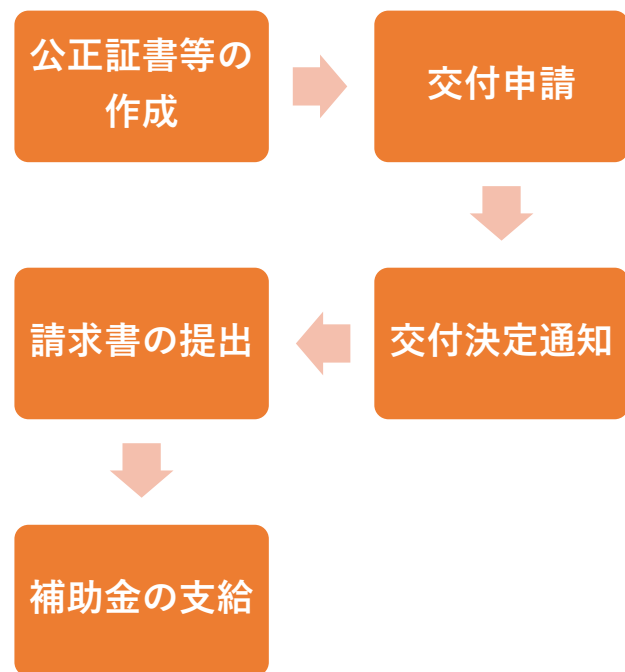
令和6年度（令和6年12月末時点）0件

取組内容

2 公正証書等作成補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費の取り決めを行う近江八幡市内に住所があるひとり親の母または父（20歳未満の子を扶養していること）に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費について、補助を実施。（上限4万3千円）
- ・ 公正証書等作成日の属する年度の3月末までに申請が必要。

<補助金支給までの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 作成した公的書類
 - ・ 戸籍謄本または戸籍抄本
 - ・ 通帳の写し
 - ・ 養育費の取り決めを交わした文書
 - ・ 補助経費の領収書等
- （児童扶養手当を受給している場合は不要）

<支給実績>

令和6年度（令和6年12月末時点）3件



●養育費の取決めにかかる費用の支援

(養育費の取決め内容の債務名義化を促進し継続した履行確保を図り、こどもの健やかな育ちを支援)

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成促進補助金（離婚前後親支援事業）

離婚などによってひとり親となられる方のために、**養育費に関する公正証書等の作成経費を補助**

●守山市内に住所があり、申請時にひとり親で下記の要件を全て満たす方

- ・児童扶養手当の受給を受けている者または同等の所得水準にある
- ・養育費の取組めに係る経費を負担した
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有している
- ・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している
- ・過去に同内容の文書で同種の補助金を受けていない
- ・守山市において市税等の特定滞納者でない

公正証書等作成日から6か月以内の申請が必要

●補助対象経費

- ・公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- ・家庭裁判所の調停もしくは裁判に要する収入印紙代

【注意】次のものは補助対象外

- ・養育費**以外**の取決めに係る公証人手数料や収入印紙代
- ・弁護士等に依頼した際にかかる経費や相談料など

●補助金の額

- ・1対象者あたり**43,000円**が上限（1,000円未満切り捨て）

<申し込みに必要な書類>

- ・申請書
- ・申請者およびその児童の戸籍謄本
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・養育費の取決めを交わした文書
- ・対象経費を支出したことがわかる領収書等
- ・申請者名義の通帳またはキャッシュカード

<支給実績>

令和4年度	申請者	4人
令和5年度	申請者	6人
令和6年度	申請者	7人（令和6年12月末時点）

取組内容

2 養育費の保証促進補助金（離婚前後親支援事業）

- 守山市内に住所があり、申請時にひとり親で下記の要件を全て満たす方
 - ・ 児童扶養手当の受給を受けている者または同等の所得水準にある
 - ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有している
 - ・ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している
 - ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している
 - ・ 過去に同内容の文書で同種の補助金を受けていない
 - ・ 守山市において市税等の特定滞納者でない

保証契約を締結した日から6か月以内の申請が必要

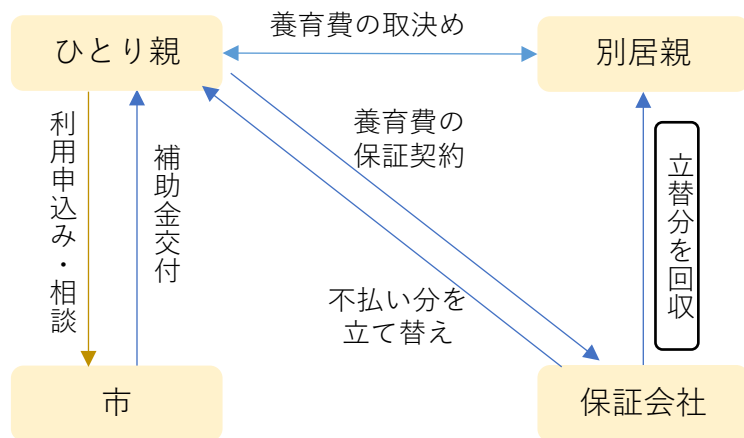
● 補助対象経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち保証料として本人が負担する経費

● 補助金の額

- ・ 1対象者あたり**50,000円**が上限（1,000円未満切り捨て）

<事業の流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請書
 - ・ 申請者およびその児童の戸籍謄本
 - ・ 児童扶養手当証書の写し
 - ・ 養育費の取決めに交わした文書
 - ・ 対象経費を支出したことがわかる領収書またはクレジット契約証明書等
 - ・ 申請者名義の通帳またはキャッシュカード
- ※その他状況に応じて必要な申立書等あり



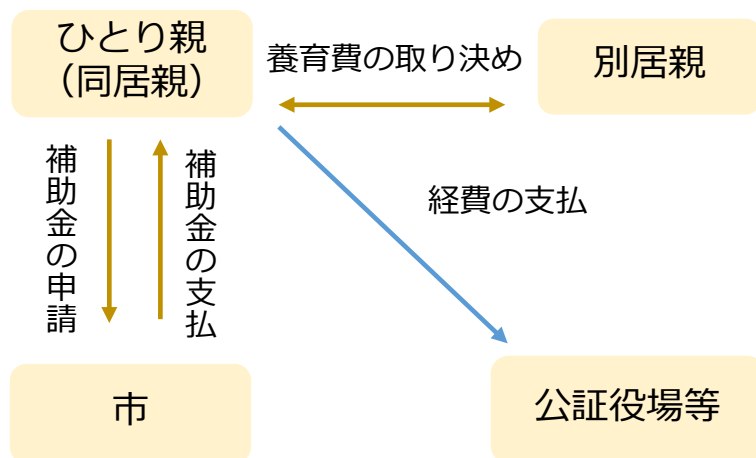
- 公正証書等作成経費の補助
- 養育費保証契約の保証料の補助

取組内容

1 公正証書等作成経費補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 【対象者】 東近江市に住所を有するひとり親（20歳未満の子を扶養する）で以下の要件を満たす人
- ・ 児童扶養手当の所得制限限度額未満であること
 - ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有し、作成経費を負担していること
 - ・ 過去に同一内容の補助金の支給を受けたことが無い人
- 【補助対象】 ①養育費の取決めに要する公正証書等作成手数料（強制執行認諾付）
②養育費の取決めを含む調停の申立てに係る経費（収入印紙、郵便切手代等）
- 【補助額】 対象経費の合計額（上限43,000円）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 作成した公正証書又は調停調書
- ・ 補助経費の領収書等
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 通帳の写し
- ・ 印鑑

<相談実績（見込み）>

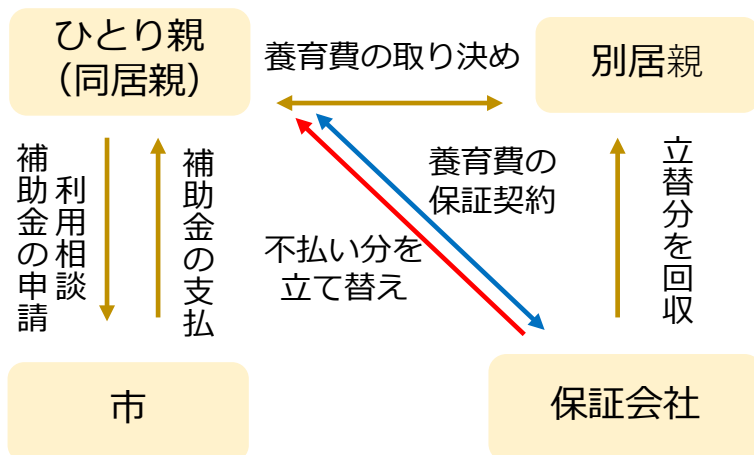
令和3年4月より事業開始
 令和3年度：12件
 令和4年度：12件
 令和5年度：12件
 令和6年度：8件（12月末時点）

取組内容

2 保証契約保証料補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 【対象者】 東近江市に住所を有するひとり親（20歳未満の子を扶養する）で以下の要件を満たす人
- ・ 児童扶養手当の所得制限限度額未満であること
 - ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
 - ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
 - ・ 同一内容の補助金の支給を受けたことが無い人
- 【補助対象】 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担するもの
※契約前に事前に窓口にて相談が必要
- 【補助額】 養育費保証契約締結経費相当額（上限50,000円）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 作成した公正証書又は調停調書
- ・ 保証会社との契約書
- ・ 補助経費の領収書等
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 通帳の写し
- ・ 印鑑

<利用実績（見込み）>

令和3年4月より事業開始
令和6年度12月末日現在
利用実績なし



- **親支援講座の実施**
(離婚後の生活や親と子のメンタルケアについて考える機会を提供)

取組内容

1 親支援講座の実施（離婚前後親支援事業）

- ・東近江市在住の離婚を考えている人やその家族、離婚後の父母等を対象として**無料のセミナーを実施**。
(講師は元家庭裁判所調査官、NPO法人代表)
- ・**離婚後に安定した生活を送るための知識や親と子の離婚に対するメンタルケアについて考える場を提供**。
- ・希望者には、離婚前から離婚後までの継続した相談に対応し、必要に応じて関係各窓口等を案内して**その後の相談につなげる仕組み**にしている。
- ・令和6年度は**対面とオンラインのハイブリット方式で開催**。周りを気にすることなく匿名でも参加可能。

<相談までの流れ>

事前予約

- 窓口や電話で参加申込み

講座受講

- 離婚後の生活やこどもの養育について考える
- 養育費や親子交流の重要性について考える

相談

- 離婚前から離婚後まで継続した相談に対応
- 関係各窓口につなぐことで様々な悩みに対応



<参加実績>

令和6年度より無料セミナーを実施

実施回数：1回

案内配布：市役所各窓口、図書館等

開催場所：市役所会議室

受講者数：合計 14人

対面 11人

オンライン 3人



- 弁護士や養育費等専門相談員による無料相談の実施
- 養育費の取決めに係る公正証書等作成費用の補助

取組内容

1 弁護士や養育費等専門相談員による無料相談の実施（養育費等支援事業）

離婚前の相談やひとり親家庭等が抱える様々な法律相談（子育て、生活、就業、DV、養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与など）に関する相談を**無料**で受け付けています。

- ＜対象者＞ 市内在住で離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方
- ＜相談日＞ 弁護士…第3火曜日・先着6名 専門相談員…第1金曜日・先着3名
- ＜予 約＞ 相談日の2週間前から電話にて受付
- ＜委託先＞ 大阪府弁護士会、（公社）家庭問題情報センターより派遣

＜補助金支給までの流れ＞

事前
予約

- 当日も空きがあれば受付可能

聞き取り

- 母子・父子自立支援員による
状況確認

相談

- 養育費、面会交流、慰謝料、
財産分与などについて相談

＜無料相談について＞

- ・ 離婚前の方でも相談可能
- ・ 1つの相談（悩み）につき2回まで相談可能

＜相談実績＞

令和5年度 相談件数 専門相談員：11件 弁護士：17件
令和6年度 相談件数 専門相談員：14件 弁護士：14件
※令和6年12月末時点

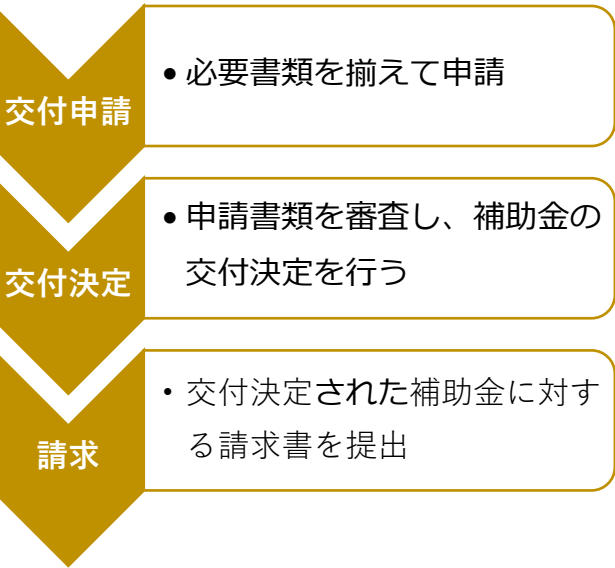
取組内容

2 公正証書等作成費用を補助（離婚前後親支援事業）

池田市在住のひとり親家庭の方を対象とし、公正証書等を作成する際にかかった費用を補助。

補助対象費用：公証役場に支払った公証人手数料
収入印紙代
戸籍謄本等取得費用
連絡用の郵便切手代
補 助 額： **上限 4 万円**

<補助金支給までの流れ>



<必要な書類>

- ひとり親家庭であることが分かる書類（児童扶養手当証書等）
- 補助対象経費の領収書、レシート
- 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化されたものに限る。）等

<相談・利用実績>

令和 5 年度	相談件数	13 件	/	利用件数	9 件
令和 6 年度	相談件数	9 件	/	利用件数	8 件
※令和 6 年 12 月末時点					



- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成費補助及び養育費保証料補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施（養育費等支援事業）

離婚前の相談やひとり親家庭等が抱える様々な法律相談（子育て、生活、就業、DV、養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与など）や残業代、給料の未払いなどの労働問題等に関する相談を**無料**で受け付けています。

<相談日> 毎月第4火曜日、各回30分間、先着6名
 <予約> 電話またはメール、いばライフアプリで予約…当日も空きがあれば受付可能
 <担当弁護士> 大阪府弁護士会より派遣

<相談までの流れ>

予約

予約優先…当日も空きがあれば受付

相談

相談内容聞き取り後、弁護士相談

受任

希望であれば受任（継続依頼）可能

<相談実績>

- ・令和2年度：57件
- ・令和3年度：51件
- ・令和4年度：44件
- ・令和5年度：51件
- ・令和6年度：50件（見込み）

<他の相談案内>

ひとり親以外の法律相談、行政書士相談、DV相談、生活困窮に関する相談、お仕事相談、女性・男性相談等に、案内することも可能です。

取組内容

2 公正証書等作成費補助の実施（離婚前後親支援事業）

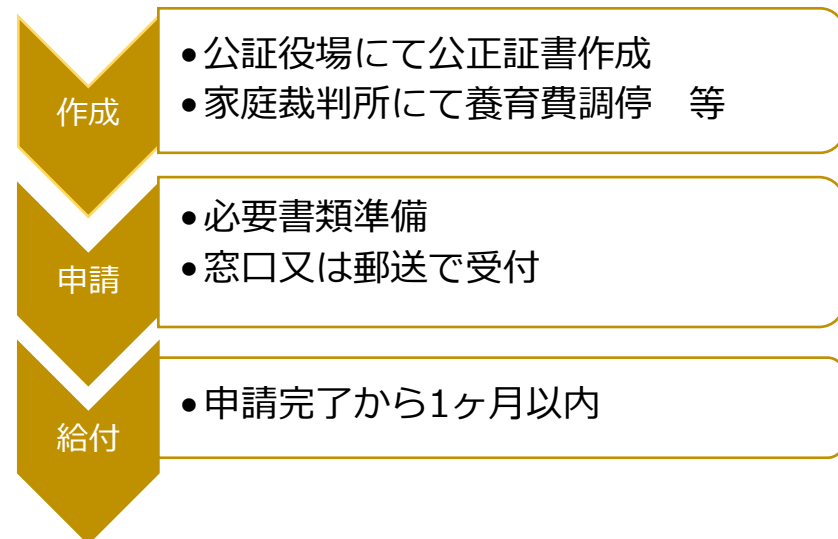
養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代の諸費用を補助します。（上限3万円）

◆対象者◆

申請時において、茨木市の住民基本台帳に記録され、かつ、茨木市に居住するひとり親等又は配偶者等からの暴力を理由に避難し、申請時において居住している茨木市にその住民票を移していないひとり親等であって、次の要件を全て満たす方

- ☐ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- ☐ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ☐ 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
- ☐ 過去に同一の児童を対象として、国又は本市を含む地方公共団体から公正証書等作成に関する補助金の交付を受けていない者
- ☐ 納付すべき納期限の到来した市税を完納している者

<給付までの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 戸籍謄本（児童扶養手当証書でも可）
- ・ 補助対象となる経費の領収書
- ・ 公正証書等
- ・ 通帳又はキャッシュカード

<利用実績>

- ・ 令和3年度：11件
- ・ 令和4年度：7件
- ・ 令和5年度：17件
- ・ 令和6年度：15件（見込み）

取組内容

3 養育費保証料補助の実施（離婚前後親支援事業）

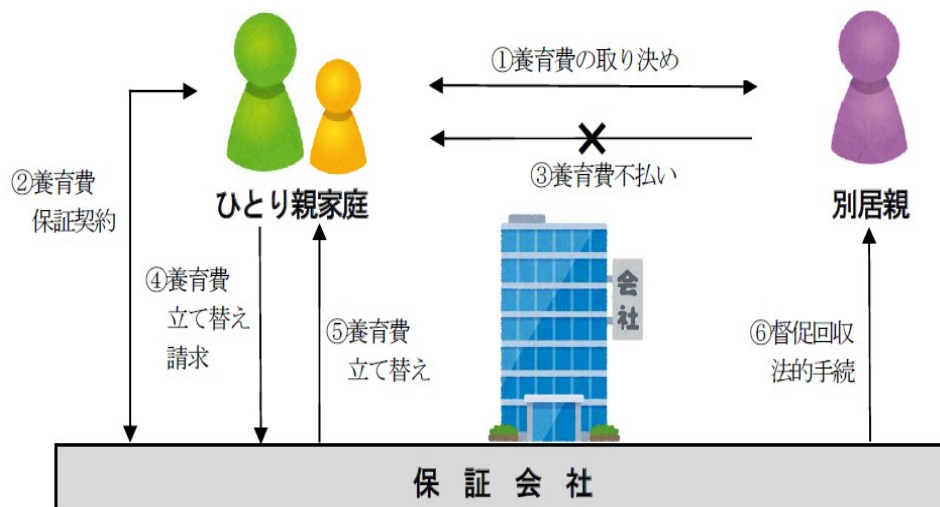
養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、保証会社と養育費保証契約を締結する際の保証料を市が2年分（初年度は養育費1月分、翌年度は0.5月分）補助します。（上限5万円、翌年度は上限2万5千円）

◆対象者◆

申請時において、茨木市の住民基本台帳に記録され、かつ、茨木市に居住するひとり親等又は配偶者等からの暴力を理由に避難し、申請時において居住している茨木市にその住民票を移していないひとり親等であって、次の要件を全て満たす方

- ☐ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- ☐ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ☐ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- ☐ 過去に同一の児童を対象として、国又は本市を含む地方公共団体から養育費保証に関する補助金の交付を受けていない者
- ☐ 納付すべき納期限の到来した市税を完納している者

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・戸籍謄本（児童扶養手当証書でも可）
- ・補助対象となる経費の領収書
- ・強制執行認諾約款付き公正証書、調停調書、確定判決その他の養育費の取り決めを交わしたことがわかる文書
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・通帳又はキャッシュカード

<利用実績> ※ 令和3・4年度は実績なし

- ・令和5年度：3件
- ・令和6年度：4件（見込み）



- 養育費の履行確保等支援事業の実施
- 離婚前後の親支援講座の実施

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成促進補助・養育費の保証促進補助の実施（離婚前後親支援事業）

◆公正証書等作成促進補助◆

債務名義となる公正証書作成、調停調書作成のために支払った費用を補助

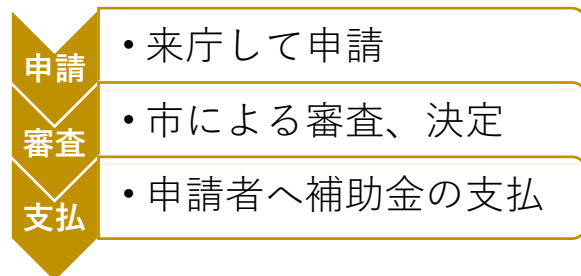
- ＜補助対象＞
- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料
 - ・ 家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代、郵便切手代及び戸籍謄本等添付書類取得費用
 - ・ 家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、郵便切手代及び戸籍謄本等添付書類取得費用
- ＜補助額＞ 申請者が負担した額（上限30,000円）

◆保証促進補助◆

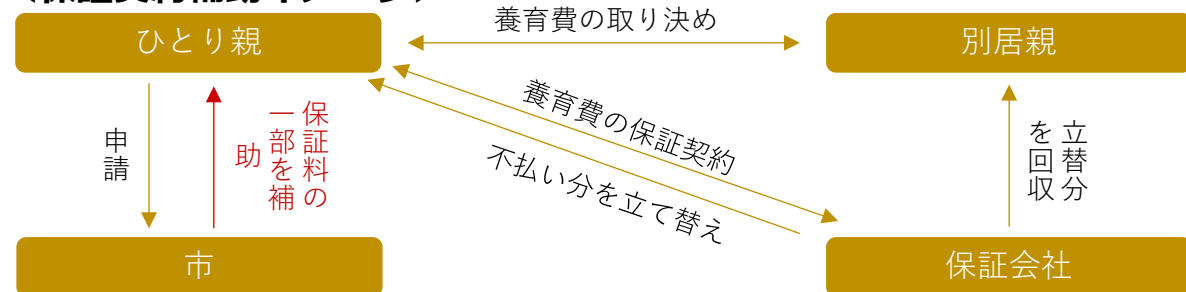
養育費の立替払いを行う保証会社と契約を締結する際に要する費用を補助

- ＜補助対象＞ 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち保証料として本人が負担した費用
- ＜補助額＞ 申請者が負担した額（上限50,000円）

＜交付までの流れ＞



＜保証契約補助イメージ＞



＜利用実績＞

◆公正証書等作成促進補助：令和6年12月時点で4件

◆保証促進補助：令和6年12月時点で0件

取組内容

2 離婚前後の親支援講座の実施（離婚前後親支援事業）

- ・大阪府羽曳野市在住の離婚を考えている方、離婚協議中の方、離婚後の父母等を対象として**無料の講座を実施**。
- ・**離婚前後の悩みや子どものために何を決めておけばいいのかといった不安を少しでも取り除くため、何ができるかを共に考える機会を提供**。
- ・講座終了後、当市のひとり親支援事業についての説明や案内をし、**その後の相談・支援につなげる仕組み**にしている。
- ・**市内各施設（幼稚園、保育園、小中学校、図書館 等）に周知を依頼**。講座中の**託児**を実施。

<受講までの流れ>

事前予約

- ・HP、広報誌、市内各施設で周知
- ・ロゴフォームで申込み

講座受講

- ・離婚条件や共同養育について
- ・親子交流や親と子どもの気持ちについて

相談

- ・講座終了後に市の事業の説明や案内をし、その後の支援につなげる

<参加実績>

令和6年度受講者数
() はオンライン
母：7名(6名)
父：1名(0名)

離婚前後の

親支援講座

受講無料

ZOOM

1人1動機で何が変わる？

子どもになんて説明すればいいの？

離婚について周りに相談しにくかったり、離婚したいがどう進めればいいのかわからない、何よりも子どものためにどうすればいいのかといった悩みについて講師が話します。

子どものために何を決めておけばいいの？

どこに何を相談すればいいのかわからない

講座内容

第1部 離婚条件
財産分与、養育費、面会交流など
・離婚条件の話し合い方
・共同養育について

第2部 親子交流と
親と子どもの気持ち
・親子交流の子どもへの影響
・親の離婚を耳にする
子どもの成長に合わせた対応
・親自身の気持ちの整理
・親の離婚を子どもに説明する方法
・離婚後の親同士の関わり方

第3部 グループワーク
※会場のみで開催します。

令和7年

2月7日金

10時~12時

講師

家族のためのADRセンター
小泉 道子 氏

NPO法人ハッピーシェアリング
藤城 由佳 氏

場所

羽曳野市 保健センター 4階 大会議室
※託児あります。

定員

10名（オンライン50名）
※参加は羽曳野市在住の方に限ります。

<申込方法>

右のQRコードを読み込んでいただきフォームからお申込み
いただくか、下記お問い合わせ先にご連絡ください。
【申込期間】：令和7年1月6日~2月5日
<お問い合わせ先>
羽曳野市こどもえがお部こども政策課 ☎072-947-3836



- 養育費確保支援事業の実施（養育費の取決め等に係る費用を助成し、こどもの健やかな育ちを支援）
- 弁護士による無料法律相談の実施（離婚前後の生活やこどもの養育について弁護士へ相談する機会を提供）

取組内容

1 公正証書等作成費用支援、養育費保証契約における保証料支援の実施（離婚前後親支援事業）

【公正証書等作成費用支援】

- 債務名義となる公正証書等作成、家庭裁判所の調停や裁判に要する費用を補助

対象者	藤井寺市在住の児童扶養手当受給者等
支給額	上限30,000円
補助対象	公証人手数料（養育費の取決めに関する部分に限る）、家庭裁判所の調停または裁判に要する収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用

【養育費の保証契約における保証料支援】

- 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として本人が負担した費用を補助

対象者	藤井寺市在住の児童扶養手当受給者等
支給額	契約締結に要した費用と養育費の1カ月分の額を比較して少ない方の額（上限50,000円）

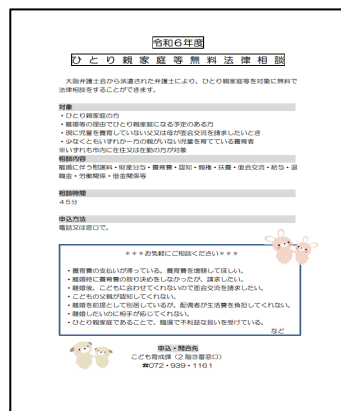
<利用実績（見込み）>

令和5年度	2件（母子家庭：2件，父子家庭：0件）
	※公正証書等作成費用支援のみ
令和6年度	6件（母子家庭：6件，父子家庭：0件）
	※令和6年12月時点

取組内容

2 弁護士による無料法律相談の実施（養育費等支援事業）

- 藤井寺市に在住または在勤のひとり親家庭の方や離婚を検討されている方、離婚後に児童と同居していない父または母、少なくとも一方の親がいない児童を育てている養育者を対象に弁護士会から派遣された弁護士による法律相談を相談料無料で実施。
- 相談内容 離婚に伴う慰謝料や財産分与、養育費、面会交流 等
職場等に係る給与や退職金、労働問題 等
借金関係 他
- 実施回数は年12回。1枠45分で1日あたり4枠で実施。



日時・場所

回次	年月日	曜日	時間	場所
1	4月26日	（金）	14:00～17:00	市役所本庁 2階
2	5月27日	（月）	14:00～17:00	市役所本庁 2階
3	6月27日	（金）	14:00～17:00	市役所本庁 2階
4	8月6日	（月）	14:00～17:00	市役所本庁 2階
5	8月29日	（金）	14:00～17:00	市役所本庁 2階
6	9月26日	（金）	14:00～17:00	市役所本庁 2階
7	10月28日	（月）	14:00～17:00	市役所本庁 2階
8	11月28日	（金）	14:00～17:00	市役所本庁 2階
9	12月28日	（金）	14:00～17:00	市役所本庁 2階
10	1月29日	（金）	14:00～17:00	市役所本庁 2階
11	2月27日	（金）	14:00～17:00	市役所本庁 2階
12	3月24日	（月）	14:00～17:00	市役所本庁 2階

1枠45分×4枠

1	14:00～14:45
2	14:45～15:30
3	15:30～16:15
4	16:15～17:00

※※※お電話にて相談ください※※※

<利用実績（見込み）>

令和5年度 20件（離婚前：16件，離婚後：4件）

令和6年度 14件（離婚前：13件，離婚後：1件）

※令和6年12月時点



- 公正証書等作成促進補助の実施
- 保証促進補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成促進補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 離婚前後親支援事業を活用し、公正証書等により養育費の取り決めを行ったひとり親を対象として、公正証書作成時や調停時等に負担した費用の一部を**市が負担**する。（上限3万円）

対象者

- **所得制限なし**
- 四條畷市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している20歳未満の児童を現に扶養している方

申請期限

- 公正証書等を作成した日以降で、対象者の要件を満たした日の翌日から**6か月以内**

相談実績

- 令和3年度8月より申請受付を開始。
令和3年度は4件、令和4年度は9件、令和5年度は14件に支給済み。
- 令和6年度は、令和7年1月15日時点で7件に支給済み。

CHECK

離婚前相談、児童扶養手当新規認定時と児童扶養手当現況届提出時の面談において、養育費確保に関する情報提供と聞き取りを強化。

市で作成した「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」を活用し、ひとり親家庭支援について離婚前、離婚後に関わらず、養育費確保の重要性と当補助金について案内。さらに、ひとり親家庭における生活全般の相談に個別対応できるよう、詳しい聞き取り票を作成し、今後の生活の見通しを立てる機会としている。



取組内容

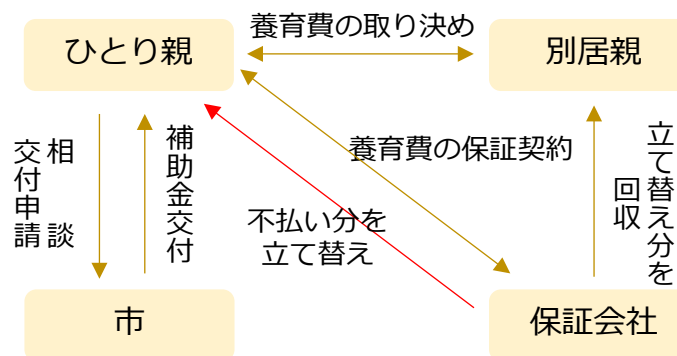
2 保証契約補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 離婚前後親支援事業を活用し、公正証書等により養育費の取り決めを行ったひとり親を対象として、民間保証会社が養育費の取り決めをしたひとり親家庭との間で養育費保証契約を締結し、その保証料を市が負担する。（上限5万円）
- 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

対象者

- 所得制限なし**
- 四條畷市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している20歳未満の児童を現に扶養している人
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している人

イメージ図



申請期限

- 養育費保証契約締結日以降で、対象者の要件を満たした日の翌日から**6か月以内**

相談実績

- 令和3年度は8月より申請受付を開始。
- 令和3年度～令和6年度は支給なし。



● 公正証書作成費の補助、調停申立てに係る各種手数料等への助成

取組内容

1 公正証書作成費の補助、調停申立てに係る各種手数料等への助成（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費に係る公正証書（強制執行認諾約款付）作成に係る費用及び、調停申立てに係る各種手数料等の助成を行います。
- ・ 家庭裁判所への付き添い支援に係る費用を補助します。

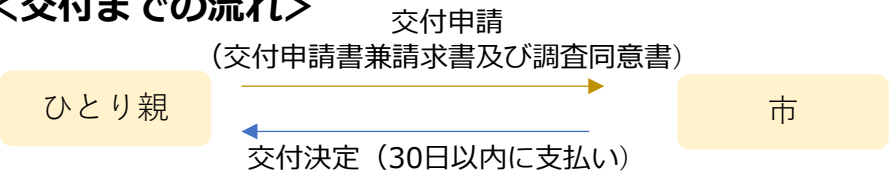
＜対象者＞

- 宝塚市にお住いのひとり親家庭の母又は父で、次の①～④の要件を全て満たす方
- ① 養育費の取り決めにかかる経費を負担している
 - ② 養育費の取り決めにかかる債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、確定判決等）を有している。
 - ③ 養育費の対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養している。
 - ④ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に関する補助金を交付されていない。

＜補助対象経費及び補助額＞

- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料（上限5万円）
- ・ 家庭裁判所調停申立て、また裁判に要する収入印紙代、連絡用の郵便切手代金
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用（裁判所提出用、当補助金申請のための戸籍謄本取得費用）
- ・ 家庭裁判所への付き添い支援に係る費用（1回あたり2千円、複数回可）

＜交付までの流れ＞



＜利用実績＞

- ・ 令和5年度 7件
- ・ 令和6年度 17件 ※R6年12月末時点



- 養育費に関する公正証書等を作成する際に必要な経費の補助
- 保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費の補助

取組内容

1 養育費取決めの経費補助・養育費保証契約の経費補助の実施（離婚前後親支援事業）

三田市に居住するひとり親（要件あり）に対し、養育費に関する公正証書等を作成する際に必要な経費及び、保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費を補助します。

①養育費の取決めに要する経費の補助

- ・支給額 = 上限 5 万円
- ・対象経費 = 公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

②養育費の保証契約に要する経費の補助

- ・支給額 = 上限 5 万円
- ・対象経費 = 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として本人が負担する経費

＜支給要件＞ ※全てを満たすこと

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある
- ・養育費の取決めににかかる経費を負担している、または保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結している
- ・養育費の取決めににかかる債務名義を有している
- ・養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満の者)を現に扶養している
- ・過去に養育費の取決めに要する経費補助を受けていない

＜申込みに必要な書類＞ ※公簿で確認できる場合は省略可

- ・児童扶養手当証書の写しまたは課税証明書（受給していない場合は、本人及び児童の戸籍謄本）
- ・補助対象となる経費の領収書等
- ・養育費の取決めに交わした文書
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・通帳またはキャッシュカード

＜実績＞	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 1 2 月末現在
①取決め	9 件	7 件	1 0 件
②保証契約	1 件	0 件	0 件



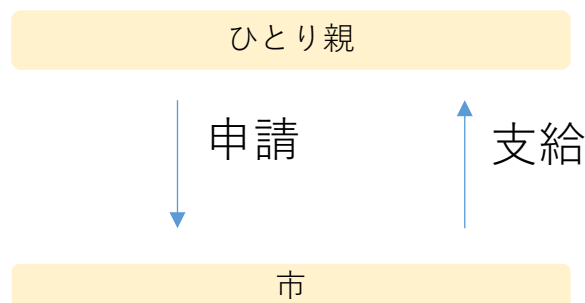
養育費に関する公正証書等作成促進補助金の実施

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成促進補助金の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ひとり親の養育費に関する公正証書等の作成に係る経費の一部について補助金を交付
- ・対象者 生駒市内に居住し、交付申請時においてひとり親であって、次に掲げる要件を満たす者
 - ①養育費の取決めに関する経費を負担していること
 - ②養育費の取決めに関する債務名義を有していること
 - ③養育費の取決めの対象となっている児童（20歳未満）を現に扶養していること
 - ④当該養育費の取決めについて過去に補助金を交付されていないこと
- ・補助対象経費 公証人手数料、家庭裁判所の調停申立てまたは裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る）、戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る）、連絡用の郵便切手代

<事業イメージ>



<相談実績（見込み）>

これまでのところ令和6年度で4件の申請があり、公証人手数料の補助が3件、家庭裁判所の調停が1件であった。金額は公証人手数料令9条別表法律行為に係る証書作成の手数料に基づくが、市の要綱で上限を43,000円としている。補助額は4件で計61,274円。



● 養育費にかかる公正証書等作成促進事業の実施

取組内容

◆ 養育費にかかる公正証書等作成促進事業補助金（離婚前後親支援事業）

養育費にかかる公正証書等の作成にかかった費用を補助することで、養育費の取決めの債務名義化を促進し養育費の履行の確保を図ることを目的とする。

<補助額>

対象経費の全額（上限2万円）

<申請期限>

公正証書等の文書を作成した日の属する年度の2月末
（ただし2～3月に作成した場合は翌年度の4月末まで）

<手続きの流れ>

公正証書
作成

- ・ 公正証書を作成

申請

- ・ 補助交付申請書を提出

支給

- ・ 支給決定し補助金を支給

<対象となる経費>

公正証書の作成に要した経費のうち次のもの

- ・ 公証証書作成のために公証人役場に支払った費用
- ・ 家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本など添付書類の取得にかかった費用
- ・ 家庭裁判所等との連絡用の郵便切手代

<利用実績>

令和5年度 4件
令和6年度 3件（12月末現在）



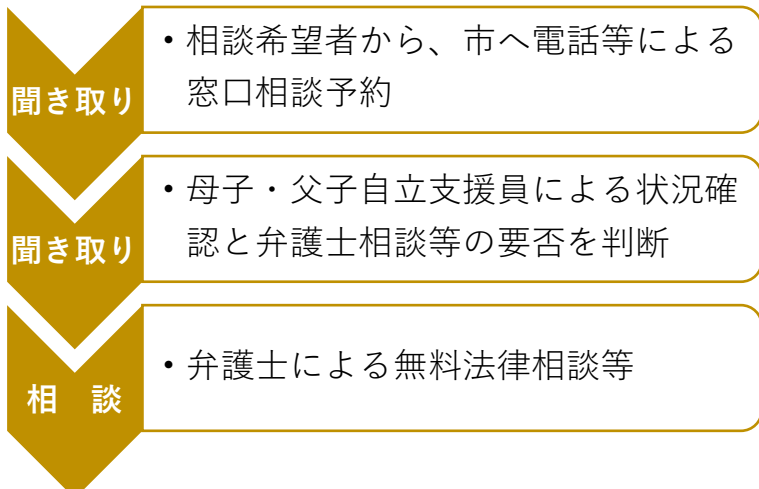
- 弁護士による法律相談等の実施
- 公正証書、調停・審判申立て費用の補助
- 強制執行申立費用の補助

取組内容

1 弁護士による法律相談等の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 宇部市に居住し、養育費にかかわる離婚前後に発生する諸問題について、県弁護士会から推薦をいただいた**弁護士による無料法律相談**や県司法書士会から推薦をいただいた**司法書士による相談**を実施（市役所でのオンライン相談の場合は、母子・父子自立支援員の同席支援あり）
- ・ ひとり親家庭等相談窓口（母子・父子自立支援員）における事前相談により、状況を確認・把握し、弁護士相談等の要否を判断し無料相談を実施（1回30分）

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- 令和5年度
- ・ 母子・父子自立支援員による相談：のべ263件
 - ・ 弁護士による法律相談：30件
 - ・ 司法書士による相談：2件
- 令和6年度（12月末現在）
- ・ 母子・父子自立支援員による相談：のべ151件
 - ・ 弁護士による法律相談：19件
 - ・ 司法書士による相談：1件

取組内容

2 公正証書、調停・審判申立費用の補助（離婚前後親支援事業）

公正証書作成手数料等の補助

公正証書作成のための公証人手数料等の補助

〈対象者〉

市内に住所を有するひとり親（事前にひとり親家庭等相談窓口で相談している者）で、
養育費に関する公正証書を作成した者

〈補助対象〉

「強制執行認諾」条項が記載された公正証書の作成に係る手数料等
（上限額 30,000円）

自分で「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

調停・審判申立、強制執行に係る費用を補助

〈対象者〉

市内に住所を有するひとり親（事前にひとり親家庭等相談窓口で相談している者）で、
養育費に関する調停・審判申立、強制執行申立をした者

〈対象費用〉

申立てに係る収入印紙代、裁判所に求められる予納切手代、戸籍謄本等添付書類取得手数料等
（上限額 30,000円）

＜申請に必要な書類＞

- ・ 作成した公的書類
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 振込先の銀行等の口座番号がわかるもの 等

＜利用実績（見込み）＞

- 令和5年度 公正証書作成費用補助：7件
調停申立費用補助：5件
- 令和6年度（12月末現在）
公正証書作成費用補助：4件
調停申立費用：2件

取組内容

3 強制執行申立費用の補助（離婚前後親支援事業）

弁護士等に依頼して「強制執行」申立て等を行う場合の補助

県弁護士会から推薦いただいた弁護士、県司法書士会から推薦いただいた司法書士に依頼した強制執行申立に係る費用の補助

〈対象者〉

市内に住所を有するひとり親（事前にひとり親家庭等相談窓口で相談している者）で、養育費の取決めについて、一定の公的書類（強制執行認諾条項付きの公正証書や調停調書・審判書等の債務名義）を既に持っている者

〈補助対象〉

- ・ 強制執行申立や財産開示手続の申立て等の弁護士等費用のうち着手金
（上限額 100,000円）
- ・ 申立に係る収入印紙代、裁判所に求められる予納切手代、戸籍謄本等添付書類取得手数料等
（上限額 30,000円）

＜申請に必要な書類＞

- ・ 弁護士等と締結した契約書、着手金請求書
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 振込先の銀行等の口座番号がわかるもの 等

＜利用実績＞

令和5年度
 弁護士等着手金：強制執行 3件
 財産開示手続 2件
 第三者からの情報取得手続 1件
 令和6年度（12月末現在）
 弁護士等着手金：強制執行 4件
 財産開示手続 2件
 第三者からの情報取得手続 0件



弁護士無料相談（養育費確保への支援）

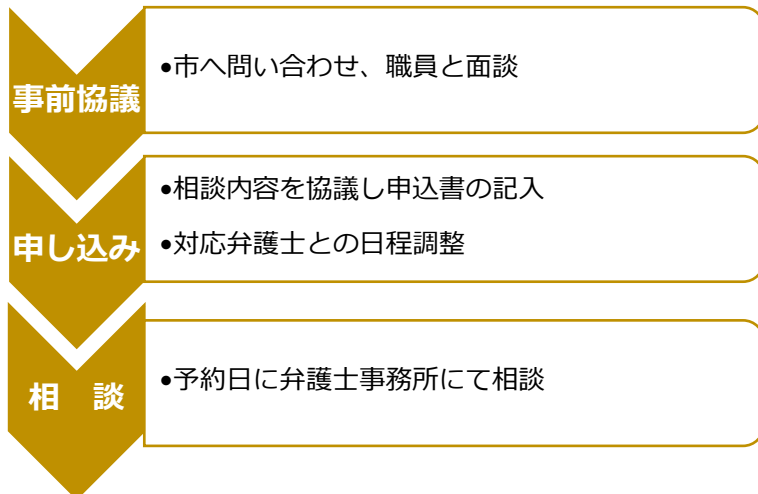
取組内容

1 弁護士無料相談の実施（養育費等支援事業）

- 対象者：市内在住で、**養育費の取り決め対象となる児童**を養育している人。
- 相談内容：**離婚前後の養育費の取り決めや支払いの履行、強制執行**に関する法律相談。
その他、**離婚、親権、親子交流、慰謝料や財産分与**などの法律相談。
- 利用について：相談料**無料** 相談時間**1時間/回**
弁護士会紹介の弁護士対応（各事務所にて平日日中の対象者の希望日に実施）
- 広報：市民課の**離婚届に同封**、市HP、市広報など



<相談までの流れ>



<R6実績（4月～11月）>

- ・4月：1名（母） 内容：養育費
 - ・5月：2名（母） 内容：養育費、離婚
 - ・6月：3名（母） 内容：養育費、離婚
 - ・7月：2名（母） 内容：養育費
 - ・8月：3名（母2名、父1名） 内容：養育費、離婚、親権
 - ・9月：1名（母） 内容：養育費
 - ・10月：0名
 - ・11月：1名（母） 内容：養育費、離婚
- 4～11月合計13名



● 公正証書等作成経費・養育費保証契約費用に対する補助の実施

取組内容

1 養育費確保支援事業の実施（離婚前後親支援事業）

1. 公正証書・調停調書等作成経費に対する補助

- ・ 養育費の取決めに係る強制執行認諾約款付公正証書、調停調書等の作成に要した費用を補助
- ・ 補助上限30,000円

2. 養育費保証契約に対する補助

- ・ 養育費保証契約の締結に要する経費のうち、初回の保証料を補助
- ・ 補助上限50,000円

<対象者>

【1・2共通】

さぬき市に居住するひとり親で次の条件をすべて満たす方

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- (3) 養育費の取決めの対象となる20歳未満の子を現に扶養していること
- (4) 市税及び国民健康保険税を滞納していないこと
- (5) 過去に本市又は他の地方公共団体による養育費の取決めに交わした同内容の文書に係る補助金を交付されていないこと

【2のみ】

- (6) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること

<令和5年度利用実績>

1. 公正証書・調停調書等作成経費の補助
1名

2. 養育費保証契約に対する補助
0名



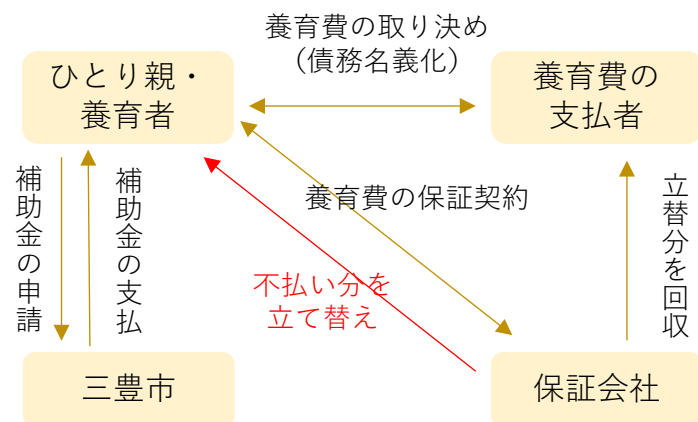
養育費の取り決めサポート

取組内容

1 保証契約保証料補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 債務名義化されている養育費について、ひとり親家庭の母、父が新たに保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料を補助（上限5万円）することにより、ひとり親家庭の収入の安定的確保を支援する。
- ※ 養育費保証契約・・・養育費の支払者からの支払がない場合に、保証会社が立て替える契約
- ※ 債務名義化・・・強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書で養育費の取り決め内容を定められていること
- ・ 対象者・・・三豊市に居住するひとり親家庭の母、父であって当市指定の要件を満たす方

<事業イメージ>



<補助までの流れ>

- 1.申請者が保証会社に直接連絡して保証契約の審査を受ける
- 2.保証会社の審査が通ったら、保証会社との契約前に市に補助金の申請
- 3.市から交付決定通知が届いたら保証会社と契約締結
- 4.保証会社と契約後、市に実績報告
- 5.三豊市から申請者に補助金を支払

<利用実績>

- ・ 令和6年度12月時点で実績なし（令和5年4月開始）

取組内容

2 公正証書の作成料補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用を補助（上限5万円）することにより、ひとり親家庭の収入の安定的確保を支援する。
- ※ 公正証書等・・・強制執行認諾約款付公正証書、調停証書、審判書、判決書、和解調書など、債務名義としての効力を有するもの。
- ・ 対象者・・・三豊市に居住するひとり親家庭の母、父、であって、当市指定の要件を満たす方

<補助金交付の対象となる経費>

- 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた、公証人手数料
（養育費以外の法律行為のみの手数料は除きます。）
- 家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代、裁判に要する収入印紙代
（離婚請求及び養育費請求の費用に限ります。）
- 戸籍謄本など添付書類の取得費用
（養育費に関連するものに限ります。）
- 連絡用の郵便切手代

<利用実績>

令和5年度
補助金申請者：3名

令和6年度
補助金申請者：6名
※令和6年12月現在





- 養育費に関する公正証書等作成経費の補助
- 養育費保証契約締結経費の補助

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成経費の補助（離婚前後親支援事業）

【補助対象者】

宇和島市に住所を有するひとり親で、次の要件のすべてを満たすもの

- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ・ 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書に係る助成金、補助金給付金等を交付されていないこと

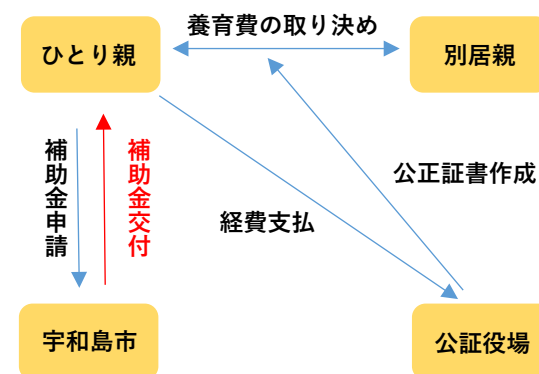
【補助対象】 ※どの項目も養育費に関する部分のみ対象

- ・ 公証人手数料令に定める公証人が受ける手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用

【補助額】

対象経費と43,000円を比較して少ない方の額

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 宇和島市養育費確保支援事業補助金交付申請書
- ・ 児童扶養手当証書の写し又は申請者及び児童の戸籍謄本(抄本)
- ・ 補助対象経費の領収書等支出の内容が確認できる書類の写し
- ・ 養育費の取決めに係る公正証書等の写し

<利用実績>

- ・ 令和5年度：1件
- ・ 令和6年度：1件 ※12月末現在

取組内容

2 養育費保証契約締結経費の補助（離婚前後親支援事業）

【補助対象者】

宇和島市に住所を有するひとり親で、次の要件のすべてを満たすもの

- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ・ 保証会社との1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ・ 過去に養育費保証契約に係る助成金、補助金、給付金等を交付されていないこと

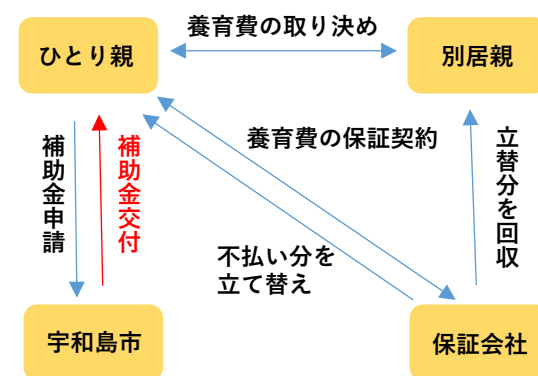
【補助対象】

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として負担する経費（初回保証料に限る）

【補助額】

対象経費と50,000円を比較して少ない方の額

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 宇和島市養育費確保支援事業補助金交付申請書
- ・ 児童扶養手当証書の写し又は申請者及び児童の戸籍謄本(抄本)
- ・ 補助対象経費の領収書等支出の内容が確認できる書類の写し
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し

<利用実績>

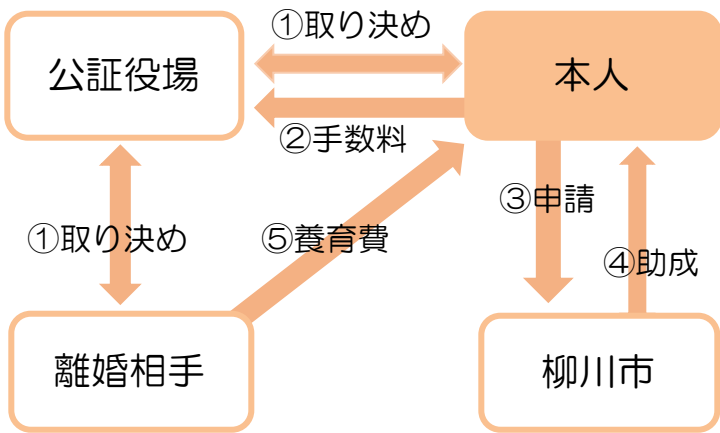
- ・ 令和5年度：0件
- ・ 令和6年度：0件 ※12月末現在

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成費用を補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費の取決めについて作成した文書（公正証書等）の作成費用や家庭裁判所での調停に必要な収入印紙代・郵便切手代などを補助する。
対象者：ひとり親家庭の母又は父
公正証書や調停証明等による取り組みを作成した方など
- 対象経費：公正証書や調書の作成に要した費用（手数料など）
- 補助額：対象経費の全額（上限3万円、1人1回限り）

<事業イメージ>



<申し込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書（戸籍謄本等）
- ・ 補助対象経費の額が確認できる書類
- ・ 公正証書などの写し など

<相談実績（見込み）>

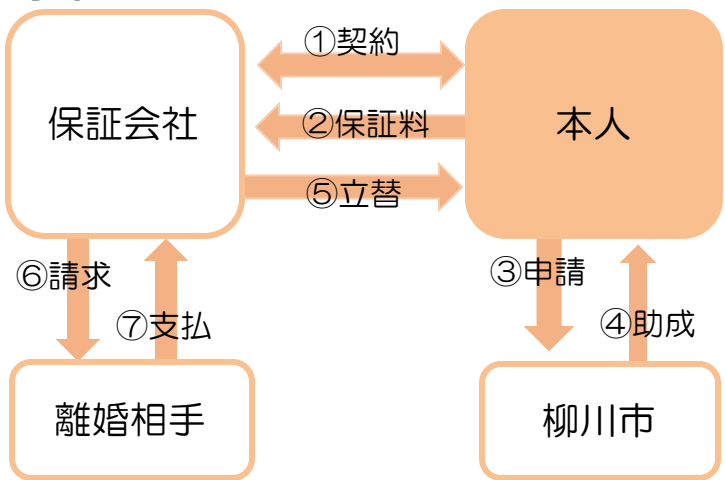
- ・ 令和5年度 相談1件 申請1件
- ・ 令和6年度 相談1件 申請1件 ※12月末現在

取組内容

2 養育費保証契約の保証料を補助の実施（離婚前後親支援事業）

- 保証会社と養育費保証契約を締結した場合、保証料の負担分を補助する。
対象者：ひとり親家庭の母又は父
保証費契約を締結した方など
対象経費：保証会社との契約に要した費用（保証料）
補助額：上記保証料（上限5万円、1人1回限り）

＜事業イメージ＞



＜申し込みに必要な書類＞

- ・ 児童扶養手当証書（戸籍謄本等）
- ・ 補助対象経費の額が確認できる書類
- ・ 公正証書などの写し
- ・ 養育費保証契約書の写し など

＜相談実績（見込み）＞

- ・ 令和5年度 相談0件 申請0件
- ・ 令和6年度 相談0件 申請0件 ※12末月現在



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

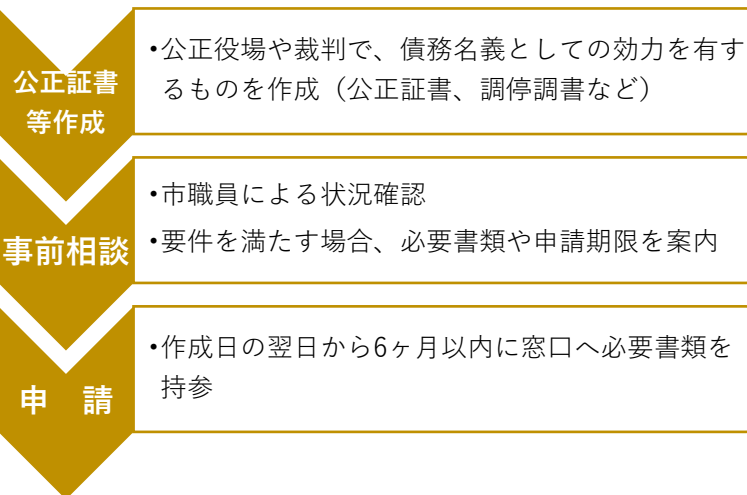
1 公正証書等作成費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・ 養育費に関する公正証書や家庭裁判所で調停調書等を作成する際の本人負担費用を市が補助する

対 象 者 : 筑紫野市に在住しており、20歳未満の児童を現に扶養しているひとり親の方
 養育費の取り決めに係る公正証書等を有している方
 養育費の取り決めに係る経費を負担している方

補助対象 : 公正証書等の作成費用（公証人作成料や調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代）（上限3万円）

<申請までの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・印鑑
- ・銀行口座の通帳
- ・作成した公正証書等
- ・領収書等
- ・戸籍謄本（児童扶養手当証書でも可）

<相談実績（見込み）>

- ・令和6年12月時点で11件の事前相談があり、そのうち補助を実施したのは8件。

取組内容

2 保証契約補助の実施（離婚前後親支援事業）

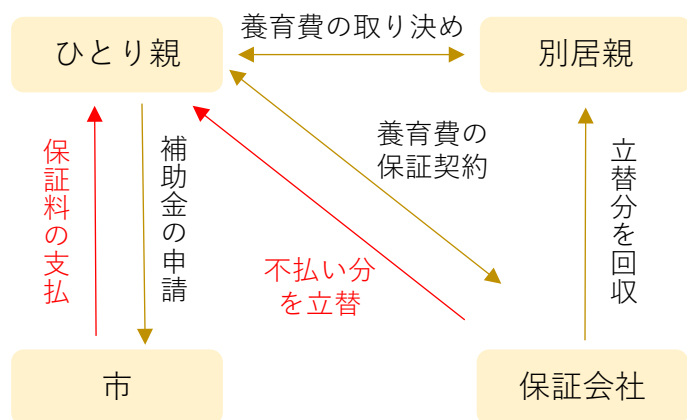
- ・ 養育費の取り決めをしたひとり親家庭が、保証会社との間で養育費保証契約を締結した際の契約手数料を市が補助する。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

対 象 者 ： 公正証書等により養育費の取り決めを行っており、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方

児童扶養手当の支給を受けている方又は同様の所得水準にある方

補助対象 ： 保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料（初回のみ）として本人が負担する費用（上限5万円）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 印鑑
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公正証書等
- ・ 領収書等
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・ 戸籍謄本及び所得証明書（児童扶養手当証書でも可）

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和6年12月時点で相談件数0件



●養育費についての公正証書等作成、保証契約、不払いに係る強制執行申立てに関する費用を負担するひとり親に補助金を交付し、養育費の確保を支援します。

取組内容

1 補助金交付の実施（令和5年度から。所得制限なし。離婚前後親支援事業）

- **要件**…①市内に居住している②債務名義として効力を有する養育費取決めに係る公正証書等を有している③養育費取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養するひとり親である④対象経費を負担している⑤市や他の自治体から補助金を交付されていない
- **公正証書等作成（補助上限5万円）**
対象経費…公証人手数料、調停申立て又は審判に要する収入印紙代及び郵便切手代、戸籍謄本等取得費用（全て養育費請求に関するものに限る）
- **養育費保証契約（補助上限5万円）**
対象経費…保証会社と契約期間が1年以上の養育費保証契約を締結した場合の保証契約料
- **不払い養育費に係る強制執行申立て（補助上限6万円）**
対象経費…強制執行申立てに要する収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等取得費用、弁護士費用（弁護士費用は着手金に限る）

<手続の流れ>

申請

申請者が、申請書に必要書類を添えて市に申請

決定

市が審査後、申請者に交付（不交付）決定通知送付

交付

市が交付決定者に対して補助金交付

<補助金交付実績>

令和6年度（令和6年12月時点）

- 公正証書等作成 12件
- 養育費保証契約 0件
- 不払い養育費に係る強制執行申立て 0件



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 保証契約補助の実施 等

取組内容

1 公正証書等作成費用補助の実施(離婚前後親支援事業)

・養育費の取り決めに係る公正証書等（公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等）の作成費用を補助する。（上限3万円、1回限り）

<対象者>

大野城市に居住するひとり親で、以下の要件をすべて満たす方

- ・養育費の取り決めに係る公正証書等を保有し、かつ作成経費を負担
- ・養育費取り決め対象の児童(満20歳未満)を扶養
- ・過去に他自治体から同様の補助を受けていない

<支給までの流れ>

申請準備

- ・公正証書等取得
- ・戸籍謄本など必要書類の準備

申請受付

- ・公正証書等作成後6カ月以内に申請

支給

- ・内容審査後、指定口座へ振込

<対象経費>

- ・公証人手数料
- ・収入印紙代
- ・戸籍謄本など添付書類の取得費用
- ・郵便切手代

<必要書類>

- ・対象経費の支払いが分かる書類
- ・振込口座が分かるもの（通帳等）
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・戸籍謄本(又は抄本)及び住民票謄本(児童扶養手当受給者でない場合。申請者と児童分)
- ・公正証書等(申請日から6カ月以内に作成のもの)

<利用実績等>

- ・令和5年度実績：5件
- ・令和6年度実績：17件（令和7年1月時点）
- ・令和6年度予算：24件



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 保証契約補助の実施 等

取組内容

2 保証契約締結への補助(離婚前後親支援事業)

- ・ 未払いが発生した時、立替払いなどを受けられる保証契約を保証会社と締結する費用を補助する。(上限 5 万円、1 回限り)

<対象者>

大野城市に居住するひとり親であって、以下の要件をすべて満たす方

- ・ 取り決めに係る公正証書を保有している
- ・ 保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結
- ・ 養育費取り決め対象の児童(満20歳未満)を扶養
- ・ 児童扶養手当受給者と同等の所得水準
- ・ 過去に他自治体から同様の補助を受けていない

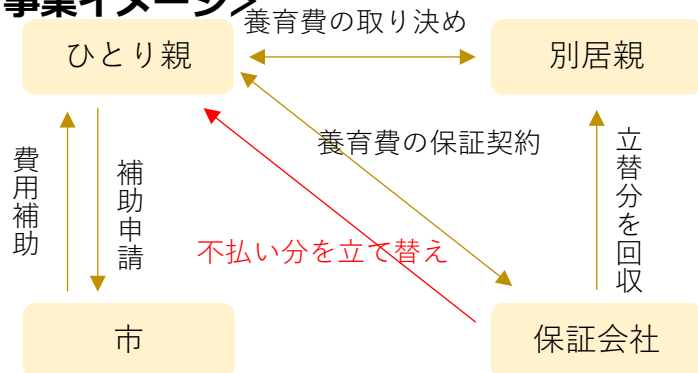
<対象経費>

- ・ 保証契約の初回の保証料 (本人負担分)

<必要書類>

- ・ 対象経費の支払いが分かる書類
- ・ 振込口座が分かるもの(通帳等)
- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 保証契約書(申請日から 6 カ月以内に契約のもの)
- ・ 公正証書等(申請日から 6 カ月以内に作成のもの)
- ・ 戸籍謄本(又は抄本)及び住民票謄本(児童扶養手当受給者でない場合。申請者と児童分)

<事業イメージ>



<利用実績等>

- ・ 令和 5 年度実績 : 0 件
- ・ 令和 6 年度実績 : 0 件 (令和 7 年 1 月時点)
- ・ 令和 6 年度予算 : 2 件



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 保証契約補助の実施 等

取組内容

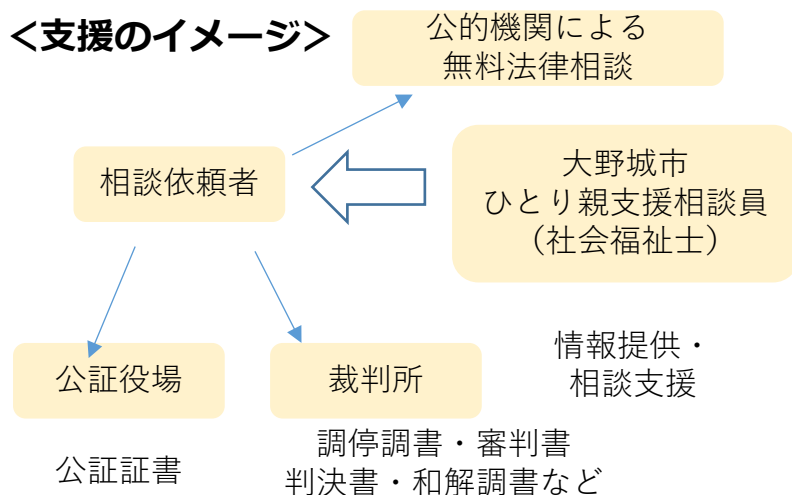
3 ひとり親支援相談員（社会福祉士）による公正証書等作成についての相談支援(離婚前後親支援事業)

・公正証書等（公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等）や保証契約について、手続きの進め方や内容を知りたい方へ、ひとり親家庭相談員（社会福祉士）が随時相談支援を行う。

<対象の方>

- ・ 離婚予定の方
- ・ 離婚後の方

<支援のイメージ>



<主な相談内容>

- ・ 離婚後のひとり親支援について
- ・ 離婚の進め方や、取り決めの内容について
- ・ 取り決めた公正証書等が履行されない場合について
- ・ 公証役場での公正証書の作成について
- ・ 弁護士による法律相談について
- ・ 裁判所への申立について
- ・ 裁判所での調停、審判、裁判などについて

<相談支援状況等>

- ・ 随時